

分際を亂るを野蠻と云ふ。野蠻は禽獸と、奚ぞ擇ばん。請ふ次に譬を以て説明せん。

文明とは人文の明らかなる事なり。文とは、章の義なり。父子は父子なり、君臣は君臣たり、夫婦は夫婦たり、兄弟朋友は兄弟朋友たりて、其分際之判然分明なる、是れ即ち人文の明らかなるなり。眞の文明なり。之を繪畫の美術に譬へん、茲に一幅の神品とも稱すべき名畫あり、展べてこれに對する時は、山重り水遠く、樹木は森々として、翠色滴るが如く、怪岩奇石の間に、結構せる隱棲は、諸葛が廬か、子雲が亭かと想像せられ、竹窓の邊には、隱々として琴の音やせん、柴門の下には、彷彿として松風泉石の響やあらんと疑はれて、人をして其の境に神遊するの想あらしむ。是れ謂はゆる畫の妙趣なり。然るに一の理化學者これを觀て、此の墨痕は、油煙より成り、此の朱點は、金銀鏝の滓より生じ、綠青は何より、雌黃は何より、翠は何代赫は何と、一々分析を初めたらんには、是れ美術を觀るものと謂ふべきか。是れ全く美術を破壊するものなり。繪畫の美術は、著色繪具の品にもあらず、一山一水一樹一石の形にもあらず、全體景色の遠近高低、著色の濃淡疎密、位

置の布叙安排等の上に、文の明らかなる處が有りて。謂はゆる佳品とか妙品とか、神品とか稱する、一種云ふべからざるの妙處あるなり。是れを畫の美術と云ひ、これを畫の文明と云ふ。然るを種々の理化學者、様々の哲學者が出て來りて、山水樹石を取除け、著色繪具を取削がし、本の素絹にして、嗟乎奇麗なり、嗟乎立派なりと云は、如何ん。これを文明と謂ふべきか。これを美術と云ふべきか。何人をして評せしむるも、此は繪畫の美術を、剝奪したるものなり。固有の文明を破壊したるものなりと云ふなるべし。

學問に於けるも亦然り、儒教の如きは、此の人間世界を、人間世界の儘に、彩どり文なしつゝ、一判然分明に、圓滑自在に取り成して、妙品とも神品とも謂ふべき世界に、護り立つべき機能を有したる必要の教なり。然るをこれを陳腐なりとし、迂濶なりとして、人間は猿猴の子孫なりと云ひ。日本人は朝鮮より來りしとか、南洋より渡りしとか云ひ立つるは、何事ぞや。但し余は強て是等の學說に反對する者にあらざれば、諸君の中に於いても、嗜好の人は、一種の學問として、時々分析を試むるも可なり。唯是れこそ天地の眞理、人間の公道なれ、得たり畏しとて。

名教を踏倒さんとするに至りては、眞の文明は破壊せられて、繪畫の譬の如き、殺風景の世界に陥るゆゑに。其は善からぬ事と余は思ふなり。余は文明とは、人文の明らかなる事にて。人文を明らかにして、人間の道徳を振起せんには、儒道こそ、必用の功能あるものなれと、みづから信じて疑はざるものなり。諸君若し此義に就て、質問せらるゝ事あらば、余は直に答辯するを辭せざるべし。

三道國教辯一名緣起心辯

神儒佛の道は、おの／＼妙所ありて、其の一を缺ぐも、我が國家を經綸すること能はず。されど三道を兼ね修むる人、天下に稀にして。或は其一を知て、未だ其の二を知らず、其二を知て、未だ其の三を知らざるが故に。己が學得する所をのみ主張して、相互に非毀すること、歎かはしき事の限りなれ。神儒佛三道の、我が國家に、須臾も離るべからざること、其れ猶衣食住の三つの者の、人生に一日も缺ぐべからざるが如きか。且つ夫れ物は、其の則を異にして、各々其の用を爲すこと、天下の通規なるが、中に就て、度量衡の三つを看よ、物の長短は、度にあらざれば

定むること能はず。物の輕重は、衡にあらざれば、定むること能はず。物の多少は、量にあらざれば、定むること能はざるぞかし。されど其の次第を申さば、度量衡ありて、而して後、長短輕重多少の別を生ぜしにあらず。物の理として、長短あり、輕重あり、多少あるが故に。賢人出て、度を創め、量を制し、衡を作りて、以て物の情を齊ふる事。猶衣食住ありて、此の身あるに非ず。此の身あるが故に、衣を裁して、之が寒暑を凌ぎ。食を制して、之が饑餓を退ぞけ。家を造りて、之が雨露を防ぐが如し。其の神儒佛に於けるも亦然り、神道、儒道、佛道の三學ありて、而して後、人の性情を生ぜしにあらず。人の性情に、おのづから感覺あり、智識あり、迷惑ありて。道に由りて、修めざれば、其の正しきを得ざるが故に、神ありて、神道を傳へ。佛ありて、佛道を説き。聖人ありて、儒道を談じ給へり。然るに此の三學の一に局して、他を非毀するは、恰も輕重を捨て、長短を取り。食を用ひて、衣を廢するに同じからん。

余は不肖、非才、敢て神儒佛の三道に通ぜしと謂ふにあらず。唯此の三道の大意に於て、聊か了解する所あるが故に。三道ともに、吾人の爲に缺くべからざる事

を信ぜり。元來吾人人間は神儒佛の三學より生れ來れる者にあらず。其の生れ來れる性情を神儒佛の三道にて修むるに過ぎざる事は前に辯ぜし如くなるが。若し其の生れ來れる本因を問はゞ吾人は全く我が父母の所生なり。故に父母は我が能生の天なり。但し一應の考案にては父母は我が形體の能生者にして我が心の能生者にあらず。我が心は我が心として生じ我が心として滅するものなり。我が心は猶禽獸の如し。我が心は猶神佛の如し。其の所生の縁に應じて其の相を現ぜり。例せば王侯の家に生るゝときは均しく人間ながらも、おのづから王侯の心あり。乞食非人の腹より生るゝときは均しく人間ながらも、おのづから乞食非人の心あり。其の禽獸の腹より生るゝときはおのづから禽獸の心を生ずるも。猶斯の如しと雖も。細かに之を工夫すれば、假令我が心は、我心として生じ。我が心として滅するも。其の形體所生の縁を離れて獨生するものにあらざるが故に。我が父母は、我が形體のみの能生者と謂ふべからず。實に我が心の能生者と謂ふべし。之を鑄物師が黄金を以て、神佛人獸種々の形像を造るに譬ふ。其の黄金より言はゞ少しの差別も有ること無く。

又其の黄金は、素より鑄物師の造る所にあらざれども。其の形像に就て言はゞ、獸たり人たり佛たり神たり。さて神たれば、茲に神の心を生じ。佛たれば、茲に佛の心を生じ。人たれば、茲に人の心を生じ。獸たれば、茲に獸の心を生ずるが故に。我が父母は、常に我が形體のみの能生者にあらずして。直に我が心の能生者なり。之を因縁所生の心と謂ふ。人能く此の因縁所生の心を了して。我が父母の、其の父母に於けるも、亦斯の如く、其の父母の、又其の父母に於けるも、猶斯の如きを知り。之を推し立て、之を繰り上げて、其の祖宗に及ぼさば。其の祖宗の家を興し、國を建て。かゝる日本てふ國家を開き給ひし因縁を、徹見することを得ん。

苟も此の因縁を徹見し來らば、直に此の因縁が、今日只今我が日本の血肉に相續して、彼の王侯の家に生るゝものは、同じ人間ながらも、おのづから王侯の心あるが如くならん。若し萬一、我が日本に生れし人にして、日本心の無きものあらば、是れは全く形體のみを父母に受けて、其の心は、別に獨生したるものなるべし。果して然らば、余は試みに問はん、其の獨生心は、果して如何なるものなる歟、神心か

佛心か、禽心か、獸心か、鬼心か、魔心か、いづれにしても、此の形骸に相應せざる怪物と謂ふべし。若し夫れ其の心は、かゝる奇怪の心にあらず。眞個に名づくべからざる獨生心なりと言はゞ、是れ全く我が形を離れて、心を生ずべき道理なり。我が國を離れて、心を生ずべき道理なり。天を離れ、地を離れ、人を離れ、物を離れ、一切を離れ盡して、斯心を生ずること能はずと言はば、是れ謂はゆる獨生心に非ず、即ち縁起の心なり。縁起の心とは、相手方の所縁ありて生ずる心と謂ふ。若し縁起の心なりと言はゞ、我が心は、我が形體に由りて、縁起せしに相違なし。我が形體は、我が父母に由りて、縁起せしに相違なし。我が父母は、我が祖宗に由りて、縁起せしに相違なし。斯く明らかに、此の縁起心を認むる時は、吾人は同じ人間ながらも、分明に是れ日本人なり。分明に是れ日本人なれば、又分明に日本心を具し來れること明々昭々として、是れ即ち眞個の事實なり、眞正の道理なり。然るに彼れ猶その獨生心を執持して、曰く、吾は人間なれば、生れながらに、人間の心を以て心とす。別に一種の日本心てふもの無しと言はゞ、余は試みに問はん、其の謂はゆる人間てふものは、如何なる人間なる歟、日本人なりや、朝鮮人なりや

支那人なりや、天竺人なりや、歐洲人なりや、米利堅人なりや、亞弗利加人なりや、將又王侯なりや、非人なりや、富人なりや、貧人なりや、是等は皆是れ人間と名づくる者の一類なり。而して人心は面の如くなれば、其の謂はゆる人間心てふものは、果して如何なる心ならん。彼れ若し此の人間一類に於て、おのづから自他に通ずる心あり、是れ全く人間心なりと言はゞ、彼の謂はゆる縁起心の外、また人間心あること無し。其は支那人が、己が親に孝行すとして、日本人が、支那人の親に孝行すべき道理なし。日本人は、日本人として、己が親に孝行すること道理なれ。西洋人が、己が國を愛して、自慢すとして、日本人が、彼の國を愛して、自慢すべき道理なし。日本人は、日本人として、己が國を愛し、己が國を自慢すること道理なれ。凡そ是等は、皆斯心の縁起の有様なり。縁起の有様なるが故に、互に自他あり、内外あり、親疎あり、厚薄ありて、世界萬國至る處として、斯の如くならざるは無し。是れ即ち人間一類の上に於て、おのづから自他に通ずる心にして、謂はゆる人間の常情なり。此の人間の常情を飛び離れて、別に一種獨生の人間心てふもの、豈これ有るべけんや。斯る分明なる道理の、眼前に現在するにも拘はらず。一我意

に獨生心を振り廻はして、斯く大切なる國と家とを、芥あやふの如くに思ふ奇怪の曲者くまもの無きにあらず。是等は謂はゆる魔鬼の類なり、懼るべく惡むべく、惑むべく悲むべし。今是等の由て生ずる所を思ふに、其の類二種あり、一は情に引かれて、其の所縁に生るゝものなり。一は想に誘はれて、其の所縁に生るゝものなり。其の情に引かるゝ類は、財寶の外には、君父も無く、色食の外には、家親も無く、唯形體の歡樂を求むるを以て、人間生涯の一大事なりと思へり。西洋に流行する、一種の學者の如き是なり其の想に誘はるゝ類は、種々の妄想を起して、非理を理と觀じ、非法を法と念じ、みづから空想を書きて、身を其の中に生じながら、此の世界に一頭地を出して、一切諸法を看破せしものゝやうに思ひ、君父は勿論、世界を擧げて、眞實の現成にあらずと爲して、恣ままゝに世を錯亂するものなり。基督馬母得の類是なり世の中には、斯る懼ろしき心病ありて、眞正の道理を味らまし、眞實の世界を攪亂するが故に。我が先王は、既に神儒佛の大道を通じて、斯の生民を教化し、此の國家を経綸し給へり。其の本に報い、其の始めに反らしむるが爲に、茲に神道の教あり。其の情欲を理め、其の妄想を遠離せしめんが爲に、茲に佛道の教あり。君

父に事へ、兄弟朋友に交りて、謂はゆる倫理を修め、禮儀を正さん爲に、茲に儒道の教あり。三教相須て、以て我が國家を経綸し給ふ。是れ豈完全の國教にあらずや。亦豈宇宙の大道ならずや。大道社の今日に起る、豈其れ已むべけんや。

護法報國論

凡そ事物の此の世に住する、必ず他の事物の形勢に相應して、おのづから形を爲し、以て其の功用を全うするは、是れ事物存在の常理なり。故に自他關係の變化に遇ふ時は、爲に其の舊形を變じて、他の形勢に相應し、其の境界を、我が物にして、其の徳を發揮す、乃ち一切靈性あるものゝ、自然の功力なり。若し夫れ境界の轉ずるをも知らず、自他關係の變ずるをも悟らず、漫然その舊態故形を固守して、世に存在せんことを圖るは、是れ全く有爲轉變の世に在りて、常住の執念を懐ける冥頑の徒にして、終に物敗れ事背きて、轉た衰亡殘滅の悲境に墮たするの外なかるべし。

維新已來我國の形勢、頓に一變して、彼の封建時代の形勢は、今や跡を掃ひて、其

の面影だにも留めず。諸侯も封土を離れ、士族も常職を解き、商工も一時其の家業を失ふ。是れ實に我國開闢已來の大變にして、之を舊時の天地より言はゞ、天墜ち地拆けて、更に一新天地を創成するの時機なりとす。此の大變動の初期に當りて、信不及の僧徒は概ねみづから其の保ち難きを知り、往々還俗して、世の風潮を逐ひ。甚しきは、法器佛具を鬻ぎて、一時生計の資となすもの有るに至りき。獨り老輩先達の諸師、涙を吞み血を啜り、敗殘の餘器を攤し、堅忍して動かず、靜かに天下の形勢を觀じ、徐ろに其の定まりあるの日を待ちき。爾來二十有餘年、即ち今日の形勢たる、變極まりて、乾坤將に一定する所あらんとす。されば茲に一大規模を立て、世間に押し出し、謂はゆる他の事物に相應して、國家の將來に、これが功力を收むべきの時機なり。然るに先達の諸師は、往々滅度を示し、在るも亦老衰して、漸く事に堪へざらんとす。後進の武士、未だ其の德器を成せず、是れ余が今日の法難を以て、決して昔日の比に非ずとして、深憂する所以なり。維新當初の法難は、譬へば猛火の如く、看す／＼法城を焼き盡くして、一切の法財を烏有に歸せんとす、其の勢ひ尤も猛烈なるが故に、人心を激動すること甚しく、

其の之を救はんと欲するものも、毛髮を焦がし、手足を爛らして、敢て勞苦を辭せず、是れ其の一方を全うして、今日あるを致せし所以なり。然るに今日の法難は、洪水の汎濫たるが如し、千里堤を決して、田園に流入し、濁水床を浸すに及びて、之を樓上に避く、樓上を浸すに及びて、之を屋上に避く、終に全屋浮動して、俱に濁水に没入し去る。是れ他なし、浸潤の害は、漸く慣れて怪まず、姑息苟且一日の安を偷むの致す所なり。されば今の時に方りて、苟も護法に志あるものは、一層奮起して、現時の形勢に眼目を注ぎ、佛教將來の爲に、一規模を出し、以て此の法難を救済するの處置を講ぜざるべからず。

願ふに我國佛教の成形は、彼の封建の世、上下門閥を以て、國家を組織せし當時に適當せるものにして、今日に在りては、殆ど其の遺物として、存在せるの觀あり。若し事物の世に存在するは、他の事物の關係に依りて成形し、以て其の功用を全うすること疑なかるべし。然らば則ち云何か成形を變じて、今日以往の國家に相應し、以て之が功用を全うすべきか。是れ實に余輩の從來研究せる問題にして、

考察工夫、且しくも懷を離れざるの疑議なり。今余が觀察する所に由れば、凡そ天下の形勢、及び他の事物に相應せしめんと欲し、みづから作爲して自體を構造するは、決して靈性あるものゝ所爲にあらず。蓋し靈性あるものは、みづから主となりて其の徳を發達し。以て天下國家の形勢に應じ、剛健に運爲する時は、其の徳の發達すると共に、必ず剛建の自體を成就す。是れ謂はゆる諸法緣起の法なり。夫れ緣起の法は、隨緣應化の道なり。而して心色の二法、能く一切を扶持して、惡趣に墮在せしめざる所以のものは、一心の勝業先づ動きて、諸の色法これに應じて成就するが故なり。蓋し色法に依て、心業を生ずるは、凡下の機なり。之に反して、一心の勝業を以て、諸の色法を成就し、以て人天の依法となすは、大士の悲願なり。悲願一たび動きて、千手茲に生ず。百億の分身、自在に形を現じて、一切衆生に同事し、攝取して放たず。茲に至ては、亦何ぞ事物の關係云何を問はんや。只然り然りと雖も、我法を愛して、衆生の邪網に罹るを悲まず。伽藍を愛ひて、正法の衰へ、報土の破滅に及ばんとするを悲まず。斯るが如きは、則ち佛法を以て、佛法を滅すと云ふも可なり。夫れ法本無法、但衆生を度脱するが爲に此

の事あり。如何ぞ度脱の法を以て、みづから緊累し。其の法其の器と共に、自救不了の境に沈淪するの謂れあらんや。

今や現前目下の境遇に對し、一規模を立て、旋天動地の活手段を出だすに當り。必ず先づ維新前後の變態は、云何なる形勢より、云何なる形勢に推移したるかを考究せざるべからず。惟みみるに亞細亞東方の諸國にありては、古昔より文運開明、聖賢輩出し、正法を唱へ、正道を行ひ、眞理煥發して、さながら光明世界とも稱すべく、邪說邪義の時に起ることあるも、正智正見に照破せられて、此の人間を荼毒するに至らざりき。就中神儒佛の三道、大成一致して、更に一段の光明を發輝せしは、我國中古以來の國家とす。而して其の所説時に或は趣向を異にせるもの有るが如きも、畢竟じてその道本を同うし、その大經を同うするが故に、三道相待ちて、國家人民の徳本を保ち、以てこれが倫理を扶持せり。何をか三教一致の道本大經といふ、孝道を以て道本となし、父子の親を以て、大經となす、是れなり。上は祖徳を仰ぎ、下は子孫を愛憐し、人の人たる徳行を繼て、人世を經緯するを云ふ、是故に徳川幕府の政權を攝せし時代までは、上陛下より、下は庶人にいたるま

て、上下一般に、其の道義の歸向を同うし、政令法度も、必ず此の道に依て出るが故に、天下一人の此の道本に戻り、此の大經を亂るものあらず。況や三道各々其の長ずる所を施し、國家の秩序整然として、邪義邪說の、斯民を惑亂すること無かりき。抑々、我が皇國の國體たる、上祖宗を天とし、神とし、祖宗の外に別に天なく、祖宗の外に別に神なく、祖宗の神徳を仰ぎて、之に敬事するは、上陛下より下庶民にいたるまでの大義大禮たり。是れ即ち大孝の道にして、人倫の至極とす。夫れ孝は徳の本なり、人倫の基なり、教の繇もとて生ずる所なり。故に佛ぶつ爲た大戒たいがい、即すなはち孝名たか爲な戒がい、又曰またい、使我し疾や成な於を無上正眞之道むじやうしんのだう者もの、由よ孝徳たか也なり、又曰またい、孝順たかじゆん、父母師僧三寶ふぼしそうさんぼう、孝順たかじゆん、至道之法也しだうのほふと、三道等さんだうとうしく、孝を以て道本大經となす、是れ決して相繇あひまて然るにあらず、偶然にして然るにあらず。聖者の正智能く眞實の理を照見して、此の一大事を教ふるのみ。千聖世に出づるも、其の言ふ所かならず一轍に出づるものなり。

維新已前に在て、威力勢利の爲に、數々形勢の變遷を生ぜしは、歴史の證する所の如し。然るに其の道本大經の上に、一大動搖を生ぜしは、開闢已來今日を以て始

とす。是れ實に余が偽言にあらず、又杞憂きゆうにあらず。苟くも耳目あるものは、今日悉く之を見て、之を聞けり。政令も個人主義となり、法律も個人主義となり、恰も無縁の衆生が、名山利海の間に雜居して、優劣勝敗を争ふの有様に異ならず。要するに歐洲の宗教學說を主張するもの、大概は、此の道本を覆くわへし、此の大經を紊みだるものに非ざるは無し。加之三道の教を奉ずるものも、知らず識らず、彼れに風化せられて、此の道本大經を棄て、性理と説き、出離と説き、神徳冥助と説きて、各々一家の所長を主張し、隨應の機類を集めて、門戸の繁榮を競まふに至る、實に我が報土の大難も、茲に至りて極れりと謂ふべし。夫れ出離解脱は、出世の大事なり、故に古人功を此の大事に専らにするものは、家を出て世間を棄て、山林空閑の處に獨處して、飢饑凍餒うたがひを憂とせず、是れ亦以て稱するに足るべきものあるなり。然るに身は王土に住し、世間に立ち交りて、而かも世出世の道本を、輕忽けいこつに看過し、口に解脱と説きて、一念の處置に頓著するは、豈是れ眞の佛弟子たるもの、爲體ていと謂ふべけんや、況や世間の法は、佛法の田地なり、正法の種子なり、これが荒田敗種を憂へずして、無上正眞の道を成せんと欲するは、猶木に縁ひて魚を求むる

より甚し。

西洋の學説は、總じて耶蘇教感化の後に起りしが故に、我見強く、因果を撥無して、顧慮する所なし、今その頭腦を掴み出だして、其の意思を點檢し來る時は、其の宗教者は以爲く、眞神我に恩徳を與ふ、君父と雖も、決して此の事に與からずと。其の哲學者は以爲く、眞神の我に恩徳を與ふる有ること無し、是れ自然の法なり、天然の道なり、故に我等は此の自然の法を師とし、天然の道を行ふべし、是れ人類無上の開化なりと、各々其の見識に任せて、人間を支配せんことを欲せり、曰く、自由は眞理なり、曰く、利己は天則なり、曰く、優勝劣敗は、進化の法なりと。之を要するに、其の理と説き、道と説くもの、悉く人倫を僞となし、禽獸の有様を眞となし、只人と禽獸と、其の情欲の相違する丈け相違して、人間社會を成立すべしと、憶念せり、抑も斯かる大邪見の、歐洲に起りしは、其の由來種々あるべしと雖も、畢竟する所は、千有餘年間、彼れ耶蘇教の感化を以て、君父を無し。人々天地間の裸蟲の如き情想を蓄へし餘毒にして、彼れ學者も、みづから知らざる所に受け得し性情の變化より、起因せり。今や我國人民の上部、即ち才力あるもの、氣力あるもの、大

多數は、悉く此の一流の邪見に感染し。政治に、法律に、學問に、著書に、演説に、總て此の種の議論を亂説し、此の種の觀念を培養し、此の種の事業を企圖し。以て濟世の術、開化の道となし。漸く將に道本を覆へし、大經を紊らんとす。時に聖詔煥發、教育の方針は、既に一定に歸すと雖も。天下の大勢は、猶依然として其の方向を改めず。愈々進みて止まる所なく、遂に子として、其の父母に孝養するの義務ありや否や、との問題を立て、會合議決するの輩を出だすに至れり。是れ維新前後形勢の變態にして、即今國家の有様なり。

眞俗の二諦は、世間出世間の二道なり。故に眞諦は、生死解脫の法を説き。俗諦は、衆善奉行の道を講ず。共に大小乗の二義ありて、其の歸趣ちのづから同じからず。夫れ大乘の法門たる、佛の大智徳を以て建立し。佛の大悲徳を以て攝取し。世出世の分際を透得せしめて。大安心大安樂を與ふるの法門なり。故に世間に在りては、世間を透得し。水火に遇ひては、水火を透得し。君臣父子となりては、君臣父子を透得し。善惡是非、吉凶禍福、一々透得し來りて。茲に眞諦と説き、解説と説き、成佛と説き、安心と説く。皆な是れ自性無我を證して、因果無人

の實義を究覽せしめんが爲なり。蓋し無我の大道名づけて孝道と云ふ。過去の過去際を究めて此の法の外に眞理なく。此の事の外に行道なし。三世の諸佛、八百萬の神々も、只だ是れ此の事を行ひ、此の事を教ふ。一切衆生は生々の父母なり。況や血肉を分かち、煦育の大神を受くる現世の父母、現世の祖宗にありてや。吾等微根の機と雖も、猶且つ未だ目にも見ざる後世の子孫を憶念して、世の愛ひを憂へ、國の損はれんとを悲む。即ち知る我等が祖宗の我等に於ける大悲心は、正しく凝り固まりて、此の國土を成就し。此の果報を與へしことを。されば轉迷開悟は、何の爲ぞと云はゞ。此の大道を迷はずに、踏み行ひ。此の國土の破滅して、吾等子孫の生れながら、三惡道に墮落せざらんことを勉むるの外なかるべし。抑も國土と云ひ、國家と云ふ事は、此地球の表面に隆起せし、一地脈を云ふに非ず。看よ、國家亡びても、山川草木に變態なし。又其の一區域の人間が、悉く死滅するにもあらず。即ち國家の滅亡は、其の國家のみ滅亡するなり、然らば則ち國家てふものは、今日現在いかなる處に存在するか。竊かに之を吟味して看よ、全く我が國の人心に、我が國家てふ意思の堅固に存在して、他の國家に

對してみづから主となりて、みづから利害得失を取捨し。子孫萬世の爲に、其の幸福を維持する精神の外あるべからず。されば此の精神の、一たび屈して、頼み少なくなる時は、漸く國家衰滅の兆にして。其の人民の果報の盡き果つる時節と知るべし。是れ何に由りて然るか、孝道亡びて、邪見増長し。貪瞋恚に起りて、尊親其の徳を失ひ。乃ち富貴者は、富貴に絆されて、安逸に生を竊み。貧賤者は、貧苦に逼られて、世を不平に思ひ。智者愚者俱に迷惑して、理の歸する所道の趣く所を悟らず。人倫日に疎く、人情日に刻薄となる。如此して日を重ね年を積む時は、いかなる堅固の國土も、亡滅に歸せざること無し。其の亡滅に歸せし後は、果して如何ぞや。只看る哀々たる人類、即ち我等の子孫が、生きながら三惡道に墮落せし有様を。茲に至て悲心なくんば止みなん、苟も悲心あらば、何の安心と説き、何の解脱とか説かん。假令之を説き之を學ぶも。只に苦を忍びて死を待つの外なかるべし。されば出世の法は入世の法なり。古今を我が物とし、國家を我が家とし、國事を我が事とし、丈夫の心を振起し、みづから任じて此の法難に當り、各々一方を持して、正法を發揮すべし。釋迦老子は、三界は我有なりと

言へり。然るに大乘の法を修し、大乘の道を行ふの大士にして、我が國家をだも我が物と思ひ得ず、動もすれば一身を煩ひ、一念に惱まされ。後世子孫の大難に罹るも、時の因果と悟りて。殊勝の佛事供養に、此の一生を過ぎ去らんは。當に四恩に背き、孝道に、戻り、世間の義を無みするのみならず。實に釋迦老子の罪人と謂ふべし。

余が殊に信佛者に對し、斯かる一大事を付托して、責備する所以のものは、其の歸着する所のもの、二義あり、曰く、世間に押出して、邪説を撲滅するに非ざれば、佛法の興隆は、決して望むべからず。曰く、佛陀の法力に非ざるよりは、歐洲學派の非法を正して、其の邪見を折伏すること、他に望むべからず。請ふ試に、其の故を言はん、夫れ人の造業は、萬種なりと雖も。之を攝する時は、身口意の三業に過ぎず、然るに末を收めて、本に返す時は。身口の二業は、意業の所作にして、即ち貪瞋痴の業果なり。此の意業の貪瞋痴も、亦貪瞋痴と云ふ三種の心あるに非ず、其の貪瞋は、逆順の境に對して、生ずる煩惱にして、其の痴は、如法に通ぜざる心病なり。我が心に順ずる境には、貪欲を生じ。我が心に違ふ境には、瞋恚を生ず。生死禍

福の不測にして、我が意に任せざるが故に、愚痴を生ず。是れ皆我執より生起する煩惱にして、之を俱生の惑と名づく。生るゝと俱に生ずる惑といふ義なり。吾等凡夫の常態として、此の俱生の煩惱中に生長して、父母を煩はし、師友を惱まし、又みづから煩惱す。願ふに聖者の心より觀見する時は、實に意氣地なき限りなるべし。然りと雖も、此の俱生の惑より生ずる業にては、決して餓鬼畜生地獄の三惡道に墮落することなく。生々の處に、人間の果報を失はず。能く戒めて善を修すれば、天上に生を受くと云ふ。蓋し俱生の惑は、人心を喪ふに至らず、若し此の惑にして、人心を喪ふ程ならば、今日只今生を人間に受くべき謂れ無かるべし。然るに稍、生長するに従ひて、愚痴も亦増長し、我意茲に募りて、遂に邪見を起す。之を分別起の惑と云ふ。分別起の惑とは、思慮分別して起る所の惑と云ふ義なり。此の分別起の惑の畏るべきは、邪教邪説を聽き、又は邪思惟分別して、因果を撥無し。遂に君父をも無みし。人倫をも惑亂するに至る。孔子曰、要君者、無上、非聖人者、無法、非孝者、無親、是大亂之道也。此等悉く分別起の惑より生ずる大亂なり。故に教の差配に依れば、彼の三惡道に墮落するは、全く分別起の

惑即ち邪見より生ずる造業の果と云へり。
今や邪見群起して、稻麻の如く、竹葦に似たり、之を一々點檢し將ち來て其の邪の邪たる所以を破して、此の人心を救護するは、抑も佛弟子の任に非ずして何ぞや、蓋し俱生の惑は、身あれば持病あるが如く。分別起の惑は、流行病毒の如し。一時に天下に蔓延し、人を盡さざれば、底止すること無し。其の故何ぞや、愚痴增長して、邪見となり、邪見に執じて、邪説を構造す。故に人の煩惱を煽動誘起して、之を邪見に墮落せしむること、恰も枯れたる薪に油を注ぎ、風に乗じて火を放つが如し。當に知るべし、分別起の惑は、生得の凡夫より、一段惡趣に進み、其の説の精細なる其の説の猛利なるほど、いよ／＼世を害し、人倫を亂ることの甚しきを。譬へば毒藥を精練して、其の至極に至れば、一滴の水、能く人を殺すに同じ。されば學道の大士は、斯かる形勢を看破し、歐學の諸説をも、一々點檢し、これが治亂の因縁、邪正の歸趣を正し。邪を破し、正を顯はし。此の人心を扶持して、堅く法城を守らざるべからず。夫れ法城とは、何物を云ふか、直に是れ此の人心なり。此の凡夫心なり。今や人あり、大邪見の火を放ちて、此の人心を燒き盡くす。焰

々として天を焦がし、地を鎔かし。我が報土を灰燼に付し去らんとす。然るに之を撲滅して、法城を保つの意なく。却て我が國民を勸化して、生死の苦惱を畏れ、無事無爲に貪着せしむ。如是にして果して、護法扶宗の任に堪ふると云ふべきか。況や此の事の爲に、此の法あり。此の事なければ、佛の出世も徒勞のみ。五千餘卷の金文も、徒言のみ。佛何の罪業に、可憐の衆生を拘引して、布施供養を貪り。末代僧徒の口腹を養ふの方便を作らんや。且夫れ神儒の二道は、變通を説かず。破邪の法を講ぜず。故に日用の具、宗廟の器として、太平を莊嚴するに足るも。一朝國家の紛亂に遇ひ、南征北伐、以て天下の太平を致すは、三道の中、獨り佛教の能する所なり。昔は天竺に九十五種の外道あり、各々邪見の旗を翻へし、高慢の陣を張りて、勝劣を中原に争ふ。其の正中に佛出世して、一々其の非理を破し、之をして悉く正に歸伏せしむ。されば釋迦老子は、亂世の英雄なり。戰ひ勝て天下の太平を致せり。彼れ亂に乗じて、人の子弟を拘引し、盜竊以て家を作し、富を致すものと、決して同じからず。されば今日其の血脉を相續するもの斯かる乃祖の遺風を繼ぎて、須く猛省奮起せざるべからず。

如上の論は、余が近日、信佛者の爲に、説話せし大要なり。然りと雖も、大乘法中にも、おのづから在家出家の分際あり。故に今余が考案には、出家の居士は、堅忍不拔の願心を起して、専ら正法の軍を指揮し。在家の居士は、内外の形勢を觀察して、進みて破邪の衝に當るべし。只恨むらくは、從來僧家の宗風として、各々其の宗の爲に、身心を委ね、甘んじて他を顧みず。稍々邪見の弱きものを引きて、自宗の信者に勸化し、以て各々一宗の持統を是れ圖るものゝ如し。斯の如き有様は、維新以前の時態に相應せるも、今日の法難に當りて、大機有爲の居士を生出し、此の大事を付托するに足らず。却て大心の凡夫をも、教壞して、殊勝らしき佛者と爲すは、抑も時勢に通ぜざるの迂策と謂ふべし。余は從來の所見に於て、各宗門中に、此の弊風あるを知り、心竊かに之を悲むと雖も、亦云何とも爲ること能はず。寧ろ貪着せざるを以て得策なりと思惟せり。然るに余が因縁として、信佛者中を解脱すること能はず、往々僧俗の爲に請ぜられて、止を得ず、口業を造り、意中の秘を發して、竊かに以爲く、是れも亦護法扶宗の一助なりと、遂にみづから其の大意を筆して、之を護法報國論と名づく。若し出家在家の居士にして、一讀不是と

思はく、速に一笑に付せよ。余は決して人の邪見を誘起せんが爲に、一語を吐出せざることは、三世諸佛の證明したまふ所なればなり。明治廿四年夏七月、伊豆山の村莊不老窟に於て記す。

現在の國家

熟々東西兩洋の國家を觀察するに、其の關係よりして、後來我國家の上に、一大困難を生すべき虞あり。余は先づ東西兩洋國家の事實に就て一言し、次に此の一大困難に説き及ばんとす。

夫れ東洋古來の學問は、概ね國家主義に歸着するが如し。人間一般古今内外に通じて、或は起原、或は變遷、或は事實等を論究する學問を、東洋にては悉く之を國家主義の内に範圍せるものゝ如し。例せば茲に一身てふ問題あらんに、其の一身の進む時は、茲に一家てふ問題となり、其の一家てふ問題の進む時は、茲に一國てふ問題となるが如し。斯の如くにして、人間萬事、總て國家に含藏せらるゝが故に、國家は恰も、大海を渡る船の如き觀念を成し來れり。されば東洋古來の學

者にして此の觀念を失ひたる者は甚だ稀なりと謂ふべし。然りと雖も國家に關せずして人間一般に通ずる學理も亦存在せざるに非ず。古人も固より之を講究したり。されど是れ畢竟人々相互と云ふが如く、簡單なる理由に歸着し、殆ど學問として講究するの價値なきものなり。故に、或は一身一家、或は一族一國の上に就て、彼此錯綜せる問題を講究するは、即ち東洋學問の一大目的なり。且つ、學者不學者たるに拘らず、一身一家一國てふ秩序ある觀念は、人々の觀念となれるが故に、常に此の範圍を出づると無し。若し、此の範圍を出てたる理想あらば、是れ人間一般、普通相互と云ふ理由に非ざれば、或は天命、或は自然、即ち人生の生死存亡、吉凶禍福等、形而上を講究する學派なるが故に、是等の學問は、其の國家主義に非ざると明なり。されど凡そ、人間生存上の事を講究する學問は、總て國家を以て範圍するが故に、東洋の學問は、國家主義なりと斷定するも不可無きなり。思ふに西洋にも亦國家主義無きに非ず。然れども、西洋の國家主義は、謂はゆる社會主義中の國家主義なりと謂ふべし。之に反して、東洋にも亦社會主義あり。而して、是れ國家主義中に孕まれたりと謂ふべきなり。

かくて東西兩洋の學問漸く進歩し、今日に至りては、全く其の趣を異にし、一は國家主義を以て進歩し、二は社會主義を以て進歩したるものなれば、其の結果は、往々相表裏せり。而して此の二者は、果して何れか是なる。余は今之を論定せんとせず。唯此の二者の、其の主義を異にして發達したる原因に就て聊か論述せんとするなり。余は此の原因を大別して二となす。一に曰く、國家の起原より起るもの是なり。二に曰く、宗教上より起る者是なり。

第一、國家の起原より起る原因。國家の起原より起りて、東西兩洋の學問上に生じたる相違は、頗る大なり。茲に東洋と稱するは、支那、朝鮮、及び我が國の三をいふものなり。抑も、東洋の國家は、總て一族より發達せり。此の一族より發達せる國家に於て、おのづから主權を生じ、此の主權を掌握する者は、一般の人民を愛すること子の如く、人民も亦之を見ること父の如し。而して、其の權力の正當に施行せられ、及び其の安全鞏固なるを希望するなり。且つ、此の主權は國家第一の衆望となり。之を掌握するものに對しては、無上の尊敬を表し、仰て以て神となし、奉じて以て父となすに至るの觀念を遺傳せり。是れ實に東洋國民の性格なり。されば支那人の、今日猶ほ、其の

國を以て聖人の國なり、先王の國なりと稱するは、皆古昔の主權者を賞讃し、其の國家の觀念を表顯するに外ならざるなり。我が國の如きは、最も此の觀念の盛大鞏固なるものなり。乃ち此の觀念は國家主義の地盤にして、此の地盤によりて、學術は研究せられ、利害得失は講明せられ、以て漸く文化の進歩をなし來れること、昭々たりと謂ふ可きなり。

然るに、西洋にては、全く其の趣を異にせり。今日の歐羅巴は、羅馬の文化に續て生れ來りしものなり。其の以前に於ける希臘、埃及、或はカルタージユの如き、其の古代に現れたる國の有様は、其の初め種族ありしなるべし。されど多くは一種族を以て國をなす力なく、他族と有無交通し、優勝劣敗の作用に因りて、漸く其の勢力を増長し、以て國をなしたるものゝ如し。謂はゆる優勝劣敗とは、單に戰爭のみを言ふに非ず、通商貿易、互に利を爭ひ、弱を并せ、衆を合せ、相集て、勢力をなし、富をなし、其の勢力の度、其の富の度の高まるに應じて、遂に一國の形をなせるは、概して西洋古代の有様なりと謂ふ可し。故に、其の國を組織せるものは、異種異族、極めて雜駁なりしを思ふ可きなり。夫れ國の起原斯の如くなる時は、隨て

國てふ觀念よりは、却て社會てふ觀念の増長すべき道理なり。即ち斯の如き起原の國に於ては、おのづから社會てふ觀念に依りて、事物の是非得失を講究するの風を生ずるなり。是れ今日西洋諸國に行はるゝ社會主義の原流なり。かくて昔時は人種錯雜し、風俗異様なりし彼の西洋諸國も、歲月と共に變化を生じ、或は興り、或は亡び、種々の陶冶を経て、漸く國をなし、國語をなし、國史をなし、今や其の格段なる數國に於ては、稍、國家的觀念を生じ來りしが如し。何となれば、國家的觀念は、固より一種族の上に起るべき正當の觀念なるが故に、種々の變化を経て、苟も、一種類の感情を生ずる時は、一の國家的觀念を起すは、至當の理なればなり。看よ、彼の亞米利加の如く、種々薩陀の國人の入込み來りて、國をなしたる所に於ては、國家的觀念の薄弱にして、社會的觀念の強盛なることを。隨てかゝる國に生ずる學者は、亦、知らず識らず、其の方向に依りて、學理を案じ出だし、學術を考へ出だすなり。是れ實に先天の一氣に誘はるゝものと謂ふべし。元來學問上の系統を異にし、其の觀念を同らせざるからは、其の主義の相違を生ずるは當然なる事なり。

以上に記する者は國家の起原より起り、東西兩洋に於て、學問上觀念を異にせる原因なり。次に宗教上より起る原因を説かん。

第二、宗教上より起る原因。此の原因は、國家の起原より起る者より、其の影響更に肝要なり。或は千年、或は二千年に亘り、長歲月の間、宗教の主義を以て化育し來りたるが故に、其の力は頗る強大なるものなり。又、假令國家の起原は如何なる有様なるも、此の宗教化育の力を以て、一變一化せしむることを得べきなり。故に從來東洋は、國家觀念、西洋は、社會觀念をなし、其の學問上に於ては、國家的又は社會的と稱するが如く、各相異りたる方向に依りて發達し來りしに於て、其の重なる原因は、實に此の宗教の力に在るを認むるなり。

さて、宗教の問題に關しては、西洋に在りては、單純に之を説くことを得るなり。即ち概して耶蘇教なり。耶蘇教は、謂はゆる社會的觀念を人に與ふるに於て、強大なる力を有する一宗教にして、元來國と國との境を除き平ぐることは、其の第一の要旨なり。而して人と人との關係にも、務めて淡泊ならしめんとするは、此の宗教の目的にして、即ち親子兄弟等の如き恩義をも、務めて之を除去せんこと

を欲するものなり。何を以てか之を言ふ。是れ此の宗教に立つる神の勢力を強大ならしむるが爲には、此の如くなさざる可からざるを以てなり。此の觀念を推して極端に至れば、人は神の勢力に依りて自立するものなれば、親子兄弟他人に對しては、一の恩義だにあること無しと言ふに至るべし。此の宗教や、實に彼れ西洋諸國の社會主義に、頗る強力を與ふるものにして、近來教育と宗教との衝突の議論を生ずるなども、亦甚だ理なきに非ざるなり。かくて西洋にては、耶蘇教の教化は、謂はゆる先天の一氣となり、假令此の教を信ぜざる學者も、其の國の遺傳風習を受けて、之を脱すること能はず。或は之を脱するが如くにして、耶蘇教を排撃するものも、亦或は天理、或は眞理て、眞理にのみ立入りて、終には人間外に理窟を構ふるが故に、國家主義の存在せざるは論を待たず、人間世界にさへ甚だ遠きこととなるなり。この故に、耶蘇教に感化せられたる西洋諸國一般にては、假令之を信ぜざるものも、意思の先天として動かすこと能はず。之に加ふるに、前に述べたる國家の歴史上より來る原因あるを以て、遂に上等なる學者も亦之を脱すること能はざるは明かなり。

然るに東洋の宗教は、全く之に反し、其の儒教の如きは、全然國家主義なり。人或は曰はん、儒教は宗教にあらずと。是れ彼の西洋學者の、云々の性質を備へざれば、宗教に非ずと定めたる通則に依りて、論ずるものなり。其の通則中に入ると入らぬとは、余の所論に非ず。人心を感化し、これをして其れ丈の一觀念を生ぜしめ、其れ丈の一意思を起さしむる點よりして、一種の教法なりと做すは、不可なきなり。彼の西洋學者の、耶蘇教を以て宗教の雛形となし、此の雛形の如くならざるものは、總て宗教に非ずと斷定し、一條例を立てんとするは、甚だ偏頗なるを免れざるなり。

次に佛教は東洋の全體に行はるゝ一宗教なり。而して之を單純に國家主義の宗教なりと斷言すること能はずと雖も、國家に關しては、國家主義を以て、最も正當なりと信ずる宗教なりと謂ふ可し。抑も佛教は、出世間法、及び世間法の二つに分る。而して、世間法の所談は、殆ど、佛教の本旨にあらず。其の出世間法こそは、實に釋迦出世の本懷なれ。然れども、世間出世間に通じて談ずるものは、因縁の法なり。乃ち、一身一家一國の上に於て、因縁を尊重するが故に、其の結果は、普

に國家主義と同一なるのみならず。却て此の佛教の因縁よりして、國家主義の起るを認むるなり。元來人間も畜生も、因縁無ければ平等なり。君臣父子も、因縁を見ざれば亦平等なり。只是れ因縁によりて、内外親疎の分あり。而して、此の分は天倫として、決して亂ることを許さず。是れ、世間法に於ける原則なり。佛經の語に、王は法本なりとあり。言ふ心は、一國の治亂、國民の法非法、悉く法本に依る。故に、法本の治亂は、即ち一國の治亂にして、一國人民の禍福も、亦之に依て生ずと云ふなり。蓋し、佛經に四恩を説けり。其の中、國王の恩を擧ぐるること十條。所謂法本は、其の一に居れり。法本とは今の謂はゆる主權と稱するが如く、一切の事、皆主權によりて生じ來り、諸種の法皆王法によりて生じ來るの意なり。即ち、是非善惡の有様は、皆此の主權によりて生ず、決して他より生ずるものに非ずと云ふなり。見よ、耶蘇教にては、上帝世界を作り、我々人民は、其の功德に因りて、此の土に棲息すと説くに非ずや。佛教にては、四恩に依て世界成就し、四恩に依りて我々人民、此の幸福を受くると説く。四恩とは、一に衆生の恩、二に父母の恩、三に國王の恩、四に三寶の恩を云ふ。此の三寶の恩とは、佛法僧の恩を言

ふなり。されど、他の三思は、皆世間の犬恩を云ふなり。又、經に國王に事ふるこ
と猶佛に事ふるが如くせよと云へり。又、父母の恩に對しては、出家も其の恩に
報いるを隨一となせり。故に父母困すれば、袈裟を賣りて供養するを許せり。
是等忠孝の教は、悉く國家觀念を増長せしむる因縁なり。さて、出離解脱を主と
する出世間法に至りては、此の問題に必要なきを以て、今之を省略す。要するに、
人の生れ來るは、白紙の如きに非ず。又、無一物にもあらず。其の生れ來る國土
に成就する意思觀念を感得して、生長するものなり。故に人々自覺せざる所の
國家の起原、若くは宗教の感化より、西洋と東洋と相反對せる有様を生ずること
此の如きものなり。されば、學術講究の方法も、亦之に伴はれて進み來れるもの
なることは、殆ど争ふ可からざることなり。
以上、東洋と西洋との相異なる處を觀察し來り、國家今日の現況に就て、深く憂慮す
可きものあるを認むるなり。余は暫く、國家主義と社會主義、佛教と耶蘇教との
間には是非を論定するを試みず。單に、今日我が國の如何なる有様をなし、又遂に
如何なる不幸に遭遇せんとするかに就て一言せん。

抑も、西洋の風俗習慣、其の他學術の講究等に伴はれ、謂はゆる社會主義、即ち廣く
言へば人間主義、若くは個人主義は、次第に我が國に輸入せらるゝなり。耶蘇教
信徒は固より言ふに足らず、其の他世間一般が、西洋の文化を學ぶに連れ、西洋の
風習を移すに連れて、自然に誘致せられ、殆ど、自然的の働を以て、今や我國人の觀
念には大に變動を來したりと謂ふ可し。然るに西洋にては、數百千年を経て、次
第に成就し來たりたる事なれば、隨て其の附帶せる惡弊過失も、世と共に時と共に
何時しか自然に禦ぎつゝ進み來り、今日にては、畧、其の方法も具備し、又人々も
心付き、學者も攻究し、以て漸く、其の罅隙を塞ぎ來りたり。然るに、之と發達を反
對にせる我が國にては、全く無經驗なる上に、かゝる觀念、かゝる風習を興ふるこ
となれば、是れ頗る恐る可き一大事なり。何となれば、之に依りて起る所の惡弊
を塞ぐべき智識も、未だ發達せざるに先だち、早く其の弊害の蔓衍して、國家の秩
序、人民の倫理を滅却するに至るべければなり。茲に其の一例を擧ぐれば、耶蘇
教にては、親子兄弟の間柄頗る淡泊にして、殆ど、家族を成すこと能はざれば、甚だ
亂暴の有様を呈すべき筈なるに、夫婦の間は、大にこれに異り、特に其の愛情を助

長し、且つ手強き檢束を加へて、之が散漫を防禦し、以て、たとひ一代丈の働きなりとはいへども、大に一家の堅固を成立せり。抑も、親子の間に於ける、教義上恩義を輕ずる事甚しと雖も、元來親の子に於ける情誼は、天性變ずるものに非ず。見よ、犬猫等下等動物にても、子の爲には死を極め生を忘るゝことを。然るに、夫婦は元來他人なり。其の間に於て、禮讓情義の存する無く、淡泊なる個人主義にては、殆ど、其の弊に堪へざるべし。是を以て、宗教上、風習上よりして、嚴く檢束を加へ置くこと、見ゆるなり。此の一方に薄ければ、他の一方に厚くして、以て、人間の有様をなす者なり。此の如く彼に短處ありとも、經驗すること久しければ、又能く之を補足する方法を案出せるなり。

然るに、今日、かゝる惡弊を醸出する理窟のみを、我が國に輸入し來りて、男女同權親子相訴へ、管に國家觀念のみならず、家族觀念をも滅却するに至らば、遂に一家一族の德義の範圍中に於て、夫婦兄弟の非理非法を監督するの力無く、遂に男も女も、共に其の我儘を言ひ出し、殆ど其の倫をなす事能はず、隨て結婚上も甚だ薄弱となるに至らん。中等以上の稍心得ある者は、其の弊斯の如く甚きには至ら

ざるべけれども、唯或は感情或は恩情のみに因りて支配せらるべきものに至りては、遂には甚だ薄弱となり、西洋流の一代一家をだに成すこと能はざるに至る可し。かく西洋流の宗教なり、學問なり、理窟なり、法律なり、種々の事實に誘導せられて、國家觀念は、次第に薄弱となり、現在、社會を制裁したりし道義人情も、次第に泯滅に歸し、而して之に代るの制裁は、唯法律のみとなり、行かば、我が國家に存在する人民は、從來東洋の家族制度を以て主としたる道德より下るは、固より論を待たず。西洋の社會主義に因りて成立したる有様よりも、尙ほ遙に下等に落ぶれ行くに相違無かるべし。かゝる事は、若し五十年、百年をも經なば、あつから之を補ふに足るべき智識道德も生出すべきも、思ふに、一度は甚だ淺ましき有様になり果つべし。

以上、現在の國家、即ち目前なる事柄に就て、苟も社會の表面に立ち、活眼を以て自任する者の憂慮すべきことを略述したり。希くは愛國の志士、大にこゝに注意し、以て虞を未萌に豫防せんことを。

加藤弘之氏の道德法律論を駁す

加藤弘之氏が學士會院に於て講述したる道德と法律と抵觸する場合ありや否やの論は、近來の一新説にして、氏は自己の意見を貫かむが爲に、往々奇怪の論斷を用ひたり。就中赤穂義士を以て、道德の罪人となし。又井伊直弼を要撃せる水藩十七士と、大久保贈右大臣を謀殺せし島田一郎と、一並に論定して、共に道德の罪人とせり。又波蘭ポロランドを引き、凡そ亡國の人民が、其の故國を回復せむと欲し、其の征服者に反するを以て、等しく道德に背くの所業なりと論斷す。要するに、氏の所説は、社會の幸福安寧に害ある所業は、悉く道德に背く者とし。法律と、其の歸を一にせむと欲するに在り。

此の論は正邪是非を甄明けんめいにせむには、謂はゆる人道の根源に、正當の解釋を與へて。而して後、之が誤謬を正さざるべからず。然らざれば、一己の想像臆斷に歸して論者難者、共に正理を以て合すると能はざればなり。余は今此の論に對し、直ちに進みて、人道の根源如何を説明し、以て氏が所説の誤謬を正さむと欲する

に非ず。只氏が所説に就て、其の論理の成立せざる所以の者を摘發して、一擄を與ふるに過ぎず。若し夫れ氏にして、今一步を進めて、人道の根源に、もと遡り、其の是非正邪を論究するの意あらば、余は氏が爭友となりて、與に共に此の大問題を討論するの勞を辭せざるべし。

今加藤氏が立論の根據を考ふるに、凡て人間社會の、安寧幸福を増進する手段を以て、人の道德なりとし。又其の社會の、安寧幸福を維持するを以て、法律とし。乃ち法律道德のあひだに、おのづから緩急疎密あるも、要するに、社會其物の幸福安寧を目的として生ずる方術なれば、二つの者必ず其の道途を一つにすべしと言ふに在り。余は竊かに氏が所説を疑ふ。氏が人間社會と、指目認定する所の者の性情如何、其の功德如何に到りては、漠として聞かざるのみならず、其の根據動搖して、歸着する所なし。抑も人間社會なるものは、社會其の物が、必用の爲に、人類を集めて、社會を作ると云ふことを得ざるは、勿論なるべし。蓋し人の性情として、獨生獨居するものにあらざるが故に、家を爲し、國を爲すなり。然るに或る邦國の如きは、其の國家全體の必用上より、其の國家全體を維持する

手段を以て法律とし。其人民を羈束する場合あり。此場合に於ては、往々人々個々の性情如何を顧みざることあり。而して其の立法者、行法者なる者は、必ず其の社會の一人若しくは數人なり。又其の法を害とし、其の事を不利として、之に反する者あるも、其の社會の一人若しくは數人なり。此の事實は、氏も亦明かに認定する所なるべし。若し夫れ人類の社會を成すは、人類の必至の結果なり。必ずしも社會が必用に於て、社會を成すに非ざるも、社會を成すは、人類の必至なる以上は、其の必至の理に因て現在せる、社會其物の全體より打算して、其幸福安寧を認定し、以て道德の基礎とし、法律の基礎とするは、又必至の理なりと云はゞ、是れ亦頗る無理無體の暴論に似たり。何となれば、人の家屋を建造するも、人類の必至なり、自然なり、然れども其の家屋の必至必用は、人の性情に適するを以て、法とし度とし、以て之を撰ぶは勿論なり。されば其の家屋の現在する者を破壊して、一家人悉く風雨霜雪に、身を曝すが如き所業は、大惡無道なりと雖も。其の現存せる家屋を以て、不利とし不便として、之を改築變更せむと欲せば、必ず人々性情の適否に鑑みざるべからず。其の外境の禍、即ち風雨寒暑に備ふ

る所以の者も、亦悉く人々生を愛し身を保つ所以にあらざるは、是れ亦人の性情に適する所以に外ならず。果して此の理を至當とすれば、人類の道德は、謂はゆる仁なり義なり。社會其物も、仁義の一團なりと云ふべし。彼れ螻蟻の微なるも、彼れが性情に適して、群居經營す、況や人類に於てをや。されば人の道德を論ずるには、人の性情より論究し、其の人の性情の正を基礎とし、以て其の社會の法非を論定し、其の社會の道不道を論定すべきは、亦是れ必至の理なり。徒らに汎然社會其物を以て基礎とし、却て其の社會を成立せる人類其物の性情如何を問はざるは、頗る暴論に似たり。加藤氏の意に以爲らく、社會公衆の安寧は、人々の安寧なり、人々の安寧にして、其の性情を遂ぐ、故に社會の安寧を目的として、道德を研究し、法律を研究すべしと斷ずるの意ならむ。今此の說を推究する時は、此の說の結果として、即ち人類相集りて、社會を成す以上は、其の社會多數の利益、又は有力者の命令に服従するは、人の天分の義勢なり、との斷定を下さざるを得ず。此の斷定を下さむと欲せば、此の斷定を下す以前に、尤も適實なる論理を示すべし。然らざれば、亦是れ其の人の臆斷を以て、人の天分の義務を制する

事となりて、決して正當の理解にはならざるなり。若し又社會の多數は、其の社會の少數を服従せしむるの權あるに非ず、又社會の有力者、即ち主權者、征服者、又は其れに因りて權力を興へられたる者も、其の社會を、自儘に支配するの權なし。故に其の道德とする所、及び法律とする所の者は、其の社會一般の利益に伴はざるを得ず。若し之に反して、其の社會の一個人、一部人にて、其の利益を享有すると能はざるは、謂はゆる道德に非ず、又眞の法律に非ずと云はゞ。是れ亦頗る廣大にして、又頗る微細の論究を要する説なり。何となれば、今日現存せる地球上の國々、謂はゆる社會なるものが、果して完全なる法律、及び秩序制裁を得るや否やの疑問を生ずるに至るべし。且此の論旨より言へば、寧ろ如何なる社會が圓滿なる社會にして、其の秩序及び法律は、眞に合理なるものか、との研究問題となるべし。是故に余は斷言す、加藤氏が汎然社會の安寧秩序を保つ手段を以て、道德の基礎となすの論は、其の根底動搖して、歸着する所なしと。

余も社會なるものは、人の道德に困りて維持せられ、法律も人の道德を基礎として、生ずる者なりと信ず。されど其の社會の安寧を維持するの方術が、即ち道德

なりとは言はず。道德に困りて社會の安寧を得ると言ふの意なり。法律の論も亦然り。

加藤氏の論旨より言へば、其の論證に引ける古來の事例を、斯く論斷するは、止を得ざるべしと雖も。實に甚しき暴論に陥るを見るべし。其の論旨と、事例とに據る時は、我が國に在りては、承久及び元弘の官軍は、官軍に非ずして、賊軍なり。其の之に従事せし者は、悉く不道德の人なり。近くは維新の際に、勤王を以て起りしもの、三條岩倉、島津毛利の如きは、勿論、其他今日朝廷の、以て功とし、忠として、褒賞ありし者は、悉く不道德の人なり。歐洲にありては、瑞西の獨立も、不道德なり。白其義の獨立も、不道德なり。亞米利加の獨立、希臘の獨立、伊太利の統一も、亦悉く不道德の結果なり。歐洲各國の、仰て以て救世主と稱する耶蘇の如きも、羅馬の羈絆を脱して、猶太の獨立を圖りし革命宗教家なり。則ち亦不道德の人にして、社會の大罪人と謂ふべし。

猶太國は、古來より、國教を以て國を建てしものなり、當時は政教一致と謂はむよりは、寧ろ教國と謂ふに至當とす、故に耶蘇みづから教王と稱し、其の宗教を改革し、門徒を率ゐて、獨立の旗を擧げしものたることは、其の傳に於て明かなり、余は耶蘇の教法は、頗る理に合せざるのみならず、人の道義に害あるを認め、雖も、彼れが其の亡國を恢復せむと欲して、羅馬に反せしを以て、道德上の大惡人なりとは思はず、只後來其の門徒が他國に入りて、其の宗教を傳へ、人の家國を顛覆し、其の帝王を奴視せしが如きは、頗

謂る惡徳と
謂ふべし。

加藤氏の道徳論は、自己が發明せし一新説なれば。其の古人を一併に、不道徳の人とし、社會の惡人と論斷することは、其の論旨より生ずる必至の結果なれば、蓋し止むを得ずと思惟せらるゝならむ。併しながら事頗る容易ならず、其の關係する所、尤も重大なり。斯かる大事件を、自己の想像臆斷に任せて論じ去り、以て天下公衆に示し、以て青年學徒に教ふ、其れ或は後來社會の安寧に、大害を及ぼすに至るも知るべからず。何となれば、今日朝廷に於て、功とし忠として、褒賞ありて、其の靈を神として、之れに祭祀を賜ひ、又其の子孫に至るまでも、殊恩を加へ給ふ所のものを、悉く不道徳の人として、之を論ずるは、頗る秩序を破るの言なり。加藤氏は、或は言論口舌にては、社會の安寧秩序を破るに足らずと思惟せらるゝならむが。千八百年代の末に起りし佛國の大亂は、路傍輩の口舌筆頭より生ぜしことは、氏も承知なるべし。人に教へて、人を殺さしむると、みづから手を下すとは、おのづから罪の輕重あらむも。其の害を人に加ふる所以の者は、一なり。氏は曾て優勝劣敗の説を立て、一時世間を惑亂せしことあり。今亦斯かる杜撰の暴論を出して、人の徳性を傷く。余は氏の學を好みて倦まざるには、推服すと雖も。其の論の往々偏僻に流れて、國の博士世の師範として、人を謬り、禍源を後世に貽すを憂ふるなり。只氏が一日も早く、道徳の本源を究明して、其の説を改められむことを願ふ。

編者曰く、加藤弘之氏が曾て學士會院に於て講述したる論文は、全篇載せて學士會院雜誌及び本月五日發行の太陽に在りて、轉載を禁ずる所なり。されど今之が駁論を掲載するに當りては、其の意を確むる爲に該論を摘記するの必要あり。因て其の必要なる箇所のみを、左に掲載して、讀者の參考に供すと云ふ。

○道徳と法律と、抵觸する場合ありや否や、(前略)先づこゝに私の信ずる所を言はう、私は功利派を信ずる者で、直覺派を信じない、即ち人の利益になるものが道徳であると云ふ説を信ずる。又法律に、自然法があると云ふことは信じて居らぬ、矢張り人の利益になるものが、法律になるのだと思ふ。(中略)そこで道徳は、人間社會の安寧幸福の上に、雙對的に必要なる手段であり。法

律は、人間社會の安寧幸福の上に、絶對的必要なる手段である。それて雙對的必要と云ふは、必ず無ければならぬ、必ず缺くことの出来ぬと云ふ程のもので無くて、有る方が必ず宜いと云ふ條件的に必要と云ふのと同じことである。絶對的必要と云ふは、必ず無ければならぬ必ず缺くことの出来ぬと云ふのである。(中略)

今の譬と同じて、社會の安寧幸福の上に、絶對的必要なるものは法律で。法律が無ければ、社會の安寧幸福は、忽ち破れて仕舞ふ。道德の方は雙對的必要であるから。社會は道德が無くては、成立たぬと云ふのでは無いが。道德が無くては、宜い社會にはなれぬ。唯社會が立つてゆくと云ふだけで、決して優れた社會になるとは出来ぬ。斯様に違ひが有るのである。今言ふたことを、分り易くする爲めに、譬喩を設けて話さう。今日道德の上に於て、先づ第一に必要なことは、親子の關係で。父母は子に慈愛を加ふべく、子は父母に孝養を盡すべしと云ふことは、如何なる教へても、宗教でも、云ふことである。是れは大切なことであるが、親が子を受せず、また子が父母に孝を

盡さぬと云ふても、甚しい不和で無い以上は、忽ち社會に害なきゆゑ、法律は構はぬ。併し親が子を苛酷に遇するとか、子が父母を虐待するとか云ふことになると、忽ち社會の安寧幸福を害することになるから、法律が干渉して、制裁を附けることにならねばならぬ。さう云ふことが無い以上は、法律は關係しないけれども、道德の方は、それでは満足せぬで、親に向つては、子に慈愛を加へねばならぬと忠告し、子に向つては、親に孝を盡さねばならぬと忠告する。其は社會の安寧幸福を高めて行かうと云ふには、親子の間が、能く和して行かねばならぬと云ふのであるから、條件的である。社會の風俗を厚くするには、親子が喧嘩をせぬと云ふだけのことは、行かぬ、互に親切にして行かねばならぬと云ふので、其れで雙對的に道德が必要なのである。(中略)

そこで道德と法律とは、さう云ふ風に違ふので、今申した例で、大抵分つたらうと思ふ。斯くの如く、絶對的と、雙對的の違ひがある、併ながら昔の開けぬ時である、上の人は我儘であつて、權力を恣にした、男と女としては、男に權力を持つて居た。權力を持つて居つた者は、勝手なことをして居る。さういふ世の中で

は、眞に絶對的必要で無くても上の人又は男が勝手になることは絶對的必要と云ふ道理を以て、取計つて居たのであるから。開けぬ世には、絶對的必要の部分が多かつた。今日の開けた世には、上の者が、權力を恣にするには出来ぬから絶對的の必要は、餘程少くなつた。昔は法律と道德との別が立たず、先づ悉く法律のやうなものであつて、社會に必要でなくとも、上の者又は男に、必要なことは勝手なことをした。それは舊いことでは無く、日本の維新前の有様を見ても分る。士族は平民に向つて勝手なことをし、士族の利害に係つたことは平民を苦しめたことが多い。さういふ時代には、絶對的必要で無いことを、絶對的必要とし、無理なことをして、平民を苦しめたのである。今日は、さういふことは無いから、眞に絶對的必要なことが、絶對的必要とされ、雙對的必要なことが、雙對的必要とされ居る譯で、昔とは違つて來て居る。さういふ違ひが、道德と法律にはある。併し是れは、私が今日言はんと思ふ法律と道德との抵觸と云ふのではない。今言ふ所のことは、唯寬嚴があるばかりで、法律は絶對的だけにして、領分を狭めて行くから、人民に向つては寬になる。

道德の方は、十分なことを責めるから、人民に向つては嚴になる。例へば親に孝を盡さぬでも、法律は構はぬが、道德は之を赦さぬ、是れは唯寬嚴の差であつて、抵觸と云ふことでは無い。但し制裁の點から申せば、法律は嚴で、道德は寬になるのである。

道德と法律と、抵觸する場合ありや否やと云ふことは、是より出づる所の問題である。(中略)赤穂の四十七士も、それに類した話で、吉良が淺野を怒らせたと云ふものゝ切付けたのは淺野で、吉良は正當防衛もせず、唯逃げたのである。是れは淺野の方が悪い、それで切腹を言付かつた。それに四十七士が、仇を討つといふのは、實に理窟が立たぬ。假令多少理窟の立つ仇討でも、開けた世の中で、私闘をするのは、社會の安寧幸福を害するから、悪いこととせねばならぬのに、理窟の立たぬ仇討に至つては、尙更のことである、さうして見れば、仇討は法律と道德と、抵觸をしない。世間の人の考へるやうに、仇討を、道德上善いものゝ様に思ふと、抵觸をするが、私はさうは思はぬ。法律に於て禁すべきのみならず、道德に於ても、禁すべきものであると思ふ。(中略)

日本には暗殺と云ふことが澤山あつた。或は井伊掃部頭を殺すとか、安藤對馬守を殺すとか、御維新後になつても、大久保參議を殺すとか云ふとがあつた。是れは政治の仕方が悪いから殺して政治の改良を圖らうと云ふのであらう。眞にさう云ふ心も有らうし、又さう云ふ口實に過ぎぬのも有らうが、併し革命顛覆の小さいのであつて、社會の秩序を破つてやることであるゆゑ、是亦道德上の仕業で無い。矢張自然的現象と見ねばならぬ。且可笑しきことは、井伊掃部頭を殺したるは、水戸の十七人で、それは忠臣であると賞めながら、大久保參議を殺したのは、甚だ悪いと云ふ。一つ事であるのに、人に依り時に依りて善悪がありては、道理が立たぬ。御維新前には宜かつたが、御維新後はいかぬと云ふやうなことで、全く理窟が立たぬ。併し暗殺も、結果の善いことがあるなれども、國家の秩序を破りてすることは、決して道德の許さぬことである。道德は國家の秩序中にありて、改革改良を企つることは許すなれども、秩序を破る事は、決して許さぬ筈のものである。斯う言つて來ると、道德と法律とは、決して抵觸はせぬ。

尙ほ此に困難な一問題が有る。それは亡國の臣民が、故國の恢復を謀りて、新附の國に向て、反旗を擧げることである。例へば波蘭は、昔は獨立國であつたが、亡ぼされて、今では露西亞と、普漏西と、埃地利と、三國に分割せられた。波蘭の人民は、今日迄も之に服せずして、機會さへあれば、反旗を擧げんとして居る。是れはドウであらう、露西亞でも、普漏西でも、埃地利でも、さう云ふ企を、法律に於ても禁ずるは、勿論のことであるが、波蘭人に取つて、故國の獨立を恢復すると云ふことは、道德上賞むべきことであるやうに思はれる。併しそれも、私には、道德上許すべきことと無いと思ふ。法律は固より禁ずるが、道德が社會の安寧幸福を進めるものであるとする以上は、決してさう云ふ企てを許すことは出来ぬ。情に於ては憐むべきものであつて、我輩も同情の感で、氣の毒には思ふが、道德はさういふことを許すことは出来ぬ。道德を社會の幸福安寧を進めるものとした以上は、新附の國の安寧幸福を害して、獨立をするとか、回復をするとか云ふことは、法律に背くのみならず、道德にも背くものとせねばならぬ。故に是れまた自然的行爲であつて、道德的行爲ではないと思ふの

である。(下略)

廣長舌終

忠魂義魄

國家本論

凡そ國民にして、其の國家を忘却する時は、先づ第一著に國民たるの感情を失ふ。國民たるの感情を失へば、即ち心に内外親疎の差別無く、本末輕重の差排も無く。一切の是非得失は、唯己が情に任せて、取捨成敗するの外無し。是故に物に觸れ事に遭ふ毎に、勝手に愛憎の情を動かす。愛憎の情の動くまゝに、憎む所に背きて、愛する所に趨くものなり。譬へば貧家の兒の、吾が家を家とせず、祖業を賤しとし、父母を劣れりとして。去て名邑大都に奔り、巨家右族の門に彷徨して、之が奴僕となり。其の記號絆纏を纏ひ、其の糟粕餘瀝を嘗るを以て、無上の榮譽となすが如し。憐れ至極の風情なり。其の少しく意氣ある者は、臭味を同うすれば、吳越の人も、引て刎頸の友となし。情に違ひ意に悖れば、親族郷黨も、讎敵の想をなす。痛ましき事どもなり。元來人心の向背は、愛憎の情、これが帥となるもの

なれば。道義の之を裁制する無き時は、鬼となり魔となり、禽となり獸となる。豈
翅に家を破り、國を亡ぼすに止まらん。されば我が國に生るゝ人にして、一朝我
が國家を忘却する時は、彼れが浮華の開化に溺れ、空理の虚論に惑ひて。本を
輕んじ末を重んじ、内を卑し外を尊むも。固より人情愛憎の所變、復た何ぞ怪
むに足らんや。吾れより之を云へば、彼れは外を尊み内を卑しむ、顛倒の人とす
れども。彼れ國家を忘却したる者より云へば、吾れは吾が愛する所を、内として
親み。吾が憎む所を、外として疎しむ。何の不可かこれ有らんやと云ふ。國人
若し茲に至れば、恰も歐米諸國の人が、吾が國に寄留せし情態に、少しも異なる事
無し。故に今之を名づけて、日本に生れし外國人と云ふ。是等日本に生れし外
國人は、明治の初めより、陰に外國の威勢を借り來て、我が國人を脅かし。外國の
繁盛を説き立て、我が國人を唆かし。奇技淫巧以て庸人の膽を奪ひ。空理虚
談以て才子の心を收め。隱然黨を立て、左右彌縫し。漸く吾が國家を破壊せ
んとせり。今や其の勢力大に加はり、滔々たる天下、知らず識らず、其の術中に陥
りぬ。是時に方りて、國家の命脈は、恰も一髮千鈞を引くが如し。是れ余輩明に

詭言を吐て、世人を驚かすものにあらず。請ふ謹て其の實を告げん。
抑も吾が國家は、吾が國家の體相性格を具するものなり。然るに彼れ我が國に
生れし外國人は、視て以て蠢々たる愚人の集合體となせり。故に英國を本國と
する者は、英を以て我が國を化せんと欲し。佛を本國とする者は、佛を以て我が
國を化せんと欲し。獨を本國とする者は、獨を以て我が國を化せんと欲し。米
を本國とする者は、米を以て我が國を化せんと欲す。其の他歐米風來の徒は、力
を極めて、歐米普通の世態に模倣せんと欲し。或は一二學者の謬見を信ずる者
は、己が信ずる所を、真理と唱へ、正道と叫び。紛々擾々、稻麻の如く、竹葦の如く。
天下を惑亂して、歸宿する所無し。凡そ是等の類、千種萬類なりと雖も。約めて
之を云はゞ、悉く我が國家を破壊する所以の者に非ざるは無し。之を鑄物師に
譬ふ、我が國家の體相性格を潰ぶし。之を地金として、各々己が愛玩せる器物に
改造せんとするが如し。其の甚しきに至りては、吾が國家を潰ぶすも、己が欲望
せる製造物の地金にだに充つるに足らずとし。人種改良論とか云ふ事を主張
して、歐人の血を煉り交ぜ、先天の一氣より變化し來て、己が欲望に充んとする者

あるに至る。破壊の仕かたも亦胸欲千萬ならずや。
人あり辯護して曰く、人種改良論の如きは、開化熱に犯されし者の狂言のみ。引
て以て今日開化者流の大體を罪するは、豈酷ならずやと。夫れ然り、或は然らん、
然りと雖も、大凡物は類を以て長ずるものなり。故に曰く、忠臣は必ず孝子の門
に出づと。又曰く、勇將の下に弱卒無しと。開化者流の意趣希望は、百端なりと
雖も、之を概轄すれば。悉く我が國に生れし外國人の一類にして、此の改良論の
如きは、中に就て尤も進歩せし者なり。縦や其の類中に、此の説を批難する者あ
るも、實際行はれざる事として拒むのみ。若し容易に行はるゝ事ならば、類中舉
て雷同附和せん。何となれば、其の一類の愛する所、彼れに在て我れに在らず。
求むる所、茲に在て他に在らざればなり。假令然らずと爲すも、人種改良論の如
きは、彼等一類の意趣希望より生じ來りし最上の考案にして、謂はゆる類を以て
長ぜし者のみ。亦以て彼等が意趣希望の不都合なるを看破するに足る。易に
曰く、幾を知るは其れ神乎と。今や此の事幾微にあらず、顯然として眼前に暴露
せり、明々白々、何ぞ神を俟んや。又曰く、霜を履て堅氷至ると。今や堅氷既に在

り、腐裂け指墜ちぬ。嗚呼、浮華文明の國家に禍するも、亦酷ならずや。
客有り眉を嘖めて曰く、説の如くんば、歐洲文化の採用すべき物も、一概に浮華空
理として、退くるに似たり。是れ恐らくは、藥毒を辨ぜざるの論ならん。謂はゆ
る玉石共に毀つ者に非ざるを得んや。若し然らば、古今萬國、互に長を取り短を
補て、各々みづから文化を進むるの理に戻らんと。夫れ然り、然りと雖も、蜂蟻腐
を蝨せば、壯士腕を扼し。毒蛇指を噛めば、勇士臂を斷つ。今此の斷案は、長短を
數へて、利便を撰む者に非ず。臂を斷て毒を去る者なり、蜂蟻を驅逐して、身體を
護する者なり。且長短を數へて、利便を撰むは、吾が國家の富強を致さんと欲す
るに過ぎず。一言之を云はば、吾が國家ありて、而して後の事なれば、取捨の權は、
須らく吾が手中に在るべし。豈彼の日本に生れし外國人の、開化道樂に放任す
べき事ならんや。從來有志有識の人にして、國勢の茲に至るを悲み、忠憤起て救
はん、と欲する者無きにあらずれども、斷じて彼等を排撃すること能はざりしも
のは、他無し。一には彼等を排撃する時は、學問技術の實際國益となり、國政を進
めし物をも併せて失はんとを懼るゝが爲なり。又一には、彼等が口を極めて罵

り怒り、頑固と誹り、守舊と嘲り、惡口雜言せん事を惡むが爲なり。是れ富家より娶りし婦の家法を亂り、舅を侮り、夫を凌ぎて、無禮傲慢なるも、一言放たば、財産を擔ぎ去らんと云ふを恐れ。氣を呑み舌を結ぶものに何ぞ異ならん。余輩は思へらく、我が國家の需用に適せし學問技術は、皆是れ其初めに於て忠臣義士が節を抑へ屈を忍びて、君の爲國の爲に、取捨献替せし所の物のみ。何ぞ彼等が恩澤ならんや。彼等は此の輸入の機に乗じて、己が情と欲とを縦にし、我が國家を破壊するの器物と、我が道義を紊亂するの學問とを輸入し來るに過ぎざるのみと。然りと雖も、彼等若し無法の忿怒を起して、我が國家の需用に適せし物をも、各々其の本國に荷ひ去ると云はゞ、余輩は其の荷ひ去るに任せんのみ。軍艦大砲も荷ひ去るべし、轍道電信も荷ひ去るべし、いかに必用の物と雖も、國家ありて而して後の必用なれば、我が國家には代へ難し。昔一士人有り、一口の劍を買ひ來り、貧人を諭して曰く。聞く汝は貧困にして、生活に苦むと。我今一口の劍を獲て之を驗みんことを欲す、請ふ汝が身を、百金に買はん。汝其の身を賣て、以て我が劍の試しに懸らば。一には、汝が生來懇望せる黄金を攫み。一には、汝が生來苦

痛せる生活を脱せん。是れ一舉兩全の策に非ずやと。貧人姑く考へて曰く、願くは五十金を得て、半死半生の人とならんと。余輩は、浮華文明の價值を以て、我が國家を賣るに忍びざるものなり。又半死半生を望まざる者なり。思ふに世間有志有識の人も、多くは是れ半死半生の願ひ有る歟。何ぞそれ吾れに取捨の權無く、殆ど彼等が爲す所に任せて、之を制すること能はざるや。憂ふること勿れ、憂ふること勿れ。彼等各々其の本國に荷ひ去らば、余輩更に好方便有り。其は時に臨みて、余輩の處分を俟てよ。

客の曰く、如上の説は、我れ既に命を得たり。願くは國家の説を聞かんと。曰く、子も亦國家を知らざる乎。國家の中に生れて國家を知らざるは、父母の間に生れて、父母を知らざるが如し、愚も亦甚だし。然りと雖も、知らざると忘却すると、破壊するとは、おのづから其の別あり。諺に曰く、知らぬ神に崇無しと。子不幸にして、顛倒錯亂の世の中に生育す、其の之を知らざるも、其れ或は崇なからん。請ふ後段に於て、國家の面目體性を示すを聞け。

我が國家の體相性格は、其の本源有り、支流有りて、上下三千年の歴史に因り、由來

發達せしものなり。今一場の談一篇の文に説き盡くすべきにあらず。且く其の本源に溯りて、動き無き性格を示さば、天地人を一致し、古今來を一貫せる大道ありて存せり。何をか天地人一致と云ふ、上に天有り、天に祖宗あり。下に地あり、地に境域有り。兩間に人あり、人に族姓あり。其の族姓を同うし、其の境域を同うし、其の祖宗を同うし。以て我が國家を、東海の表、日出の處、即ち萬國の首位に建立せり。而して國家の性情は、全く天道天徳天倫に由りて、發達するものにして。是れ古言に謂はれり。其の神隨の大道なり。其の天と云ひ、地と云ひ、人と云ふも、其の本始は、天の一道より出づること。恰も太陽の光明溫暖を司るのみならず、一切の形象を發輝して、一も欺かざるが如し。是れ之を天地人一致と云ふ。

我が國家には、我が國土の境域有りて、他の國土と混同すべからざるは、何人も異論無かるべし。我が國家には、我が臣民の分際有りて、他の人民と混同すべからざるは、何人も異論無かるべし。されば我が國家には、我が國家の國土あり、我が國家の臣民有りて、苟も世界萬國の國土人民と混同すべからず。乃ち我が國家には、我が國家の天道有りて、世界萬國の天道と混同すべからざるは、理の最も

見易きものなり。天道神道等の差別あれども、今は無。夫れ天道の説たる、世界萬國、各々其の古史に由りて縁起せしものにして、各國悉く其の趣きを同うせずと雖も。要するに天地創造、人物始生の原因を示すものにして。其の原因所説の傳來に由りて、世界萬國、各々其の發達を同うせざるのみならず。常に此の原因の所説に基して、是非善惡正邪の意見を起し、其の治亂の有様をも異にせり。之を要するに、天道は、普通人間世界に於て、最上無上の尊嚴を示し。其の至大至強の力は、能く人間一般の心術を制して、之が感情を發作せしむるものなり。故に天道を得れば、以て國家を興すに足る。天道を失すれば、以て國家を亡ぼすに足る。其の君を弑するも、不義に非ず。其の民を殺すも、不仁に非ず。故に人の國家を奪はんとする者は、必ず先づ我が天道を以て、他の天道を破滅すべし。之を破滅し盡くせば、假令金湯の堅さも、蟻垤に異ならず。之を古今東西の史に徴して、歴々鑒るべし。

載籍の傳ふる所に由れば、古昔より今に及ぶまで、天道の説諸説紛然として、一々論列すべからずと雖も。各國其の古史によりて、傳來するものは、獨り其の國

家の發達に應じて。其の性格を作り成すのみならず。概ね宗教として行はるゝが故に、尤も勢力あり。今内外の書に就て之が大要を示さば。天と説くもの有り、神と説くもの有り、理と説くもの有り、自然と説くものありて、諸説一様ならざるが如し。中に就て天と神との説は。全く各國の古史に由り、傳來せしものにして。其の理と自然との説は、後世學者の研究せし、學問上の意見なり。されば俱に天地の原因原則、即ち眞實の大法として、行はるゝ者なれば。人間の感情は勿論、其の智慮分別も、之に因りて發起せしめ。是非善惡、正邪の差排より、遂に死生をも決着せしむるの力あり。之を信ずる者より、之を視れば、實に最上無上の大權力者と云ふべし。抑も天と神とは、一實二名にして、差別無きが如くなれど。仔細に論究すれば、おのづから分際有り。天は猶位の如く、神は猶王の如し。神は不思議を司り、天は廣大無邊を示すものなり。古昔の人、其の廣大無邊にして、一切世界を覆ひて。無上の上位に在るが故に、天を以て無上の境界と思ひ。其の中に、靈妙不思議を司る神明有りと觀念せり。其の證は、世界萬國、其の學説を異にするも。天と神とに至りては、其の説大概同一軌轍に出づるを以て知る

べし。但支那の古説は、其の始め、天と上帝と、全く差別無し。夏殷周の三代を経て、神道の説盛んに起り。神道の説は、易より出づ、夏に連山と云ひ、殷に歸藏と云ふ、共に神明に似たるもの如し、周易起りて之を正すと雖も、其の説幽周末に至り、神明の説は、天道の説に似して行はれず、天下滔々周末に及びて、其の弊極まれり、周末に至り、神明の説は、天道の説を錯亂して、世道人心を惑はし、妖言詭語、恰も幽靈界の如し。左傳の傳ふる所に由りて、其の一斑を知る是時に方り、豪傑の士並び起り、神道奇怪の説を排除せん爲に、専ら天道を主張し、是れ諸子百家の説の、因て起る所以なり。各々微妙を極むと雖も。家々の説、終に統一する所無し。孔孟出づるに及びては、語必ず古聖人を引き、天命天徳を述べて。生民の爲に、蒙昧を出離するの一道を示せり。孔孟の説は、古聖人を以て、第二の天となすものなり、且兩氏の説は、古史より系統を立て、其の正を得たるが故に、尤も勢力有、其の印度の古説は、種々錯雜して、一々枚擧すべからず。婆羅門あり、梵天あり、事火あり、風神あり、神我あり、之を要するに、古來より人種の混淆せしものと見え、古史より出づるものも、種々あるが如し。されど其の大概は、後世學者の觀念上より、構造せるものなり。希臘羅馬等の古説も、其の支那、印度等と大様異なること無し。唯今時の西洋諸國は、耶穌教に化せられ、悉く猶太國の古史を信ぜり。其の天道説より生ずる諸國の變遷存亡は、宗教取捨論に就て考ふべし。

天道を主とするも、神道を主とするも。共に人生原始の因縁所説を以て、道義の根本とし。其の國家人民の意思歸向を定むる事は、何れの國何れの時代に於ても、悉く一樣の事實なり。されば是れ天意なり、是れ神慮なり、必ず隨順すべし。隨順せざるべからずとは。古今人間の通情にして、賢不肖の別なく、共に出沒往來する所の一路と云ふべし。其の天理と説き、自然と説くは。學説より起るが故に、深く其の源底を究めざるものは。動もすれど天道神意の説と、其の効力を反對せるもの、如く思へり。是れ大なる謬なり。今試みに、學者大人に向ひ、人の危きを救ふは、天理なり。人を殺すは、天理に戾れりと説けば。必ず得心すべし。然るに人の危きを救ふは、神意に叶へり。人を殺すは、神意に背けりと云はゞ如何。要するに天理を主とする者は、神意の名に於て、耳に逆ひ。神意を主とする者は、天理の名に於て、耳に逆ふまでの事なり。其の實際は、成る程尤もの事なりと思ふ一念にて。是非善惡正邪の分別も付き。終に死生を以て、之に従ふ事となるのみ。是故に人心の歸向上より、之を見れば。彼の天道神意、天理、自然等の説に於て、豈彼此の輕重差別有らんや。學説宗教のつから説を異にすれど、是れ説に説の異なるもの、人の人間普通の感情

智慮より云へば、千古萬古易はること無し、何となれば己が信ずる所を、是故に學説と雖も、天理なり、當然ありと思ふ一念は、天地に貫徹して、二念なきが故なり。 地の大法として、人間世界の上に立して。人間の意思を支配するの力は。天道神道等の説と、其の轍を同するのみならず。其の根本を同する者と云ふべし。唯其の同じからざる故は、天道神道の説は、其の源を太古創世の時に立て。道々變説通説あれども、天理自然等の説は、學者の觀念上より起り。其の天法を、現在事物の上に定めて、原因原則を立つるものなり。假令種々の異同有るも、是れ天地の原則なり、原因なり、條理なり、道理なりと、認むる物體は。森羅萬象、即ち日月星辰、山河草木、人獸蟲魚の類まで。人間の思慮より出でしものにもあらず。分別より生れしものにもあらず。依然たる太古時代よりの舊物にして。智と不智との境を、飛び離れて存在せる者なり。其れを種々に觀念して、道理を立て、説を下せしに、起因せりと云ふ事は、何人も異論無かるべし。

天道神意、天理、自然等の説は、如上に論明するが如く、必ず人間の意思を支配して、其の歸向を定め、是非善惡正邪の見を起さしむるのみならず。死生をも決着して、疑はざらしむるものなり。今試みに、世界萬國の歴史を繙き見よ。其の治亂

興廢は大概此の因縁より生ぜざるもの無し。其の著明なる實例を擧ぐれば猶太國の古史より起りし神道の説は。彼の耶蘇宗教となりて流布せるもの希臘羅馬の古史を抹殺して。其の國の神道を破滅し。終に歐洲一般の人心を支配するに至る。其の治亂興廢悉く之に關せざるもの無し。下りて理學哲學の説盛んに起るに及びて終に一神教の力を奪ひ。代りて人心を支配し中に就て婁騷の人權説は以て佛國の大革命を引起し。人民其の國王を死刑に處するに至る。元來宗教と云ひ學説と云ひおのづから異同無きに非ずと雖も。其の人間上に至重の權力を立て、假令君父の尊嚴威力も之に抵抗する能はざる所以のものは。蓋し天地の大法、人間の通義、即ち眞實の道理として。その人心を支配するものなればなり。されば國家に及ぼす關係成績は。二つの者共に易はること無し。今試みに婁騷の人權説をして、我が國民一般に信ぜしめば。必ず國家今日の體相を破壊し盡くすべし。耶蘇教の一神説をして、我が國民一般に信ぜしめば。必ず國家今日の性格を破滅し盡くすべし。是れ皆天理なり、眞理なりとして、人心を支配し其の向背を決着せしむるの作用有ればなり。要を取て之を云はく、各々みづか

ら天を立てい。各々みづから其の天を天として相争ひ。此れ为天勝ちて、彼れ为天亡ぶ。其の天の亡ぶるものは、其の國も亦亡び、其の人も亦亡ぶ。獨り歴史上に、其の名を留むるに至るものなり。故に天を争ふは、猶國土を争ふが如し。其の國土を失ふものは、一旅一成、猶恢復すべし。其の天道を失ふものは、終に返魂蘇息の期有ること無し。

事物相關論

大凡天地の間此の物有りて、而して後ち此の事あり、此の事の、此の物の性情に合して悖る無き、之れを則と云ふ。物とは何ぞや、大凡天地の間に生存して、自性有るものは、有形無形、悉く物と名づく。天地も物なり、人獸も物なり、身體も物なり、心魂も物なり。而して此の物や、各々獨立自存せず。天は地に依りて、以て尊く。地は天に依りて、以て安く。男は女に依りて、以て立ち。女は男に合して、以て全し。心魂の身體に於ける、子孫の父祖に於ける、臣民の君王に於ける、必ずや相待ちて、其の情を遂げ、其の性を保つ。則ち心身も亦た一物なり、一家も亦た一物な

り、一國も亦一物なり、蓋し物と物と相合して、而して一物を爲す。其の中おのづから、本末の分、輕重の別あり。其の本を本とし、其の末を末とし。其の輕きもの、其の重きもの。各々其の位を失すること無くんば、事々皆則に合す。之を是れ道と云ふ。

國家は物なり、事に非ざるなり。政治は事なり、物に非ざるなり。然るに物を離れて事無し、故に政治は、國家の事にして。國家の性情を保ち安んずるの外、一事有ること無し。夫れ事なるものは、其の物の性情より發作して、其の物の幸福安寧を増進するの道なり。決して其の物を利用し、變易して、或る目的を達するの謂ひに非ざるなり。之を衣食に譬ふ、衣食の用たる、吾が身命を保つのみ。若し身命を毀損して、衣食の美を求むるもの有れば、之を狂悖の人と云ふ。且事には善惡有り、而して物には、未だ曾て善惡有らず。其の故何ぞや、其の事の、其の物を善ふ、之を惡と云ふ。其の事の、其の物に利する、之を善と云ふ。其の善惡の、物に存するが如きは、好惡の情のみ。且夫れ好惡の情たる、他人より生ず。其の物みづからは、其のみづから全たからんことを欲するのみ、是れ物の自愛の情なり。

されば政治は、國家の事なり。國家の性情より發作して、國家其の物の幸福安寧を増進するの外無し。即ち國家自愛の情なり。若し政治の力を以て、國家其の物を傷害して、或る目的を達せんと欲するが如きは、之を惡政と云ふ。斯かる惡政の時に行はれて、國家を敗亡の境に擠すものあるは、何ぞや。是れ全く政治家其の人の、其の國家の性情を具へずして、自己の性情を恣まゝにし。其の國家を視ること器物の如く、己が好惡の情に任せて、隨意に變更し、角なるものは丸くし、長きものは短くし、其の意匠に相應せしむるを以て、其の道を達すと爲すが故なり。斯かる惡政治家は、國家の事を以て、政治家自己の一事と爲し。國家の權力を竊みて、政治家自己の權力と爲し。其の政治家自己の意匠が、政權に由て種々に現はるゝを以て、國家を經營せりと思へども。其の實國家を破壊するものなり。

國家は物なり、物には善惡無し。性に適し情に適して、我れに幸福あれば、何をか撰ばん。縦令外國より、猛獸の如く畏れらるゝも、聖人の如く尊ばるゝも、處女の如く愛せらるゝも、其は他人の好惡に打ち任せ。我れは我が幸福を求めて、願み

ること無かるべし。何となれば、國家は獨立自存の物なり。必ずしも此の國家と、彼の國家と、相依りて生存するものに非ず。故に男の女に於ける、女の男に於ける、臣民の君王に於ける、君王の臣民に於けるが如きものに非ず。彼れは相依りて一物を爲すも、此れは一物として存在し、一物として獨立す。若し一物として存在し、獨立するに非ざれば、決して國家と稱すべからず。

物と物と、相依りて一物を爲すものは、男女相依りて一家を爲し、君民相依りて一國を爲す等を云ふ、時に物情相悖りて、和せざること有り。其の甚だしきは、相賊害するに至る。是れ其の物體の破壊せらるゝ因縁なり。人生の不幸、之より大なるは無し。故に人苟くも社會を爲し、國家を爲して、相生存する限りは、其の本末輕重を測り、其の小なるものを去りて、其の大なるものに就き、其の大體の利害を主として、是非善惡を成敗せざるを得ず。彼れ盜跖にも、果して仁義有るべし。但し人間社會の大體より、惡行惡事として、許さざるのみ。要するに物には、善惡無し、事に則ち善惡あり。此の物は、此の物の性情として、天地間に存在す。故に此の物の事にして、此の物を害するは、物の性情として、決してあるべき道理無し。其のこれあるは、蓋し偏情

なり。謂はゆる放心なり、煩惱心なり、故に書に曰く、惟精惟一、允執其中と。我が身には、我が身の事有り。我が家には、我が家の事有り。我が國には、我が國の事あり。我が身の事を以て、我が家の事に比するに。我が家の事を、大とし、重しとす。我が家の事を以て、我が國の事に比するに。我が國の事は、さらに大とし、重しとす。我が身家の難は、避くべし、我が國家の難は、死を以て之に殉ふ。是れ輕重の辨なり。方今の議者、動もすれば、則ち曰く、自由重んずべし、權利貴ぶべしと。顧ふに自由固より輕からず、權利も亦卑しむべからず。然れども、皆是れ生存上の事なり、死を以て從ふべきに非ず。其の死を以て從ふべきは、獨り國事有るのみ。帝徳は自由の母なり、王權は權利の父なり。國家一朝、其の權を失すれば、弱肉強食。其の禽獸と相去る殆ど希なり。

我が身には、善惡無し。故に我が身假令醜態なりと雖も、吾れみづから護りて傷つけず。我が王權も、之を愛育せり。我が家に、善惡無し。故に我が家は假令貧賤なりと雖も、吾れみづから守りて破らず。我が王權も、亦た之を保護せり。我が國家には、善惡無し。故に我が國家は假令他の國家に似ざるも、君民心を一に

して祖宗の遺業を失墜すること無かるべし。

齊しからざるは物の情なり。其の心を同うせざれば、必ず好悪を異にし、利害も亦同じからず。故に物と物と相害へば、其の惡む心のもの、を磨り、其の害する所のものを除き、其の物の幸福安寧を求む。假令猛獸惡蟲の類と雖も、彼れ其の物に善惡無し。我れより之を視て、忌むべく畏るべきものと爲すのみ。之を國家の上より觀察するも亦然り。我が國家其の物には、善惡無きも、他の國家より之を視れば、猛獸の如く、美人の如く、府庫の如くも見ゆるならん。他の國家其の物には、善惡なきも、我れより之を見れば、惡蟲の如く、勇士の如く、寶山の如くも見ゆるならん。是れ物の情齊しからざるが故に、且く此の變相を呈するのみ。

如上の道理を能く理解すれば、余輩が今日の風潮に抵抗して、保守主義を主張し、敢て頭を回らさざるの意を了するに難からず。夫れ國家は物なり、みづから性情あり。則ち國家其物を保ちて、其の性情を安んじ、其の幸福を守るは、余輩臣民の、我が國家に盡くすの常分なり。是れ誠に今日國家の形勢に應じ、理を盡くし、情を盡くして、萬止むを得ざるが爲の立言なり。豈徒らに奇僻の見を立し

俗に昔き世を驚かし、以て慷慨みづから喜ぶものならんや。試みに思へ、彼の改進を主とする者と雖も、必ず言はん、斯く改進せざれば、我が國家を保つこと能はず、我が國家を守ること能はずと。乃ち國家を保守すと云ふ所以のものは、曖昧ながらも、我が國家あるを知らばなり。我が國家は、我れに於て無上至重の物たるを知らばなり。唯其れ之を知るも、曖昧に之を知る故に、國家其の物の自性を知らず。國家其の物は、みづから性情有りて、他の製作物と同じからざるを知らざるのみ。何を以て之を云ふ、凡そ物の改むべく、除くべきは、我が受用する品の諸物に就て云ふべし。決して自性有る我が身體を以て云ふべからず。靴は改め作るべし、足は改め作るべからず。衣服は改め製すべし、身體は改め製すべからず。我れ其の物は、管に改めて製作すべからざるのみならず。足に適して靴を製し、身に適して衣服を製する、是れ人事の常法なり。故に曰く、凡そ物の改むべく、除くべきは、我が受用する所の諸物に就て云ふべし。決して自性有る我が身體を以て云ふべからずと。若し夫れ人の靴を持ち來りて、己が足を改むる者あらば、其の人靴を得るも、爲に必ず其の足を失ふ。人の衣裳を持ち來りて、己が

身體を改むる者あらば、其の人衣裳を得るも、爲に必ず其の身體を喪ふ。其の國家に於ける、豈獨り然らざらんや。今の改進を稱する者、一意に西洋を模倣するを以て、目的とし、我が國情に合せざる受用物を輸入し來り、爲に國家其の物を改進せんと欲す。是れ謂はゆる人の靴を竊みて、みづから足を失ひ、人の衣服を模造して、みづから身體を傷ふの類なり。思はざるの甚だしきに非ずや。諺に曰く、一寸の蟲も、猶五分の魂有り。堂々たる日本帝國にして、果して日本魂無からん歟。若し無くんば、彼れ開化者流の我が國家を視ること、泥土の如きも、必ず其の理無きに非ず。歴史も光を失ひ、教法も敬を失ひ、倫理道德も重きを失ひ、風俗習慣も常を失ひ。僅々五千か一萬かの開化者流の膝下に、壓死せられて。一叫の聲も放ち得ず、其の儘寐入りし如くに長逝せしは。果して日本魂の往生なる歟。然らば則ち我が國家の泥土たる、必ずしも彼れ開化者流の惡智惡見に非ざらん。若し夫れ天下一息の未だ絶えざる者あるを知て。世の志士仁人たる者、みづから視ること、泥土の觀をなすと無く。奮然蹶起、事物をして、事物の道理に契はしめば。實に國家の幸なり。

國家實體論

小引

天地の間、物の大と小とに論無く、其の性、其の質の、同分子より、結合一致するものに非ざれば。決して其の體を鞏固堅實にし、以て其の用を發育増進すること能はざるなり。譬へば雨雪氷霰、凡そ水の同分子なるもの、茲に淮して、以て江海の體を成せば、則ち運輸交通の用、茲に増進し。崑崙丘陵、凡そ土の同分子なるもの、茲に積みて、以て山原の體を成せば、則ち鳥獸草木の用、茲に發育するが如し。若し夫れ多性多質の物、混同雜結、茲に山原の體をなさんに。其の體壞崩。知らず鳥獸草木の用、果して發育すべきや否や。茲に江海の體をなさんに、其の體颯蕩。知らず運輸交通の用、果して増進すべきや否や。今夫れ國家と云ひ、國民と云ふも。其の理に就き、其の類を推せば。亦天地間の一物に外ならず。物に本末あり、人に尊卑ありと雖も。既に其の性を同らし、又其の質を同するもの。能く結合一致、其の體を鞏固堅實にし、其の用を

發育増進せば。則ち國家獨立の尊榮を保定し、之を富岳の安きに置くに於ては吾人以て容易なるべしとなす。

今一步を踏み込み、詳かに之を論せん。人の忠信篤敬、姦邪讒佞に於けるも、亦其の類の類なり。是の故に忠信篤敬君子の黨、茲に結合一致和して其の體を成すに於ては。其の用たる、當時に適應し、上下に貫通し、進退周還、一に其の所を得ざる無きも。一旦前勳に追ひ、情實に磨がれ、姦邪讒佞、小人の徒と、茲に混同聯帶比して其の體を成さんとするに於ては。其の用たる、議は則ち上に紛擾し、事は則ち下に瓦解す。其の害、豈颯蕩壞崩の、江海山原に於けるが如き、其の所在の一部一局に止まり、人の之に觸れざれば、則ち已むものゝ比ならん乎。何とならば、一は以て白と爲さば、一は以て黒と爲し、一は以て甘と爲さば、一は以て苦と爲し、其の意思の之く所是非曲直、濁邪正、一として顛倒錯置せざるは無く。遂に天下の人士を率ゐ、英に化せずんば、則ち米に化し、米に化せずんば、則ち佛に化し、獨に化し、以て我が大義を紊亂し、名分を壞敗せしむればなり。是れ、に此等人士、輕躁浮薄、亂氣發露、外強く内乾き、胸に一定不變の卓

識無き起因し。其の意思たる、唯に有形上耳目の親和に伴はれて、朝西暮東、猫兒眸子と變遷し、實是れ與に結び與に合し、與に我が國家の庭を履むに足らずと雖も。彼れ其の蠕蠕の力を量らず、去後漫に惡聲を出だし、過往針小の瑣事を、棒大に觸れ立て、毀辱の誹謗を虚構し、以て他を傷つけんと試み。却てみづから禍害を取るが如きに至りては。之を姦邪讒佞の種子、即ち輕躁浮薄の小人の常としても、亦憐まざるべからず。嗚呼君子、小人の混同聯帶、之を一村に施せば、其の害則ち一町に及び。一町に施せば、則ち一市に及び。一市に施せば、則ち其の害天下國家に及ぶに足る。是れをしも猶爲すべくは、何ぞ泥土壞崩の山原に收し、以て鳥獸草木の材を發育し。巖礁颯蕩の江海に航し、以て運輸交通の利を増進せむとするに異ならんや。

吾が黨、茲に確乎不拔の精神を以て、名分を正し、大義を鳴らし。我が大正至中の一大綱を、國家中天の一面に張り詰め。我が忠信篤敬の有志諸君と結合一致し。特に百般經國の大成を、永遠に期せんとす。苟も此の大義名分に依り、不偏不黨、或は中正獨立の精神を以て。我が皇權を翼賛し奉り、民權を敬維し

つゝ、大に將來の發育を増進せんとする者は。西も有れ東も有れ北も南も來り結び來り合せよ。皆是れ吾が黨一網中に包括せる同性同質の徒に非ざるは無し。何を窘しみてか、孤立みづから絶ちみづから離れ、一矢折るべきの危地に陥るや。

今國民の精神を明かにし、以て國家の實體を鞏固堅實ならしめんが爲に。寒燈破窓の下、聊か鐵硯を研り、秃筆を呵し。體用本末の一篇を草し、名づけて國家實體論と云ふ。

第一回 明治二十二年十二月屬稿

大統無窮、國家三千有餘年、一系主宰の下に、幾千萬億の臣民を統治し給ひ、以て今上天皇陛下に至らせらるゝ所以のものは、聖々仁澤の然らしむるに由ると雖も。抑も又國家の實體、夙に大義名分に造り成されたるを以て、茲に其の完全を得たるものに非ざる無きを得んや。然らば則ち今日國家百年の大計を經營するも、亦是れ他無し。國家の實體、其の完全を得るに在るのみ。何ぞ東洋國土に新制

模形の外國を構造することを用ひんや。

夫れ國家とは、唯に吾人々類の聚合の虛名にあらず。必ずや其の實體なるもの無かるべからず、何をか國家の實體と云ふ、曰く國民の精神、即ち是れなり。國民の精神、即ち是れなりとなすも。能く我が大義に達し、名分に應じ、其の進退周還明々昭々、上下に貫通するに非ざれば。未だ以て國家の實體となるべき精神とは云ふべからず。今此の精神を行爲上に徴せば、即ち上に在りて其の下を遇するや、意思の手足を服役し、根本の枝葉を發育するが如く。下に在りて其の上に奉ずるや、手足の腹心を守衛し、枝葉の根本を庇保するが如し。茲に滿天下を擧げ、之を一身一物の如く、結合一致率土一歸、一の紛擾瓦解の患あること無きもの。是れ國家の實體となるべき精神、既に其の實體に適合し、始めて其の完全を得たるの効と云ふべし。さらば國民の精神、即ち國家の實體なるが故に。其の精神を發揮し、此の實體を鞏固堅實にするに於て。鞠躬命を致し、斃れて尙已まざるは、眞の眞正なる我大日本臣民の面目となす。然るに此の精神を喪耗し、此の實體を紊亂し、畏れ多くも明治の聖世を輕侮し奉

り、征服紀元の遺制、血族社會の餘習と稱し、或は憲法の輕重を論ずるもの有りしと聞く。嗚呼、狂改暴進、以て危害を我が國家の實體に加へんとすることを知らずと謂ふべし。古人嘗て盜賊の目を貽せり、此の目、蓋し此の輩に附するに非ずして、將た誰にか之れ附せん。

如上の説の如く、我が國家に對し、真正なる眞面目を有せんと欲するものは、其の言忠信、其の行ひ篤敬にして、其の胸中、磊々落落、一毛一介、名聞利達、阿諛籠絡の邪曲を停滯せず。一に我が大義名分を奉體し、我が神聖の公道を遵守し、能く其精神をして、上下に貫通し。上下又共に結合一致、以て謂はゆる氣稟第一の天性に打ち勝ち。造次顛沛も、此の精神を喪耗せず、此の精神を發育し。此の發育よりして、以て國家實體の資料に供せしめよ。

こゝを以て平素無事には、則ち冗費を省き、民力を養ひ。其の力を各自所在、其の職務職分に盡くし。以て國用を充足し、皇權を張揚するに足らしめ。一朝國家の大事にあたり、死生前に臨み、存亡後に迫るに於ては、則ち儼然其の地を踏み、其の境に立ち臨むたる個人、然諾の私懐を、國家大計の方針上に誤らず。能く其

の要害を、履霜未發の先に絶つに足らしむ。之を是れ眞正なる眞面目を有する大日本國民の、其の精神を發揮し、其の實體を鞏固堅實にするものと云ふ。今や世人、或は氣運變遷の用より、其の眼の著處を間違へ。内我が特有なる萬古不易の體を引き出だし、支離滅裂之を、其の氣運の用と伴はしめ、以て變遷せんとすに至れり。此の際に當り、體用本末の辨を詳かにし、而して我が此の體に、一定不變の大義名分有ることを、表彰するは、吾が黨最も其の本分を盡くすべきの急務に非ずや。

謂はゆる國家不易の體よりして、氣運變遷の用を制し。復た其の用の發育増進より回復して、其の體を保定すべき本末の理を、通曉し。事に斯に従ふ者、方今三千有餘萬中、蓋し幾人かあるや。嗚呼、國民とは、彼れの謂はゆる國民に非ず。吾は我が公道を遵守して、我が皇權を翼賛し奉る、國家の國民と謂ふにあり。然るに此の公道を遵守し、此の皇權を翼賛し奉るべき國民の精神を發揮し、國家の實體を鞏固堅實ならしむるの赤心無きときは、是れ三千萬各自の自由は、則ち三千萬各自の自由。上下各自の自治は、則ち上下各自の自治にして。人々其の意志

を隔離し、上下其の貫通を閉塞す、誰か此の隔離の地に立ちて能く其の結合の効を遂げ。此の閉塞の位に在りて、能く其の貫通の績を擧ぐるを得ん。將た至聖至仁の御親裁なる統治の權を、何の處に置き奉んとす。是れ國家の國家たるものは、唯に吾人々類聚合の虛名にして。謂はゆる其の實體なるものは、則ち有ること無きなり。

國家にして斯くの如く、其の實體無きもの。之を軍隊の實體無きものに譬ふ。軍隊にして其の實體無きもの、之を烏合の兵と謂ふ。烏合は、軍人の各自徒に軍人の名を帯び以て其の隊に集まるも、各自は各自の跋行を以て、其の進行休養を異にし。殊に軍人たる精神無く、軍隊たる公道無きを以て。軍令錯亂、兵職解體し。恰も烏の飛鳥たるの名を以て、森林に聚合したるが。一朝猛鷹の來襲に狼狽し。右方左方、啞々として蹀ぎ廻り、措く所を知らざるが如し。

さらば今日に於て、國家を經營せんと欲せば。必ずや先づ國家の實體を鞏固堅實ならしむるを要す。國家の實體を鞏固堅實ならしめんと欲せば。必ずや先づ國民の精神、即ち國家實體の資料と成る無形の體を發揮し、之をして結合一致、

上下に貫通せしむるに在るに非ずや。此の一無形の體をして、結合一致、上下貫通せしむるには。前の謂はゆる忠信篤敬を主とし。姦邪讒佞の徒を排し。以て大義名分を奉體し、神聖の公道を遵守するより外に。我が國家の庭を履むべき捷徑、豈これ有らんや。

若し今大義名分、神聖の公道を併せ。之を征服紀元、血族社會の遺制餘習と爲し。唯に諸般の規約法度のみを設けなすも、各自は則ち各自所持の私念を挟み、或は外形構造の修飾に馳せ。其の規約法度の廢置改革は、却て國家の發生を蠱毒し。終には堂々たる帝國議會を以て、各自私念の欲望を成就する製造場に充てしむるに至るも、亦知るべからず。

事不幸にも此に至らば、我が大日本今日有る所以の一大原素。即ち謂はゆる大和魂なるものは、一掃し盡きて。後進の日本男兒、多年崎嶇坎坷、研究練磨し得る處の學術才能も、何の地に向ひ、其の正當の功用を効さん。是れ皆寇に兵を藉し、盜に糧を齎らすに非ざるは無し。

今東西古今の史を繙き、之を其の事實に徹し視るに。上下の間、結合一致、豁然貫

通し、一事一物其の所を得ざること無き國にして。其の國果して貧しく、其の兵果して弱く、亂と亡とに、其の結果を觀る歟。國其の實體無く、人々其の意思を隔離し、上下其の貫通を閉塞するものにして。其の國果して富み、其の兵果して強く、治と平とに其の結果を觀る歟。

凡そ革命の變亂を、其の國土に馴致する所以の因由たるや。蓋し姦臣汚吏、公を忘れ私に殉ひ、不當の租税を徴し、不急の土木を興し。其弊遂に收拾すべからざるに至り。其の上暴虐無道の君主、打ち續くを以て。王族の専權は、壓制の田圃平等の自由は、天賜の公權と思ひ込ませ。其の理想をして、實行するに至らしむ。是れ其の罪、果して誰にかある。

我が國家今日に在りても、宜しく是等壞敗の毀譽に照らし。以て國民の精神を發揮し、之を國家實體の基本と爲して、結合一致此の實體を鞏固堅實ならしむべし。今日は幸に新條約案に對する、中止斷行の迅雷風烈、在朝諸公の明賢なる國家大義の説を容れられたる世は、中止の旭日に霽れ亘り、斷行一派の迷霧も、之が爲に吹き散らされ、實に光風霽月の活天地となれり。内閣更迭の實行未だ世人何

事ぞ、足基の鳥に驚くが如く、中止後の手際は如何ん、對等條約は云々するかと。吾が黨は斷して曰はんとす、此の實體の鞏固堅實に至るの度を以て、以て今後對等條約を結了するの度を卜すべしと。

第二一回 明治二十三年一月稿

國家の實體を、鞏固堅實にして。我が大日本帝國たるの名譽威權を、保完せんと欲せば。人々何を誠實至善の精神を發揮し、以て我が國民の本分を確立せざる。此の本分に由りて、國家經營の大本を立て、學術才能の士を任用せば。其の所用の、獨り正常の効用を致すのみならず。謂はゆる物各々其の道を得、我が國家無窮の光榮を致すべし。

今其れ國家の實體たる精神無き時は、如何に奇僻の説、特殊の論を、筆舌に述べ立て。巧みに一時實際の問題に付きて、辯論するに汲々たるも。終に大義名分の本義に迷ひ、我が神聖の公道を遵守せず、箇々自樹の私曲に陥り。上下結合一致の精神を、喪耗し、兄弟牆に闕ぎ、外其の侮を招くに至る。嗚呼何ぞ思はざるの甚

だしきや。

苟も我が國民たるものは、國民たる誠實至善の精神を、其の胸臆に存せざる以上は。いかに公平の主義を唱ふるも、いかに忠節の舉動に見ゆるも。其の形迹に現出し來る成果は、果して能く其の主義動作を相附するを得るや否や。必ずや國家の實體を喪失し、我が名譽威權を潰すのみならず。他日國家の大難、已に此の中に發生すべき禍機を包藏すと云ふも、不當の豫言に非ず。蓋し物の成果なるものは、之が元素たる内部精神如何の因に由りて、成就するものなれば、其の精神の如何は、直に外形上に於て、是非曲直の現象を演じ來ればなり。是れ近日自由黨大阪會の四分五裂の成果を演せし所以に非ざる無き歟。板垣伯の言に曰く、

今日其ノ爲ス所ハ前日ト相異ナラザルヲ得ズ。彼ノ專制政體ノ下ニ起リタルノ政憲ハ、逆境ニ處シ積弊ヲ破ルノ衝ニ當リタルヲ以テ、其ノ爲ス所モ亦從テ矯激ナラザルヲ得ズ。然レドモ立憲政體ノ下ニ起ルノ政憲ハ、施設ヲ企テ、政務ヲ執ルノ責ニ任ズルヲ以テ、其ノ爲ス所モ亦從テ著實ナラザルヲ得ズ。

夫レ患ヲ排シ難ヲ釋クハ、昨日ノ事タリ。物ヲ開キ務ヲ成スハ、今日ノ要ナリ。時勢ノ遷變ヲ察セズシテ、慣行ノ手段ヲ用フルハ、柱ニ膠シ絃ニ刻スル類ナリト。

伯は實に親切懇到なり。昨暮明治二十二年歳末の終局として、伯が此の書は、内務大臣の訓令と、二幅對とも謂ふべし。且此の一段は、自由黨將來の運動上に付き、其の意見書中、最も着目すべき所にして。吾人も亦茲に着目すべき所なりとす。抑も伯が首として其の抱懷の主義を天下に唱へ、みづから逆境の地に立ち、天下有爲の士を警醒し、起てよ興きよと、自由の風を以て矯激せしめ、今や立憲政體となり、豫て習ひ覺えたる腕前を、實地に演ぜんとするに際し、則ち曰く、患を排し難を釋くは、昨日の事なり。物を開き務を成すは、今日の要なり。往日の矯激は、專制を立憲に改鑄するの手段なりと申さるれど。彼れ已に自由矯激の種子よりして、自由矯激に成長せり。是れ猶胡瓜の莖を植ふ付け、胡瓜の已に其の成果を現するの日に於て、之に向ひ、茄子の成果を要求するに似て。至極無理なる事に非ざるか。是れ伯が親切懇到なる愛國公黨の調和は、却て之を四分五裂に破碎

する一打の鈍槌となり果てたる者にして。今彼が起因より推す時は、其今日の成果となるの理は、因より然る所にして、毫も怪しむに足るもの無し。其の黨中志士の誠意其の主義を奉體し、多年奔走經畫する者、抑も何の罪か有る。今吾人が此の事變を評せんには、亦唯伯が二語の調を借用申し、種を下し苗を植るは、昨日の因たり、枝を拆き根を分つは、今日の果なりと云はんのみ。故に古人は、深く其の始を慎み、其の終を克するを規せり。夫れ主義なるものは一定にして、手段なるものは運用の機なり。故に主義は不變にして、手段は時と場合に活動せざるは無し。今主義の手段と相伴ひ、時と場合に變動するとは、吾人の聞く所に非ず。是れ吾が黨の保守以て一定不變の體に名づけ、中正以て運用活動の手段に名づくる所以なり。是を以て其の體を述べれば、則ち一の國家有るのみ。其の用を論ずれば、則ち世界の事物を挙げ、取舍存廢、以て我が國家に利用せんのみ。其の運用の妙、活動の機、時として通ぜざるは無し。彼の其の用を以て、其の主義に取るもの、一朝一時勢の變動に遭遇し、終に國家の實體を傷害するに至る者と、同日の比に非ず。

且世人、或は體用本末如何の理を詳にせず。吾が黨自稱保守を目して、之が冷評を下す者あり。是等冷評家は、自家萬般彼れに模倣するを以て、吾が黨も亦彼の他稱の保守を模倣し、誤りて自稱の保守となし、一事一物、唯舊習に是れ循踏するものと思意するか。吾が黨は、我が國家の實體に基き、以て吾が黨に名づくるに、吾が保守を以てするのみ。また何ぞ他に求むる有りて、之を摸する事をせんや。

請ふ眼を放つて、現時の地球上を看よ。其の建國の立體、我が國家の實體と、相比類すべきもの有るや否や。能く此の狀況を探究するに於ては、我が大日本帝國無窮の大計は、保守の一途を舍て、將に何れにか是れ頼らんとす。然るに今之を保守すべき元素たる精神を、みづから衰耗し。不幸にも紛争亂離の地に陥り、土崩瓦解の大難を來さば。我が國家の下に、其の生を受け得たる、我が至愛の同胞三千九百有餘萬は、永く此の無上無比の國家と、共は亡滅せんのみ。

抑も今日は、是れ如何なる時ぞ。凡そ世の卓見高識、沈勇大量の士と雖も、能く其の起因の如何を究明せず、徒に成果の發現上に付き、其の弊害を痛息し、一朝力を

其の驅除に致し、急遽特殊の警誡を布くも、世は益々物論洶起の媒となり。春風和氣に藹然親和の實を見るは、到底至難の事に非ざる無きか。伏して昨暮、内務大臣の各地方長官に發せられたる訓令を拜讀し、深く大臣の懇實至誠國に盡くすの情に感じたり。方今外交の大難、後に追ひ、議會の實施前に當るに際し、其の最も必要な政黨政論に對し、斯く其の施政に害毒なる所以を、懇篤丁寧に陳述せられたるものは、蓋し其の故知るべきのみ。我が國十有餘年、各政黨が國家無窮の大計を後にし、自黨の旗幟を樹つるを是れ務め、國家萬般の問題は、一に自黨の偏論を以て、可否の標式と定め、究竟自黨の強弱如何を争ひ、國家公道の正理に違背するを以てに非ざる歟。將た議員の選舉に際し、自黨候補の多數を占めんが爲には、則ち權謀詭計、奸曲邪庇、苞苴私托、至らざる無し。人々黨派有るを知りて、國家あるを知らざるに至るを以てに非ざる歟。抑も人心の褊狹なる。一意政黨の熱に激昂し、他の小疵微瑕を摘發し、以て施政の治安を妨害し。往時條約斷行一派の如く、偏私の牽強謬妄の説を振り立て。之を憲法、或は理論學說に附會し。國家の大憲をも、抗拒排斥し。唯自黨の短所弱所を彌縫するを務め、

其の小功有るには、文を舞し口を極めて、之を誇稱強大にし、國家敗亡をも顧みず。徒に自黨の勝を、一時に制せんとする者の如きに至るを以てに非ざる歟。大臣が今日、議員制度を布くの秋に當り、殊更此の訓令を、地方長官に發するものは、茲に感ずる所有つて然るか。吾人も亦其の感ずる所に、感ずる所あり。意ふに世の識者中、十數年の前に於て、已に今日あるを知るの明無く。終に此の極に至らしむるか。今や議員の制度も、既に數月の間に迫れり、如何ぞ一鐵槌の下、豈能く造化を驅りて、陶鈞に入るゝことを得んや。是れ吾が黨の大義名分を、天下に鳴らし。自稱保守の大艦を、怒濤狂瀾の間に乗り出だし、大正至中の楫を、左右の活動に操り、以て立憲大成の彼岸に漕ぎ付け、真正國家の美果を收むるの一途に出でし所以なり。今夫れ國家の禍福、人民の休戚を憂慮し、屹然中流の砥柱となり、適當の標準を示さんとすれば、事已に此に至るの曉に於て、一意政黨を厭惡し、政論を放棄すべからず。若し夫れ厭惡放棄に、又一段の弊害を醸生し來り、現時數多の弊害と、其中流に衝突するに於ては、破裂の激烈なる、更に今日の困難に比せば、幾百十倍なるかを知るべからず。

然りと雖も、現時諸黨が氣運變遷の用に酔ひ、忠信篤敬國家の砥柱を迂濶と呼び、姦邪讒佞國家の蠹賊を英俊となし、西に東に、良民を瞞着し、北に南に、壯士を誑誘し、自黨の外、政府もあれ、他黨もあれ、皆是れ佞奸邪智若しくは冥頑不靈の淵藪となすに至りては、其の弊も亦殊に甚だしからずや。是れ皆我が國家の實體に應じ、其の誠實至善の精神を發揮したるより生育せる主義に非ずして、一時氣運變遷の時候に感じ、蜂蟻蟻姑と同じく、發生したるを以てに非ずや。此の輩にして、苟も其の激昂、或は矯激の氣を消却し去り、其の毒を國家實體の中流に流さず、能く活動の機に應じ、其の用を致さば、他の個人に關せる氣隨氣儘の振舞の如きは、山縣板垣の兩伯を、落花芳草他の尋ぬる所に一任せんのみ、何ぞ懇々地方長官に訓令を發し、縷々天下の公衆に其の哀情を訴へん乎。

嗚呼我が國民たる者、國家無窮の大計を、今日に經營せんと欲せば、何ぞ其の誠實至善の精神を發揮し、以て結合一致せざるや。易に言はずや、二人心を同じくせば、其の利金を斷つと。二人すら且然り、況や至愛なる我が同胞三千九百有餘萬に於てをや。他日謂はゆる春風和氣の間、萬然親和の壯觀は、將に吾が黨に

於て見る所有らんとする歟。

第三回 明治二十三年二月屬稿

嗚呼本月は、是れ如何の月にして、本年は又如何の年となすや。月は是れ昨年、畏れ多くも至尊親しく、百官有司を正殿に會し、憲法發布の大典を擧げさせ給ひし、紀念の二月にして、年は是れ吾人同胞が待ちに待ちたる、第一期議會開設と云ふ、明治の二十三年に非ずや。吾人今盡大地展べ、以て紙と爲し、富山磨し、以て墨と爲し、東海開き、以て硯と爲し、此の硯、此の墨、此の紙に向ひ、誠懽誠喜、我が大中至正の特筆を揮ひ、肅み謹んで、我が至尊の至聖至神、明日月に同じく、聽神明に通し、上以て古を照らし下以て今を輝かし、茲に東西萬象の光華を包括し、萬古不易の大憲を定めさせ給ひ、巍々たる聖德、蕩々たる化風、舉國臣民、喜氣地に溢れ、權聲天に震ふ、國家未曾有の一大靈祥を頌揚し。頓首々々、伏して、大統無窮、聖壽萬歲を祝し。聊か大議翼贊の特賜を、謝し奉らんと欲す。吾人同胞、生れて此の聖世に遭ひ、此の德澤に浴し。將に天晴れ、風暖に。鶯高く、鶯囀じ。千峰踊躍、三春の秀色

を拖き。百花鮮艷萬樹の芳韻を吐く。太平樂國の有象蓋し是の年を以て我が國家の表に現じ來るを觀んとす。其の斯に至るに於てや。謂はゆる萬然親和の効も亦其の中に在りて。而して世間數多の各政黨趣舍萬殊進守同じからずと雖も。其の落處何如を問はゞ思ふに彼れ快然遭ふ所に感じ。一意國家に報ぜんと欲する心は。猶衆星の北に拱ふが如くして。葵心の日に朝するもの。

獨り吾が黨のみに非ざることを見るに至らん歟

さらば吾人此の全身を擧げ此の太平樂國の有象に襲まれたらんには。眼底又一點の塵を留めず。陶然肱を曲げ兩腕を支へ偃臥以て官衙の峨々高く富山の雲に聳え。車馬の轆々遠く御溝の波に響き。曙光一色霞は櫛比の官宅に凝り。微妙萬狀風は凌霄の歌臺を動かすが如き。太平樂國の上一段の風光を添へ得て。萬紫千紅總て是れ春なるに謳歌せんと欲す。されど此の事卵を見て時を求むるよりも難し。卵を見て時を求むるは事大早計に出づとは云へ。是れ早晩或は其の成果を得て。雄雞一聲高く五更を報じ來る無きにあらず。然れども今の人の今の時に當り今の事を爲しつゝあるに放任し。而して萬紫千紅總

て是れ春なるに謳歌せんと欲するは。是れ其の卵に時を求むるに非ずして。之を碎きて以て其の雞冠骨頭を求めんとすものゝ如し。翅其の得る所求むる所に非ざるを恐るゝのみならず。殊に此の卵一たび之を碎かば復た合すべからざることを恐る。之を如何んぞ偃臥以て謳歌することを得んや。

凡そ國家の事治に居て亂の生ずる所を慮り。安に居て危の伏する所を顧み。冥々に惰らず昭々に驕らず。之を保つに正を以てし之を守るに中を以てし。中正茲に國民の精神を發揮して國家の實體を鞏固堅實にせば。縦令出づるに御者の前に呵し從卒の後を擁する無く。居るに豐頬の右に歌ひ蛾眉の左に舞ふ無きも。皇權の尊嚴は則ち上に揚り經國の基本は下に成るなり。故に古人觀ざる所に戒慎し聞かざる所に恐懼す。聞かざる所觀ざる所猶斯く恐懼戒慎を加へて已まざる所以のものは。蓋し物其の始を慎み其の終を克くせざれば。上率の下承け因習苟且靡然風を爲し國家遂に其の弊に勝へざるを知ればなり。今や已に觀る所あり聞く所有るに於てをや。吾人同胞最も茲に恐懼戒慎を加へずんばあるべからず。近來人情日に誘ふ所に惑はされ投する所に甘んじ。

風俗の驕奢に馳せ、禮序の頽敗に歸するもの。豈賈生の一長大息にして止まんや、天も亦之を厭ひ、頻りに陰陽の和を失ひ。風雨山川皆以て國家の災害を爲すものゝ如し。今之を東西の歴史に徴するに。佛國の變亂、埃及の窮厄、支那歴代の革命、及び我が國藤氏、平氏、北條、足利の如き。皆其の覆轍を之に同うせざるは無し。近くは徳川氏の末政を看よ。一の驕奢、其の膏肓に入りしより。百事皆之に伴はれて、痼疾の至難に陥り。盧豎扁鵲、其の人無きに非ざるも。藥石の能く之を療すること能はず。終に其祖先傳來の臣子をして、戊辰の騷亂を演せしめ。災害延て、無辜の下民に及ぼすに至りしに非ずや。是れ吾人の、眞意誠心、通身以て口と爲し。朝に夕に、堅説横説。斯の弊を除かんが爲の故に。吾が忠信篤敬の同胞諸君と、結合一致を期して、已まざる所以なり。今若し吾人同胞が、結合一致の力を以て。苟も之を今日の履霜に、恐懼戒愼を加へて。堅氷の災害に至らしめざらば。其れ或は、至尊敬慮の萬一を安んじ奉るに庶幾からん歟。然らずんば、他日一朝の霹靂に。天地山河も、之が爲に喫驚し。盧豎扁鵲も、亦手を拱して退かん。吾人同胞、不幸此に陥らば。恰も萬燈一時に滅し、徧地是れ干戈

の間、に彷徨するが如く。將に何の處にか、萬紫千紅總て是れ春なるを認めんとす。吾人思ふて此に至れば、愛國の涙。月も我が袖に濡るゝばかりなり。近頃或る有名なる政治家の、吾が黨を評するものなりと云ふを聞くに。曰く、歌は節に中るを尊び、論は實際に適するを取る。或る保守一派の如きは、規を保ち矩を捨て。準を守り繩を去る。其の一に偏して、其の二を知らざること、猶蟬の雪を知らざるが如く。唯自家の特性一偏に據り、之を外交頻繁なる將來の萬般に應ぜんとす。是れ謂はゆる柱を膠し、舷に刻するものにして。内政は兎も有れ、外交上の事に至り。一意我が特性の一偏のみに牽かされては。到底其の圓成を望み得べきものにあらず。且外交官其の人にも、大關係を有することにて。諸外國中、最も其の強國に、緣故且親密なる者を、拔擢任命し、其の職に當らしめ。而して事の密にして、成るの速なるを以て。今日の上乗となさざるべからず。其の上にて、治亂興亡有るは、各國古今數の免かれざる所にして。寧ろ之を認め、歴史の花と謂ふも、さしたる不可無かるべしと。嗚呼、是れ何と謂ふ事ぞや、嗚呼、是れ何と謂ふ事ぞや。日月の明天に懸り、而して之を見る能はざる者は、其の

目や盲するを以てに非ずや。霹靂の聲地に震ひ、而して之を聞く能はざる者は其の耳や聾するを以てに非ずや。聾と盲と、豈能く我が方圓宜しきに隨ふ、中正自在、一和八風の歌曲を取りて。其の音の節に中ると否を論ずべけん。然るを尙能く之を論ずと云はゞ、是れこそ偏の大偏なる者なれ。且秋風の蕭颯、寒蟬の鳴號を嚴禁し、併せて吸露の身を隕す。蟬何を以て、身後百日の雪を知るを得ん。論者知るや否や、趙宋嘗て此の策を用ひ。秦檜の人に過れたるの才、世を経するの識無きも、其の身久しく外國に滞在し、彼の欺心を得たるを以て、一朝擇拔之をして大臣の重職に上げ。以て中外の講和を計畫せしむ。是れ其の之の子、其の服に稱はず。却て外人に示すに、中朝人無きを以てするの結果となり。外は彼の輕侮を招き、以て國家の威嚴を滅殺し。内は志士の激昂を來し、以て統治の皇權を微弱ならしめたるのみならず。把柄手に在り、生殺意に任し。夫子の委託を奇貨とし、帝室の存亡を孤注に附し。長く己れの高位尊爵を維持せんが爲、重きを外人の手に藉り。上一人の聰明を閉塞し、下少數の貴族を籠絡し。新たに嚴刑峻罰を設け。以て有志の口を箝し、天下の民心を抑壓す。其の譎詐姦曲

唯身是れ圖り。上に天子有るを思はず、下に人民有るを知らず。殆ど外人の爲に、中朝に奉仕するが如く。己れも亦中朝の人たる事を忘るゝに至れり。是を以て有宋堂々たる社稷も。元の伯顔に、江南一枝の梅花と共に打ち折られ。遂に三百年を一期として、傾覆を致し、に非ずや。是の時に當り、天下の舟車琴瑟を擧げ、盡く外人の手中に歸したり。宋人今一たび、其の柱に膠し、其の舷に刻せんと欲すと云ふと雖も、又得べからず。畢竟論者の如きは、大義名分の何たるを知らざるは勿論。其の時流に媚ひ、喋々みづから唱ふる所の實際なるものも、亦何たるかを知らざるに似たり。之を鸚鵡の茶を呼び、之に茶を與ふれば、元是れ茶の何たるかを知らざるに譬ふべし。吾人請ふ之を鸚鵡主義の論者と謂はん。論者にして、若し其の唱ふる所の實際を知るならば、亦必ず吾が黨區々の、何の爲の故に、我が國家の實體をして、鞏固堅實ならしめんと欲するかをも知るべし。夫れ火中に灼々たらざれば、赫々外を照らす能はず。國家其の實體を、中に鞏固堅實ならしめざれば、安んぞ外其の對等の條約を結び。我が皇權をして、日月の上に超えしめ。以て至尊今日の特賜に報じ奉ることを得んや。趙宋の誤りて

秦檜を上げ、其の社稷の傾覆を致し、は。外朝往時の一夢に附し去り。我に於て、元相關せずとなすも。今或は其の惡流を、我が國家に現じ。外慕百出、聚斂是れ鬪り。國家無窮の大計を忘れ、毒を我が實體に流し。而して治亂興亡、數の免かれざる所となすに於ては。吾が黨決して之を、歴史の花と看過すべからず。其の政略の密と速とを要するの利害得失は、吾人別に論する所なり。然れども是れ皆西洋崇拜、謂はゆる鸚鵡的主義を以て、聲に隨ひ色を逐ふの言のみ。吾が同胞諸君、何ぞ之を齒牙の間に介するに足らん。請ふ目有る者は、之を放つて見よ、耳ある者は、之を敬て、聞け。明々たる至尊上に在まして、而して忠實老成なる山縣伯は、下に立てり。之に續き、青木岩村の二君は、新に大臣の重職に上げられ。一は外交の圓成を圖り、一は内國の富源を開くに務む。其の他内閣諸公、堅牢不拔の精忠至誠を以て、能く具瞻の望を負ひ。決然立つて、天を撐げ、地を柱へ風を翻し、雲を撥き。茲に幾傾の太陽を、國家の中天に挽回す。富山面目、之れがため蕩然たる和氣を帯びて、東海に儼立し。東海は蕩々、新に春曉晴韶の光を含みて、其の色を増し。巍々乎たる無窮大統、齧けず崩れず、山の如く海の如く。以

て我が臣民の景福を介にす。吾人今其れ太平樂國の有象に襲まれ、而して萬紫千紅總て是れ春なるを謳歌せんとするは。將に之を近きに觀ること有らんとする歟。

第四回 二十三年四月屬稿

時乎、時乎、時なる哉。巍々たる山の高さも、頽れ、蕩々たる海の深さも、盡く。時乎、時乎。時なる哉、時なる哉。山間の空翠、水上の漣漪、潭中の雲影、草際の烟光、月下の花容、風前の柳態、人の心目を悦ばしめ、人の性情を娛ましむるもの、能く幾時ぞや。時乎、時乎。時なる哉、時なる哉。春光滿面、紅粧媚を弄し。花何の影にして、韻ならざらん、影また何の花にして、艶ならざらん。曉風吹かんと欲して、朝霞斜めに開き。楊柳低く垂れて、酒旗門に當る。門に水あり、灑々影を浮べて流れず、水に魚有り、鱗々躍りて、波文を結び。江南江北の春、華囀風に嘶て、蒼苔を踏み。城東城西の花、香車月に咏じて、誰が家に停む。誰れか此の輕綃を披き、六朝の著色を摸す。然れども一刻千金、燭を秉りて夜遊ぶもの、能く幾時ぞや。時乎、時乎

時なる哉、時なる哉。風意有りて以て花を飄すか、雨聲無くして、白ちのづから陣をなして亂れ落つ。鶯啼て空しく百日の春に老い、蝶痛く幾枝の空しきに驚く。何人か之を看て、愁緒幾番か、夢回り、心を夜雨流水に傷めざらん。嗚呼有か無か、天地の時も亦極れり。時乎、時乎。時なる哉、時なる哉。船以て溺るゝ有り、車以て覆るあり、騎以て墜つる有り、行以て蹶く有り。物それ天地日月より大なるは無し、而るを子美之を日月籠中の鳥、乾坤水上の萍となし。事それ禪讓放伐より大なるは無し、康節之を唐虞揖遜三孟の酒、湯武征誅一局の棋となす。其れ事の來るや、猶漚の大洋に生するが如く。物の去るや、影の長空に滅するが如し。誰れか霜天の鶴、涙雪夜の雞、鳴を聞き、以て乾坤清絶の氣を得。晴空の飛鳥、活水の躍魚を觀、以て宇宙活澄の機を識る者ぞ。嗚呼真か幻か。人事の時も亦極れり。時乎、時乎。時なる哉、時なる哉。春風和氣の効、何ぞ以て恃みと爲すに足らん乎。已みなん、已みなん。吾れそれ沙村竹邑、明月に乗じ、蓑を杖つき、以て獨り歩まん歟。草屋松陰、白雲に對し、榻を掃ふて、以て高く眠らん歟。況や秘密の一途に出で、偷安の幻影を結び。以て國家至難の時を、計理せんとするに於てをや。時乎

時乎。時なる哉、時なる哉。吾人同胞、空しく百日の春に老い、滿枝の空しきに驚くは、豈夜雨流水に傷心し、愁緒幾番か、夢回るの日を待ちて知らんや、時乎、時乎。吾人之を時に任じて已まんや。時なる哉、時なる哉。吾人之を時に附して已まんや。然れども現内閣諸公閣下、老練卓逸の才の美を以て、精忠至誠を表し。其の眼光、高々の九天より、深々の海底に徹し。其の隻手、尙能く天關を翻へし、地軸を轉じ。東海を竭くし、富岳を掘むに足る。何ぞ前回謂はゆる鸚鵡論者の言の如き、秘密の一途に出で、偷安の幻影に依頼し。以て今後至難の時に立ち。恰も蠶子の辛苦繭を營みつゝ、みづから纏ひ、みづから縛し、みづから解脱すること能はざるを知らず。遂に他の賣弄に附するが如きこと有らんや。今それ論者の言の如く。其の説果して、今後國家の實體に適著し。内政外交の國難に應ずべきを得るや、否や。其の説にして、若しも適著するものとせば。國家内外の至難も、いと少數内閣員の意料にて、出來上り。易々春風和氣の成果を見るべき至極目出度ことにして。議會の制定も左程必用を感ぜざるべし。況てや吾人肝を吐き膽を竭くし、疾呼大聲。吾が忠信篤敬の同胞諸君を起し。區

々國民の精神を發揮し、國家の實體を鞏強堅實にするに汲々せんや。時乎、時乎。時なる哉、時なる哉。今日の時は、是れ如何の時なるや。畏れ多くも我が神聖なる至尊は、現時大勢の歸着と、今後國家の終局とを、御熱量遊ばされ。茲に萬世無窮の憲法を定めさせられ。忝くも吾人同胞臣民に、大政翼贊の議權を賜與し給ひし所以の者は。是れ上下結合一致、以て國家大事の時に、適應せんとの、御英斷よりして出でしものと、恐れながら存じ奉られたり。さればにや、聖慮の在らせらるゝ所、下臣民と相期するを得せしめ給ひ。春風の庶類を鼓暢し、半點隔壓の體を存せざるが如く。秋月の群品を洞徹し、一毫曖昧の狀を留めざるが如し。是に於てや、古往今來、聖主得難しと云ふもの、今已に得。治世逢ひ難しと云ふもの、今已に逢ひ。下情通じ難しと云ふもの、今已に通じ。康福保ち難しと云ふ者、今已に保つを得たり。時乎、時乎。時なる哉、時なる哉。是れ今日坤輿全土の日に進化を競ひ、西に革命あり、東に更迭有る、紛争擾亂の悲境中に介立し。卓然獨り三千餘年の大統を奉じ、王化の下に、相慶賀するを得らるゝ所以の實相に非ずや。然るを今秘密の鐵壁を、此の間に築き立て。一致結合の原素たる、吾人同胞

臣民を、鐵壁外に放擲し。以て春風の鼓暢を隔壓し、秋月の洞徹を曖昧に附し。而して前路已に迫るの議院制度に、應ぜんとするが如きものは。恐れながら至尊慮の在らせ給ふ所に非ざるべし。況や豫め他の紛争擾亂の悲慘を演すべき争鬪の階梯を。今日よりも、彼れに倣ふて、以て設け置かんとするものゝ如きに於てをや。咄々不幸、此の悲慘なる不祥の階梯に上りつめ。之が爲め、内閣の一蹶する有らば。一蹶是れ十蹶、十の百に至り、究竟蹶するの多き、唯十蹶百蹶に止まらず。將に千蹶萬蹶に至るも、尙起たざらんとす。且内閣にして、斯くの一蹶を招きし以上は。一蹶一蹶ごとに、上下一致の民情を溝らげ。轉た人心侵凌の念を激昂し。飛蛾の火を慕ひ、みづから焼き、みづから爛るゝにも關せず。一切の危亡得喪を忘れ。議會の制定を機とし、叱咤跳奮、偏地是れ干戈の慘々たる悲境に陥没するも、亦未だ知るべからず。其の時に至るに於てや、唯蠶子自營の繭中に、窅み、自經自縛の窮子たるのみならず。蝸牛の徒に高きに上りつめ、角を擦し耳を捻らすも。涎滴已に其の殼に盡き、終に自製の鐵壁に粘して枯るゝと、亦何ぞ擇ばん。時乎、時乎。時なる哉、時なる哉。今此の時にして、此の鐵壁を撤

し。上下一致の大政を開撥し。水陸飛潛他の従ふ所に任し。以て悲慘危運の跡を盡未來の無窮に絶たずんば。將に何の時を待ちて之を爲さんとす。烟を見て火を知るは計已に晚し。嗚呼偷安の幻影、眼前の疥を醫し得るも、心頭の肉を刺却するを如何せんとす。

時乎時乎。時なる哉、時なる哉。論者此の時をば見得て徹し、知り得て盡くすか、或は其の言に飽き、其の之を聞くに厭へるか。言に飽き、聞くに厭ふは、獨り彼れ論者のみならず。近來言論文筆に従事する者徒に新に馳せ、奇を求め、甲是乙非、言苟も一句の前を覆すれば。則ち吾れ其の言に飽けり、吾れ之を聞くを厭へりと、放却するに至る。是れ其の行に足らずして、何んぞ言に厭ふの速かなるや。故に言或は健駿の前に越ゆる有るも、其の行は則ち跛躄の後に落ち。一も實踐の上に、操履すること能はず。吾人之を空潭の月影を撮むに譬ふ。豈藉て行遠の資となし、縁りて勵志の地となすべけんや。吾人却て其の新に飽き、其の奇を厭へり。彼れ唯擾々外に求め、愈々求め、愈々遠く。殊に知らず、一言の義、半句の言、搜檢の到り、照顧の盡くる。畢世之を追ひ行ふて、而かも尙其の意に副ふ能は

ざるもの有ることを。時乎時乎。時なる哉、時なる哉。時は是れ實踐の如何に在りて、言の如何に在らず。吾が忠信篤敬の同胞諸君、其の精神を發揮し。以て國家の實體を、鞏強堅實にせよ。北溟を得、始めて翻空の濤を揚げ。扶搖を待ち、始めて垂天の翼を張る。其の術已に窮せり。何ぞ芥子を打破し、以て須彌を迸り出さざるや。我が國之を坤輿全土に比せば、芥子管ならざるも。豈翻空の濤を揚げ、垂天の翼を張るに、足らざらん乎。時乎時乎。時なる哉、時なる哉。上に神聖の至尊ましく、下に精忠至誠の内閣諸公、之を輔佐し奉れり。烈風遽に起り、雷雨横に注ぎ。花を摧きて韻を失ひ、影を亂して艶を絶つも。之を春風和氣に回し、蕩然親和の成果を見る。蓋し遠きにあらざるべし。吾人何ぞ天地の時に感じて已まん。人事の時に激して已まん。時乎時乎。時なる哉、時なる哉。上下結合一致、吾が同胞諸君と、與に秋月を分ちて、以て洞徹の聖明を拜し。春風に坐して、以て鼓暢の仁化を仰かん歟。

第五回 二十三年五月屬稿

仰いで峨々たる山岳を看よ、物其の上に生ずるや、天の以て之に其の序を賦せざるは無く。俯して蕩々たる河海を看よ、物其の下に生ずるや、亦以て其の序を賦せざるは無し。然るに吾が最靈たる吾人々類の其の間に生じ。群居以て邑を爲し、聚合以て都を爲し、終に其の用を相資するものに於て。豈其の序を賦せずして可ならんや。請ふ近く之を視聽動作に徴せんか、一も其の序に由らずして、能く其の用を爲し得べき者有りや否や。視るや序に由らず、目則ち盲たり。聽くや序に由らず、耳即ち聾たり。心も亦此の如く、其の序に由らず、之が動作を宰せしめんか。心却て之が累ひとなり、何ぞ能く天地事物と、日に相交りて、之と相化し。以て一等の黨風、萬木緑なる成果を觀るを得んや。是れ吾人區々の情號を次ぎ篇を追ひ、吾が無窮の大計を證述し。上下結合一致、以て其の實體を鞏強堅實にするの萬止むべからざるの理を論究し來る所以なり。吾が忠信篤敬の同胞諸君よ、我れに吾が特俗の天序有りて以て存す。吾が國民の國民たる者、此

の天序を奉じ、其の職分を盡くさずして、止むべけんや。苟も此の天序を紊亂し、先世の遺制を敗滅するに於ては。獨り今日至尊の御統治を、障礙し奉るのみならず。三千年一百有餘世の御歴代を、輕侮し奉るの恐れを來すを如何せん。今之を一家に喩ふれば、猶父子の天序を紊亂し、祖先の遺業を放擲し、狼戾みづから用ふる者の如く。終に他人の信用を失ふと共に、自家の血食を絶ち、併せて其の身を庇ふに所無きものと、亦何ぞ擇ばん。

近時奔競の風行はれしより、天序茲に亂れ、先業茲に荒れ。朝に秦關を叩き、暮に燕市に遊び。書を公車に投じ、裾を都門に曳き。日夜皇々、聲に隨ひ影を追ひ。名利の在る所、蟻の甘きに附き、蠅の肉に集るが如く。小は即ち一時の快に酔ひ、大は則ち終身の庇を望み。田園之が爲に荒れ、家産之が爲に盡く。嗚呼、天に旱雨の災無く、地に震水の害無くとも。蒼生幾萬、如何ぞ其れ斯に窮せざらん。況や國事の多故に際し、事に困り局を起し。局に困り官を増し。額外額を加へ、課上課を賦し。而し歳入猶足らず。殆ど民間の膏血を挙げ、之を藁灰に付するが如く。其の上災害頻りに至り、財計の困難なる。遠く彌留を聘し、桑孔劉晏の詭

智を用ふるも。到底之を振救する能ざるに迫るに於てをや。且之に加ふるに兼併の機盛んにして。天下所在の利、一に皆紳商、否兼併家者の手中に網羅し盡くし。人をして政府も亦獨り之を彼れに私する所無きか、との疑を抱かしむるが如き。近日授産金云々の證有るに非ずや。夫れ之を今日に懼るゝ所無くんば。國家不測の禍、天災地妖を俟たずして、其れ將に至らんとす。凡そ國家不測の禍は、常に人々懼るゝ無き所に伏して、懼れを知るの日に於て發するが故に。長上にして懼るゝ所無きか。聚斂以て私營を計り。人士にして懼るゝ所無きか。激昂以て公是を謬り。其の強を競ひ勝を貪り攀援搏擊、彼れ取りて代らんと期するの狀猶小兒一片の餅を争ひ、以てみづから矜るが如く。大なる者は、力を以て人を屈し、小なる者は、謀を以て人を致す。右顧左眎、吾人其の停止する所を知らず。況て彼の輩、摸倣を英佛の諸國に取り。施政の制度に於ける道德の標式に於ける。一にも彼れより稱し、二にも彼れより擧げ。一人迷盲、之を信ぜば、他方遂に傳へて、以て眞理となし。學士眩惑、之を良法となせば、政府も亦尊信以て政治の要術となす。偶々天序を奉じ、臣節を重んじ、先業を守る者有れば。

左右指目、傳へて以て笑となす。嗚呼大綱斯くの如く、何ぞ又他の細故を問はん。若夫れ不慎の心を以て、國家至難の間に處し。みづから懼るゝ所無しと謂はば、夏殷何を以て失ひ。周漢以下、何を以て亡び。英佛諸國、何を以て彼の悲惨酷烈の革命を演せしぞや。萬衆の勢を積み、以て國を爲し、以て體を爲す。慎めば則ち澤萬世に揚り、荒めば則ち虐四海に溢る。蓋し天地剖判より、國家興亡の迹。未だ曾て斯の兩途より出でずんばならず。吾人同胞諸君、炯眼一刮、日月照らす所、坤輿載する所を看よ。敬徳日に勤め、聖主神皇、世々延祚の遺制を推闡し、能く其の下民を子育する者、我れを捨て、將た何くに在りと爲す。一時の貴に驕り、一身の富に誇り。自尊以て明と稱し、逸樂以て予を如何せんと呼ぶの舌、未だ乾かざるに、忽爾南面の席を逐はれ、天下の僂となり。國都遷りて社稷滅し。其の身編戸の民に比するを得るもの。之を革命諸國の常體と爲す。それ斯くの如く、何を窺んで汲々、此れを以て彼れに易へんとする。彼れ斯の常體を、今日に醸成し來る所以のものは、謂ふに當初上下の人士、懼るゝ所無きの一事に原因し。多數人民の窮厄に陥没するより。終に此の極に至りしに非ずして何ぞや。嗚

呼河海山岳物皆其の序に因り其の功を成す。然るに我が國民にして、吾が天佑の序を奉ずる能はざるの理あらんや。何ぞ其の私營を計るの心、以て之を國家に移し。名利に奔競するの心、以て之を實業に移し。然り而して今日の窮厄を振救し、上下の富強を舉致せざるや。事夫れ其の時に及べば、則ち一等の黨風、萬木の綠。年々歳々無上の成果を、吾人同胞に呈し來り。國家實體も、亦當に鞏強堅實にし去り。卓然我が光輝を、坤輿全洲に發揚するを觀るに足らん歟。

第六回 二十三年七月屬稿

國家は廣し、民生は大なり。我が國家の實體を、鞏強堅實にするの具、一にして足らず。徒に之を震ふに威を以てし、之を切すに權を以てし。而して紀綱法度の、以て之が整理を爲すこと無くんば。則ち國民の精神徒に勞し、國家の實體空しく竭き。欲するもの來らず、招かざるの害、必ず其の中に伏す。是の故に紀綱法度、二つの者備はりて。上下一致の和、茲に成るに至らば。則ち上以て立つ所有り、下以て循ふ所を知りて。身臂の相使ひ、頤指の相承くるが如く。七年の旱、十

年の水行るとも。豈同胞士民の饑饉を熱視しながら、自家一人の妻妾を肥すること、を爲す者あらんや。故に器を製する者は、規矩繩墨を先にし。兵を治むる者は、軍紀從命法を重んず。況や國家の大器、天下の大衆に於てをや。古來國家の治亂を來す所以の者は、其の源、在朝施政の方針如何に在り。其の方針の如何は、則ち紀綱法度の如何に在るに非ずや。紀綱に非ずんば、其れ何を以てか、國家の實體を總べん。法度に非ずんば、其れ何を以てか、國民の精神を維せん。我が神聖なる至尊、其の然るを知ろし食し。夙に時變を觀、人情を察し。酌量損益、以て無窮の憲法を定めさせられ、體統嚴正、規模洪遠、是に於て國家統治の權、至尊の御親裁に歸し奉り。紀綱是を以て立ち、法度是を以て成る。又之が條規を頒ち、勅令を布き、議院の權府縣市町の制舉り。忠信の士、篤敬の民に論無く。頑鈍痴愚の匹夫匹婦も、能く之を奉じ。敢て犯し瀆すこと無くんば。則ち我が國家の臣民たるに非ずや。是れ紀綱法度の、我が實體に於ける。萬世無窮、一日の如く奉持せずんばあるべからざる所以に非ずや。然れども宴安の溺れ易く、積習の挽き難く。紀綱法度、まづ其の弊に勝へざるに

至るもの歟。將た人の紀綱法度に先だちて弊する者歟。漢王馬上の劍は、豈烏江刎頸の劍と其の利鈍を異にせん、唯善く之を用ふる如何を顧みるのみ。さらば如何か之を顧みる。吾人今日に見る所、聞く所を以てし、昭々其の實を認め得るや否や。力有る者は、其の衆を挟み、必諾を上に取り。力無き者は、唯々以て下に徇ふ。是に於てや、奸雄窺覷、其間に群起し。大阿倒持、亂本遂に成る。政體始めて舉り、議員當選始めて定まり。而して斯く不祥の語を呈し、亂本遂に成ると云ふも、世人誰か之を信ぜん。されど是れ其の微、見難きに非ず。蓋し一國歸趨の國是未だ定まらざるに在るに非ずや。國是の未だ定まらざるは、國家人心の未だ正ならざるに在るに非ずや。試みに近日の現狀を看よ。人心果して以て正なる歟、國是果して以て定まる歟。夫れ國是なるものは、坤輿各國、箇々其の性體に應し、之が一定の歸趨を立て。施政の方針は、勿論文學、武事、農商、工技、皆國是の一路に向て進收し。以て國家の尊榮を保持し、國民の福利を増進せざる無し。一國家にして、三々五々の國是あるは、吾人の聞く所に非ず。然るに個々人々、其の心志を異にし。今一議員を選ぶや、甲以て賢と爲し、乙以て不賢と爲す。一事を議するや、此れ以て可と爲し、彼れ以て不可と爲す。甚だしきは、其の不可、賢不賢時々之を異にし。一人唱へ、衆人之を和し。唱ふる者意の屬する所有り。和する者、亦竊かに利する所無きに非ず。彼れ曰く、我の執る所、則ち國是茲に在り。此れ亦曰く、我の執る所、則ち國是茲に在りと。分争角立、同に黨し異を排し、紛然淆亂、誰か自家眉毛の有無を知らん。夫れ議淆すれば、則ち國是亂れ。人心邪なれば、則ち横議起り。士習日に荒れ、民風月に變じ。荆棘其の胸に存し、月旦他の口に任す。説の己より出てざるものは、言の是非に關せず、必ず其の成るを撓み。功の己に歸せざるものは、事の利害に因らず、必ず其の敗を期す。陽實に國家の爲となすも、陰以て其の名の爲にし。鼓煽誘惑、世を其の中に驅り。扼腕恚睚、人を陷穽に擠す。噫、議員の制、他の撰ぶ所に應ずるに在るものなり。抑も我れより狂奔、以て他に私請する所有る者なりや。何ぞ被選舉を改めて乞選舉となさざる。帝國議會の一大爐、議員選舉の鉗槌、鈍鐵猶多し。一朝の投票能く其の眉を燒かざる者、蓋し以て鮮しとす。しかのみならず、遂に政府、議會と三體となり。官吏、議員と兩途に敵視し。政府以て疑を議會に致し、議會亦難

す。一事を議するや、此れ以て可と爲し、彼れ以て不可と爲す。甚だしきは、其の不可、賢不賢時々之を異にし。一人唱へ、衆人之を和し。唱ふる者意の屬する所有り。和する者、亦竊かに利する所無きに非ず。彼れ曰く、我の執る所、則ち國是茲に在り。此れ亦曰く、我の執る所、則ち國是茲に在りと。分争角立、同に黨し異を排し、紛然淆亂、誰か自家眉毛の有無を知らん。夫れ議淆すれば、則ち國是亂れ。人心邪なれば、則ち横議起り。士習日に荒れ、民風月に變じ。荆棘其の胸に存し、月旦他の口に任す。説の己より出てざるものは、言の是非に關せず、必ず其の成るを撓み。功の己に歸せざるものは、事の利害に因らず、必ず其の敗を期す。陽實に國家の爲となすも、陰以て其の名の爲にし。鼓煽誘惑、世を其の中に驅り。扼腕恚睚、人を陷穽に擠す。噫、議員の制、他の撰ぶ所に應ずるに在るものなり。抑も我れより狂奔、以て他に私請する所有る者なりや。何ぞ被選舉を改めて乞選舉となさざる。帝國議會の一大爐、議員選舉の鉗槌、鈍鐵猶多し。一朝の投票能く其の眉を燒かざる者、蓋し以て鮮しとす。しかのみならず、遂に政府、議會と三體となり。官吏、議員と兩途に敵視し。政府以て疑を議會に致し、議會亦難

を政府に責め。羣々相凌ぎ、内聖朝の清明を傷つけ。外國譽を他に開くに至らば。豈未嫁の預繫、亡國の恨みにあらずや。夫れ此くの如く、吾人何くに國是の歸着する所を知らん。唯之を知らざるのみならず、我が國家の實體、竟に之れを如何せん。伏して當選議員の諸氏に一言せん、諸氏が議會に出て、議事濟々の體論難堂々の辯吾人の深く諸氏に期する所にあらず。其の今日に急要なるは、能く逆取順守の言に體し。此紀綱を守り、此の法度を奉じ。身命之を國に議し。以て國民の精神をして、國是の在る所に發揮し。而して上下一致、我が實體を鞏強堅實ならしめ。謹て帝國議會を以て、個人聲名を博するの場裏に當る勿れ。嗚呼撰擇の難き、獨り議員の撰のみならず。一國首相の、其の同列を撰ぶ、亦以て易からず。

大義天地に明かに、名分萬世に正しく。上至尊を補佐し奉り、下百年の大計を決するもの、首相其の人の責に非ずや。今首相の位に立ち、兵馬の大權を帯び、一朝陞りて其の官を極むる者。西洋殊俗はいざ知らず、我が宇内を窮め、古今に亘り、我が山縣伯の如き者、蓋し幾人有りや。伯や伯や、老成忠實、以て公に奉じ。蹇々

匪躬の故を致すに非ずんば、焉んぞ能く獨り此に至らんや。夫れ官高き者は、則ち任重し。任の重き者は、則ち責も亦大なり。苟も此の地に立ちて、其の同列を撰擇するや、豈易々にして已まんや。形を聲に觀る、未だ必ずしも形を見ず。實を名に求むる、未だ必ずしも實を得ず。一脉和を失ひ、百體俱に病むに至る。況や老成忠實の人は、他それ之を欺き易きに於てをや。今日の時は、是れ如何なる時ぞや。豈斷々として他の技無く、唯能く容るゝ有るのみにして可ならんや。斷々として他の技無く、唯能く容るゝを以てせん乎。それこそ黎民も、亦日に殆い哉。古嘗て風雨水旱、皆以て宰相其の人の責に任じ。一草一木も、皆以て其の性を遂げしめんと期す。其の任の重き、責の大なる、亦以て觀るに足る。然るに若し誤りて、儉合苟容、以て祿を持ち、名を貪り。内外名分の辯、國家臧否の議を識らず。或は其の人陰險、驕妄疑はず、敗亂耻ぢず、利口以て長策と爲し、詭譎以て嘉謀となし。典籍の惡む所を揔べ、以て智術とし。聖哲の戒しむる所を擧げ、以て行能とする者を撰擇し。我が内閣、以て人を得たりとせば、是れ猶牛の角を截ちて、熊と呼び、鷲の首を染めて、鶴と爲すが如く。適に天下人士の怪を招くのみな

らず。剪綵の花、以て風雨を受くべからず。紙に描くの餅、以て腹に充つべからざるを知らずと謂ふべし。龍水を得るの時、意氣を添へ。虎山に據るの日、威勢長す。此の輩終に威福を内に構へ、禍害を外に媒蘖し。其の舉措、我が生靈の命に繫り、得失我が理亂の源に關するに至らば。我が紀綱法度も、將に惡毒の塵寰中に滅却せんとす。何ぞ實體の羣強堅實を望むを得んや。今や山縣伯、斗大の膽、徹骨の識、不群の材を以て、之を未聞に聽き、之を未形に察し。其の神智を鑑み、其才能を盡くし。入閣以來、三四新任大臣を擧げられたり。雲の天に行り、雷の地に震ひ。未だ遽かに雨ふらずと雖も、吾人其の雲を觀、其の雷を聞き、早く已に沛然潤澤の盡大地に普及するの思ひあり。さらば富山の峻崇、東海の洪遠。天に聳え地に盤し、能く其の高さを保ち、深きを守るが如く。我が國家泰然の尊榮を期する、吾人其の遠きに非ざるを知れり。雨露の以て草木を育し、醫藥の以て枯骨を蘇するが如く。我が國民萬然の康福を期する、亦其の近きに在るを知れり。嗚呼、當選議員の諸氏や、逆取の境已に去れり。唯能く順守の一途に出で。上下一致、政府議會と相容れ相和し、共に一體となり、大臣にして、衆議院の議員を兼ね、形而下の一體を云ふにあらざる。

至誠以て國に許すならば。吾人區々、何ぞ復た紀綱の張らざる、法度の揚らざる、國是の定まらざる、人心の正ならざるを以て、憂ひとせんや。孔子春秋を著はし、筆を隱公に起して、獲麟に絶てり。是れ其の感する所に起りて、復た感する所に至り、袂を反し而を拭うて、其の筆を絶つ。吾人今不似と雖も、聊か意を其の間に寓し。筆を新條約案の中止に起し、以て山縣伯の大將に任し、上下兩院議員當選の定まるに絶つ。是れ其の喜憂獲麟と同じからずと雖も、亦感する所に起りて、感する所に至り、案を拍ち目を刮り、以て其の筆を絶ち。將に以て我が國家の實體果して羣強堅實に至るや否やを驗せんとす。吾人泣血、伏し願はくは、賢明なる内閣諸公や、俊英なる議員諸氏や。吾人記者をして、空中鳥跡を尋ね、水裏魚蹤を覓るの嗤を、大方に貽さしむること勿れ。

臣の友垣

○保守とは、保ち守るの意なり。世に一流の輩ありて、保守とは、頑固なりと云ふものあれど、其は僻事なり。頑固は、頑固なり。保守は、保守なり。文字同じから

ず、豈その義理を同うせんや。

○保守は、破るゝことを嫌ふ。必ずしも變ずることを嫌はず。されど變ずべからざるものを變ずる時は破るなり。能々此の意を玩味すべし。

○余が保守主義を主張するは、御國體に就き、天皇の御政事に就き。我等臣民が輔弼し奉り、翼賛し奉る志を定むるに在り。決して一家一身の事までには、及ぼさず。一家一身は、おのゝ其の好みに任すべし。但御國の事は、おのゝの好みに任せて、取捨存廢すべからず。

○是故に保守主義を執るものは、第一御國體を辨じて。此の御國體の千萬世に尊嚴ならんことを務むべし。つらく、惟るに、我が御國體は、神代の神業にて成就せり、決して人間業にあらず。

○御國體の大體は、君臣一體の徳を以て、顯はれたり。上陛下は、元首なり。下臣民は、四肢なり。故に元首に病あればとて、元首を除くべからず。四肢に病あればとて、四肢を棄つべからず。此一身一體、神代に生れて、人の世に二千五百有餘年の齡を積み。其間病氣なしと云はず、盛衰なしと云はず。されど體を全う

し、徳を完うして、今日宇内の上位に立てり。

○祖宗の成就し給ひて、此の世に貽しましゝものは、國土なり、臣民なり、御位なり。此の三つは、祖宗の御寶なり。決して我々人間の意思を以て、輕重すべき物にあらず。若し人あり、普通人間の理論を以て、我が國家に加へ。其の是とする所を是とし、其の非とする所を非として、更に改革せんと欲せば。是れ即ち我が國體を破壊して、彼が國體を建立するものなり。彼れみづから、祖となり、神とならんことを、求むるものなり。

○若しかゝる者あらば、是れ我が 祖宗の國土、臣民、御位を横奪して、己が意欲を恣にせんとするものなれば。余は斷じて言はんとす、是れ邪神の眷屬が、我が御國を覬覦するものなりと。

○祖宗の御位に立せ給ふ陛下は、祖宗の御徳を聿べ修めたまひて、常に國土、臣民の安からんことを念とし給へり。此の大御心の外に、御心なし。此の御心を以て、知食すを、政事と云ふ。故に古は、祭政一致なり。祭は、祖宗の御心を繼がせ給ふの道にして、政は、臣民の心を安んじ給ふの道なり。故に今日祭と政と分れ

たるが如きは時の便宜のみ。其の大經に於ては、豈古と異ならんや。

○是故に天皇の御政事を輔弼し翼賛し奉る我々臣民は、管に政事とのみ心得て、従事すべきにあらず。必ず祭事の心をも、會得すべし。何となれば陛下には今日とても、祭政一致の御位に坐まして、天下を知食せばなり。

○陛下は、國土臣民の安からんことをのみ念とし給へり。若し國土臣民安からざれば、陛下の御憂なり。陛下の祖宗に對せられて、痛く畏れ給ふ所なり。故に陛下の御憂を除き、陛下の御心を安んじ奉るは、我々臣民の忠義なり。されば我々臣民は、自己を打捨て、一向に陛下に忠義を盡し奉ると同時に、此の國土臣民の安寧幸福を得らるゝものと知るべし。

○東に幸にして、西に不幸なるは、御政事にあらず。南に得にして、北に損なるは、御政事にあらず。

○一身に一身の損得あり、一家に一家の損得あり、一村一郡に、一村一郡の損得あり、一府一縣に、一府一縣の損得あり。御政事は、日本一般に及ぶ。故に御政事を輔弼し、翼賛し奉るものは、其の小を捨て、其の御國の大體上より思ひ慮るべし。

○祖宗の御國を成就し給ひし御心は、總ての臣民の性情を、遂げしめんとの思召なり。故に富貴貧賤智愚の別なく、齊しく徳に濡ふことを得べし。富貴は富貴ながら、貧賤は貧賤ながら、智愚は智愚ながら、其の性情を遂ぐ。

○物あれば則あり。國土臣民は、物なり、その則を則として之を治む。此外に、祖宗の御國を建て給ひし謂はれ無し。祖宗の臣民を視給ふことは、父母の兒を視るが如し。此の御心を御心として、國を知食すは、陛下なり。

○近來政事家を以て顯はるゝ者かゝる大事を辨せず。故におのゝ自己の聰明に絆されて、我が國土臣民を視ること、土芥も管ならず。動もすれば外國に比して、愛憎の情を恣にし。其の愛憎の情のまに、取捨存廢、以て一種新奇の國家を構成し、名づけて文明開化と稱せんとす。憶ふに我が國土臣民は、決してかゝる政事家の玩弄物として存在せず。また祖宗の國家を成就し給ひし御心にもあらず。余故に曰ふ、政事家自己の物好みは、自己みづから爲すべし。余輩決してこれを妨げず。たゞ天皇陛下の御政事に事寄せて、己が物好みをなすは、僻事なり。

○外國にては、道理なれども、御國にては、道理に立たぬ事多し。例へば、君臣は義を以て合するものなりとは、唐土の聖賢の教なれど。御國に在りては、不都合の言なり。御國の君臣の大義は、早く神代の昔に定まりて、動かすべからず。今更に、義の合不合を論ずるは、嚙語なり。又危邦には入らず、亂邦には居らずなどの言も、君は臣を替へ、臣は君を易ふるをも、不義とせざるより言ふことにして、又是れ唐土の道理なるべし。御國の臣民たるものは、亂るゝも難を辭せず。危ければ命を致す。是れ常分なり。

○近來西洋學の流行につれて、御國體を辨ぜざる輩は、彼の國人の思ひ付きし種々の道理に化せられて、胡椒丸吞に、其の道理を主張するもの多し。甚だ謂れなき事なり。民を治め國を治むるの道の中に、人情を主とするものは、彼此大概相通す。國家を建て、禮義を定むるは、國おのゝ歴史ありて、其の淵源仔細を同うせず。取捨する所なくして、妄に御國に加へんと欲するは、御國を破壊するものなり。

○禮義正しきは、文明の國なり。これに反して、禮義なきは、野蠻なり。夫れ禮は

尊を尊とするに始まり、義は恩を知るに生ず。唐土はこれを父子より起す、父の尊を知り、恩を知るを以て、禮義の基とす。忠臣は、孝子の門より出づ、所謂本立て道生ずるの謂ひなり。御國は、君臣より始む。祖宗および皇上の恩を知り、尊を知るを以て、禮義の基とす。ゆゑに唐土は道義の國なり、御國は忠孝の國なり。西洋は尊と恩とを以て、天主に歸す。故に禮義の以て世を正すべき基なし。是れ自他平等の見盛んにして、自由主義、平民主義の流行する所以なり。

○我が國從來、四民おのゝ常職常分ありて、相犯さず。國事に任ずるものは、士以上の事とす。農工商これに與からず。王政維新、門閥を廢せられ、士の常職を解かる。漸く今日に及びて、立憲の制度となる。臣民舉て國事に任ぜざるを得ず。憲法發布の勅語に曰く、

朕國家ノ隆昌ト、臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣榮トシ。朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

惟フニ我ガ祖我ガ宗ハ、我ガ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我ガ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我ガ神聖ナル祖宗ノ威徳ト、竝ニ臣民ノ忠實勇武ニ

シテ、國ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕我ガ臣民ハ、即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕ガ意ヲ奉體シ、朕ガ事ヲ獎順シ、相與ニ和衷協同シ。益我ガ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ。祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ。此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルニトヲ疑ハザルナリ。

○今日我々臣民の分際としては、帝國の憲法を能々心得て、陛下の勅語に辜負し奉らざらんこと第一なり。余故に憲法の大體に就て、聊か意見を述べ。

○帝國憲法は、陛下の國土臣民を知食す大經なり。言を易へて云はゞ、陛下の大權を執行遊ばさるゝ大憲なり、と知るべし。

○憲法は、陛下の臣民に利害あることを、尤も大切として規定せられたり。故に臣民の權利義務の章は、第二に置かれて、第一章に亞ぐ。此の章において、尤も注目すべきは、法律の定むる所に因らざれば、權利義務を規定すること能はざるに在り。

○信教の自由は、政權を以て、いかなる宗教をも、壓制せざるを示す。その安寧秩

序ヲ妨ゲズ、及臣民タルノ義務ニ背カザル限リニ於テとあるは、宗教の宗義宗制など、稱して、國家の法律命令に、違背すること能はざるを示す。

○第二章、臣民の權利義務は、大概法律の制定を待て定まる、故に立法權は、政權中最も大切至極とす。第一章第五條に、天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ、立法權ヲ行フとあり。

○帝國議會は、天皇陛下の立法府なり。貴族院衆議院を以て成立つ。兩院ともに、輕重なしと雖も。衆議院は、一般の臣民を代表せる議員を以て組織するが故に、おのづから多數臣民の希望と、間接の關係を有す。殊に會計豫算の議決の如きは、衆議院に先決の權力あり。其は租税に關する法律は、尤も衆議院の可否を以て、重要とすればなり。故に余は事實上よりして、衆議院に重きを置く。

○帝國議會の權力は、帝國憲法より生ずるものなり。されば、貴族院は、決して貴族固有の權力より成立つものに非らず。衆議院は、決して臣民固有の權力より成立つものに非ず。故に天皇陛下の議會の權力は、天皇陛下の議會にありと知るべし。

○帝國議會即ち天皇の立法府は獨立たるべし。語を換へて云はゞ憲法及び議院法の制裁の外は他の權力を加ふるを許さず。是れ帝國憲法の精神なり。

○議會獨立の實は議員の選舉に在り。議員の選舉に他の權力の加はる時は。憲法及び議院法も、徒法となるべし。是故に選舉權を有する臣民はその權利を大切に於て、決して他の紛淆を受くること勿れ。

○法律は、一般臣民の權利となり、義務となる。言を易へて云はゞ、身命財産の所依なり。帝國議會の過半数は、かゝる大切な法律を可否す。若し此の帝國議會の議員にして、其の人を得ざれば。憲法第二章の、臣民の權利義務は、恰も水上の泡の如し。

○論者あり、西洋立憲國の例を引き、議會に彈劾の權あるを、至當とするものあり、是れ大體に通ぜざるの論なり。何となれば、職にのゝく職權職守あり、若し邪を謀り惡を爲すものあらば。司法の官これを司どり、法を引き律を照らして、その罪を定む。故にかゝる罪科を以て、議會に附する時は。忽ち司法權の獨立を破り、臣民の權利を傷つく。帝國憲法の精神、決してこれを許さず。其の越權過

誤等の刑法に該らざるものを正すが如きは、乃ち彈劾と云ふべからず。夫れ越權過誤は、職務の失錯なり。職務の失錯は、必ず事に顯はれ跡に顯はるゝが故に。議會のこれを正すは、素より當然とす。第三章第四十九條に、「兩議院は、各々天皇に上奏スルコトヲ得とあり。國務大臣の越權過誤と雖も。敢て上奏を憚ること無し。」

○第四章國務大臣の責任に就ては、世論紛々たり。余を以てこれを見れば、憲法の精神甚だ分明なり。其の第五十五條に、「國務大臣ハ、天皇ヲ輔弼シ、其ノ責ニ任ス」とあり。其の二項に、凡テ法律勅令、其他ノ國務ニ關ル詔勅ハ、國務大臣ノ副署ヲ要ス」とあり。されば國務大臣は、天皇輔弼の任にして、國務上の事、一切其の責に當るは、勿論なり。且國務大臣の副署を要すと、憲法の制裁ある以上は。天皇陛下といへども、國務大臣の副署せざるを以て、凡ての法律勅令、其他國務に關する詔勅を發し給ふこと能はず。故に國務大臣、必ず其の責を免かれんと欲せば。副署の前に於て、其の職を辭するの外なし。

○世に責任内閣とか云ふことを、主張するものあり。余未だ其の何たるの意義

を辨せず。或人の曰く、政府より提出する議案を、議會にて否決せし時は、國務大臣その職を辭退すべしとの事なりと云ふ。若しかゝる義ならば、其の議案の一分を修正し又は變更するも、國務大臣は辭退すべき歟。又數議案中の一若しくば二を否決するも、辭退すべき歟。將た政府の提出せる諸議案を悉く否決する時に於て、辭退すべき歟。其の分際明瞭ならず、且西洋の立憲諸國に在りても、かゝる場合を規定するものあるを聞かず。想ふに此の論を主張するものは、議會の信用不信用を以て、國務大臣の進退を司らんと欲するの意ならん。是れ大義名分を辨ぜざるもの、希望と云ふべし。

○されども議會の信用不信用は、國務大臣の政略上職務上に、大關係を有す、何となれば、國務大臣の職守は、他の官吏と同じからず。他の官吏は、法を守り命を承けて、其の職を職とす。國務大臣に至りては、國務の活機を司どり、決して柱に膠し株を守るを以て、能事とせず。是故に、明年の計は、豫め今年に定め、万般の國事に應じて、内外の機務に當る。されば、帝國議會の不信用は、其の法律成り立たず、豫算議決せず。所謂國務大臣の政略は、執行すること能はず。終に爲すこと

無くして、輔弼の責に居らんと欲するは難し。余故に曰く、議會の信用不信用は、大に國務大臣の政略上職務上に、大關係を有すと。然りと雖も、是れ議會より言ふべきことにあらず。何となれば、其の國務大臣の政略上、おのづから輕重の差別ありて、苟も天皇陛下を輔弼し奉る所以の主義目的を達すること能はずば、其の職に堪へざるが故に。自身と辭退するに至るべし、是れ止むを得ざるの勢なり。

○人あり云ふ、若し國務大臣にして、強て位を退くを欲せざる時は、議會を解散すること有るべしと、此の言甚だ非なり。かゝる場合に、議會を解散するは、國務大臣みづから其位を保つ爲にあらず。全く國務大臣の意見と、議會の意見と、合せざる時は、これを輿論に決せんと欲するの意なり。國務大臣たるもの、自己の位を保たんとするが如き不徳義の心を以て、天皇を輔弼し奉ると云は、是非の限りにあらず。

○輿論の向背を、トして輿論の與すると與せざるとの結果は、議員再選舉の上決定まる。故に議會の解散、再三再四に至るべしと云ふは、或る者の杞憂なるべし。

唯余の深く疑ふ所は、第六章第六十四條の、後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス、又第七十條の、次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ、其ノ承諾ヲ求ムルヲ要スとあり。無論必要不必要、適當不適當を、公平に判斷すべき議員多數の公明心あるべしと雖も、自然議會にして承諾を容れざる時は、國務大臣は、いかなる進退を爲すべきや。

○第五章司法權も、亦立法權の議會に於けるが如く、帝國憲法は、裁判所の獨立を示す。故に第五十七條司法權ハ、天皇ノ名ニ於テ、法律ニ依リ、裁判所コレヲ行フとあり。名ニ於テとは、天皇に代はるの意なり。其の尊重嚴正なること知るべし。

○そもく、司法權は、國民の罪惡を公判し、相互の權利を保護し、義務を甄別す。故に我々臣民が、身命財産の歸托なり。司法權の尊重せらるゝ所以は、身命財産の尊重せらるゝ所以にして。その獨立は、他の權力のこれに加はりて、非理枉屈の民あらんことを防ぐに在り。

○かゝる憲法の精神は、裁判所の構成となり。裁判官の資格となり。其の地位

の獨立を保たしむ。故に第五十八條に、裁判官は、法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ズ。其の二項に、裁判官ハ、刑法ノ宣告、又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外、其ノ職ヲ免ゼラル、ヲナシとあり。其の職務を司どるものゝ身分に、他の權力の加はるは、尤も司法權の獨立を害ふが故なりと知るべし。

○憲法の大體は、天皇陛下下の萬機を御執行遊ばさるゝ大憲にして。其の行政立法、司法官、ともに天皇の御政事を分任せるものなれば。帝國議會の議員たるもの、素より宜しく臣職として、一意に御國の爲に、誠忠を盡すべし。決して諸外國の弊に倣ひて、私意私見を挟み、我が陛下の臣民たるべき分際を失すること勿れ。

○世人や、もすれば言ふ、我々とても、天皇陛下に對し奉りては、尊重畏敬に異念なしと。是れ素より無論の事なるべし。然れども、其の言行を察すれば、我か天皇陛下は、上祖宗に對せられては、かゝる天職を負はせられ。下臣民に對せられては、かく宸衷を惱ませらるゝをも思ひ奉らず。おのゝく私意私見を逞うして、國權を簸弄し、過を己に作りて罪を人に歸し。譽を世に求めて、禍を國に遺す。

いたづらに尊重畏敬の言ありて、毫も恐懼謹慎の實なし。戴て以て跳騰跋扈、禮を蔑し義を滅す。是れ豈臣子の至情ならんや。是れ余か悲歎に堪へざる所なり。

○保守主義は、國家臣民の性情を認定し、其の因緣由來する所を審かにし。危害を遠ざけ、其の徳を全くして、以て自然の發達を得せしむるに在り。是れ即ち萬物の化育を賛くるものなり。故に苟も自己の意匠を専らにし、我が國家臣民を、其の欲望に従はしめんと欲する、政論に對しては、全く反對の觀念を有せり。

○國家の進歩を圖り、美俗良風を奨むるは、無論の事なれど。獨り上等社會にのみ行はれて、一般の臣民に及ぼすこと能はざる制禮は、王制と云ふべからず。是故に西洋の風俗を移し、強て以て少數の人を化するも。上下其の禮を異にし、其俗を同うせず。終に一國の臣民として、類を殊にし、相嫉むの禍を醸さん。其れ斯の如くば、我が國家の不幸、これより大なるは無し。

○政黨は、國事上の公黨なり。門閥廢せられ、立憲制度の定まる時に於て、公認せらる。阿となれば、父子兄弟力を協はせて、一家を保つも、猶その氣付きを同うせ

ず。況や多數臣民の、國家に對する意見をや。秦人の肥瘠を視るが如き、不深切の輩に非ざるよりは、決して其の意見を一にするの理なし。されば帝國議會に立て、是非を争ふは、忠君の事なり。同志相援引して、其の言の行はれんことを求む。是れ止むを得ざるの勢と云はんか。寧ろ正當の事と云ふべし。

○余も亦深く國事に憂ふることあり。其の意見を吐露し、天下に公言して、以て同志を求む。其の意に思へらく、今の時は、振古未曾有の大事の時なり。決して知人故舊を援引して、姑息偷安、その常分に安んずべきの日にあらずと。是を以て敢て非才を顧みず、天下同志の先驅となり、誓て事に茲に徒ふ。我が黨の諸君、請ふ其の衷情を察せよ。

○政黨を嫌ふは、學者俗吏の陋見なり。政黨は、天下の同志と志を通じ、與に國事に任ずるものなり。今の時尤も此の事を必要とす。願ふに彼れ嫌ふものも、亦四五人位の國事を談ずる友ありて、額を蹙め眉を蹙めて、嗷々嗚々、以て君國を憂ふるなるべし。是れ果して何の益かあらん。蓋し封建壓制の下に生ひ立ちし陋習にして、天下の形勢、疾く一變せるを悟らず。悲むべし。

○苟も國事に任ずるものは、必ず士君子の志あるべし。禮義を重んじ、廉耻を勵み。決して卑劣の所業あるべからず。つらく今日の國事に奔走するものを見るに、其の爲す所匹夫も猶且つこれを耻づ。かゝる徒は、大概我が君國に禍するものと知るべし。

○同志を求むるに、利を以て誘ふは惡き事なり。利を以て合するものは、利盡くれば、其の志必ず乖く。同志中にかゝるもの有るは、他黨の、我黨を妨障するより、其の害却て深し。

○利を以て與みするものは、志を賣るものなり。かゝる者は、他より大金にて買ひ來らば、又其の志を賣る。畢竟何の用をか爲さん。嘗に用を爲さざるのみならず、其の殃は、必ず買ひし者に受くべし。他黨これを買へば、他黨殃を受け。我黨これを買へば、我黨殃を受く。自他殃を恐れて買はざれば、かゝる卑劣の小人は、國事を奇貨として、衣食する所なし。是れ君國の殃を除くの術なり。

○我黨の士は、節儉を主とすべし。奢れば、放縱に流れて、其の志專一ならず。金錢に不自由なれば、漸く卑劣の心を生ず。一旦卑劣の心を生ずれば、國士たるの

性情を失す。

○地方同志の士は、必ず團體を結び、以て政友の情誼を厚うすべし。かゝる團體は、國家に對するの道義感情を同うするも、人々其の氣質習慣、生活年齒等を同うせざる故に。特に私情を去りて、公道の心を主とし、相提携して、國事に任すべし。

○凡て團體は、一身の活用の如し。目の視る、耳の聽く、手の携ふる、足の行く、皆相俟て、以て其の徳を全うす。乃ち智謀辯才、剛毅柔順、おのゝ能する所を以て、其の任に當るべし。みづから恃みて相凌くは、團體を破壊するの道なり。

○天下の事に、實勢あり、虚勢あり。實勢は形より生ず、虚勢は聲より生ず。ゆゑに聲を大にして、虚勢を張るものは、其の聲盡くれば、其の勢滅す。抑も其の實なくして、聲を以て形を求む。是れ鬼神にあらざれば、魍魎魍魎の類なり。國家を惑亂して止む時なし。

○口を開けば、膽を見ると。實意なくして、辯を弄し、誠心なくして、言を巧む、人從はず、言行はれず。世を恨み、人を誹る。是れ落語家者流の心術に、だも及ばず。斯る人は、去て更に鬼谷子縱横の學を講ずるも、亦よからん。

○世人動もすれば薩長政府と説く。相識相援引して、國事と情實とを纏綿するを嫉むなり。余を以てこれを觀れば、天下を舉げて、悉く薩長政府の失に倣ひ、國事と情實とを纏綿し、相識相援引して、利を逐ひ、勢を争ふ。是れ所謂暴を以て暴に易ふ、其の非を知らざるものなり。國事は公事、情實は私事、相輕重する所を知らまほし。

○國家に國家の教あり。教は以て正邪を分ち、是非を定め、以て人倫を明かにす。實に是れ我が國體と相應して、國家の元氣となり、要素となる。されば政事はかゝる國家の元氣要素を外にして、行ふべきものにあらず。然るに近時の政事家は、國體を知らず、國家を見ず。唯に人類普通の道理、即ち目のこ勘定を楯とし、我が國家をして、其の制裁を受けしめんとす、惑へりと謂ふべし。

○神儒佛は、國家の元氣なり、道德の府なり、人倫の規なり。國家に和して、國家と一物たり。物あれば則あり、政に従ふ者、察せざるべからず。

○儒者は、儒道の解釋者なり。佛者は、佛道の解釋者なり。解釋者を以て、儒佛とするは、恰も庖丁を以て、牛と認むるが如し。故に道に志あるものは、儒者を離れ

て、儒道を見。佛者を離れて、佛道を見るべし。道は是れ者流の道にあらず、人々の道なり。徳は是れ者流の徳にあらず、人々の徳なり。身に修めずして、者流を誹るは、毒を食ひながら、醫者の不養生を笑ふがごとし。

○保守主義は、國體を破壊するの宗教を取らず、理窟を許さず。

○我黨は、必ず其の地方の同志を以て成立すべし。履歷由來の知れざる人は、共に國事を任じ難し。

○余西京の客舎に在りて、客を謝し、病を養ふも。獨國事の急を思ひ、同志の愛を察し、床上に筆を把りて、聊か所見を述ぶ。言語雅ならず、行文意を盡さず。然れども能く讀み能く解せば、思ひ半に過るものあるべし。伏して請ふ同志の士、これを書寫し、又は印刷して、世に披露せられんことを。但雜誌新聞に轉載し、又は發賣することを許さず。

明治廿三年夏五月日

忠魂義魄終

時事談叙

飛耳長目。古昔稱學之語。謂可以窺千歲之上。可以察萬里之表而已。然而民之蚩蚩。安能自學而詣其妙乎。於是賢者爲之察事窺機以覺之。故又曰。賢人者民之耳目也。此得庵居士所以有之著也。夫時事之變換於衆人不知不識之間者。實所謂藏大舟於壑。有力者夜半移之耳。非賢人指而告。則衆人迷忤。安得而悟乎。雖然。導人之方。咄亦難矣。能自得飛耳長目之妙者上也。以賢人爲其耳目者次也。而耻從賢人之耳目者又多矣。亦唯不知自省耳。能聞時事而自省。則必有悟。宜哉。古人尙省矣。頃日英人伯氏來于坂。坂之醫師聞其遂于醫。謀饗之于網洲某樓。座中衣服飲食。皆用我邦俗所常用者。伯氏大喜。謝其厚情。推爲歷遊中壯觀之冠。冕云。亦時事之切于自省者。居士偶徵叙于余。乃併錄之。贈世人以自省字云爾。

明治辛卯仲夏

藤澤南岳撰

時事談一

第一編

先憂論

古人云へること有り。天下の憂に先だちて憂ひ、天下の樂に後れて樂むと、亦是れ人臣の職分なり。夫れ憂樂の心中に在れば、之を思て措かず。之を思て措かざれば、之を言に發す。之を言に發して足らざれば、時に憤し時に慨し、時に歌ひ時に舞ふ。余も亦此の境遇に立つと二十年。世に一流の人あり、目して不平となし、奇癖となす。余は決して不平に非ず、亦決して奇癖を好むに非ず、唯是れ尋常一様凡夫の常態のみ。抑も余は皇國の生民たり、生れながらにして我が皇國を愛するを知る。而して少小教を先輩に受け、尊王の大義を重んじ、爲に數々死生の地に入出し、萬死を出て、一生を今日に保つ。されば我が

皇國は徹頭徹尾、尊王の大義名分を以て經となし、治國安民の道を以て緯となす。乃ち是れ祖宗の大業にして、其の大業の不朽なる所以を、固く信じて疑はず。ゆゑに此の經緯の亂るゝに遇へば、之を悲むこと、猶一身の病苦の如し。夫れ不平とは、世の中を不快に思ひ、奇癖とは、常情に背きて異を立つるを云ふなり。若し然らば我が皇國の事物を擧げて、之を不快に思ひ、其の風俗習慣、道德までをも、悉く破壊して、一向西洋に倣はんと欲する者こそ。大不平、大奇癖とは云ふべけれ。然りと雖も余は從來彼れ大不平家に對して、小不平をも説かず。大奇癖家に對して、小奇癖をも習はず。彼は彼の彼たるが故に、彼の好む所に任す。我は我の我たるが故に、我が好む所に任す。但國家の事は、彼我其の愛を同うし、自他其の害を蒙るが故に、時に黙するに忍びず。真情を吐露して、聖世萬一の不祥を除かんと欲す。今や目前治亂の機に逼る、故に至誠に感格する所を述べて、時事談と云ふ。

既往は已に往き、將來は將に來らんとし、現在は日々變遷の中に在り。其の微を顯はにし、其の幽を明かにして、以て禍福吉凶の現象を示す。易に云く、霜を

履て堅氷至ると。已に履むの霜は、萬人悉く之を知る。其の堅氷の如きは、之を知るもの有り、之を知らざるものあり。乃ち霜を説くに力を加へて、堅氷將に至れりと爲す。故に語勢の、或は實に過ぐるもの有らん。讀者字句を略して意を取り、細心に翫味せば。余が國に報いる一片の婆心を、知るに、庶幾らんか。

凡そ天下の事は勢なり、其人あるに非ず。故に余が時事談を論述するに當り、眼中只天下の勢を見て、敢て其人を見ず。是れ人を制せんと欲するに非ず、其の勢を制せんと欲すればなり。夫れ天下の勢を制すれば、即ち天下の禍を轉ずべし、天下の福を致すべし。今や吾が憂を以て、人の憂に訴へ。吾が誠を以て、人の誠に推し。以て天下の勢を轉し、天下の志を通ず。苟も天下の志にして、通ずる所有らば。彼の勢の如きは、蓋し風中の爐鞴のみ、然りと雖も風中の爐鞴も、亦盛且大なり。常に天下を動かし來り、余が境遇に迫る。余も亦虚心にして、吾が心を守り。其の風外に立て、自適すること能はず。時に奮發張目、恰も颶風を睨みて、身を逆浪怒濤の間に投ずるが如きもの有り。夫れ天下の

事は勢なり。其の勢を致すものは誰ぞや、是も亦勢なり。人あり此の勢に乗じて、天下を風靡し。以て功名を一世に樹て、幸福を後昆に貽す。斯の如きは即ち國家興隆の兆と謂ふべし。見ずや王政維新より以來、其の天下の勢に乗ずる者、前後相繼て挫敗し。未だ曾て一人の微功だも樹つるもの有らざるを、是れ豈天下の勢の却て天下の志に背き。其之に乗ずる者の、覆轍を踏み、過失を學ぶの致す所に非ざるか。蓋し我が國家の爲には、西洋も取るべし。支那も用ふべし。たゞ西洋を引て、天下の勢を作り、以て天下を制するは、抑も天下の志に非ざるなり。即ち天下の志を壞るなり。故に人々相背き、義を棄て禮を廢し、天下を擧て適從する所を知らず。亦是れ方今天下の勢なり。外國の交渉起りしより以來、皇國の臣民たるものにして、苟も事理を辨ずるものは。其の朝野に論なく、各々皇國の爲にとて、粉骨碎身、奮て其の力を致さざるは無し。然るに維新已前は、余之を言はず、其の維新以後の有様は。人々盡力すればする程、其の盡力が、却て皇國の仇となり。二十三年の今日に及ては、支離滅裂殆と收拾すべからざるに至る。若し此の儘に推し往かば、後々は如何に成行き

て、果ては如何なる形勢に立ち到らんかと。一向危ぶまるゝことなり。今其の由來を仔細に尋ぬるときは、種々の原因あるべしと雖も、大概を引摘みて言へば、其人の朝野たるを問はず、各々皇國の爲にとて、思ひ付きし事どもを、各々主張し、遂に其の思ひ付きが、病み付きとなりて。却て皇國の利害を忘れて、相互に意地を立つるに至れるなり。手早く言へば、方便が宗旨の本義となりて。建立の騒ぎ、本末の争ひに、佛法を破滅すると同じ。又譬を取りて言はゞ、大病人の爲にとて、各々精魂を盡し、奇藥妙藥を探がし求め。己れ先づ其藥を服し、其の藥毒に中られしものゝ如し。西洋流の藥は、大概劇劑なり。此方の草根木皮等の緩和劑とは、同一のものに非ず。故に西洋人の根氣強き剛情者も。往々此劇劑に中りて狂亂せし例少からず。彼方の歴史を一讀せし人は、無論承知の事なるべし。維新以來、其の初めは、胡亂ながらに、各々其藥の機能を説き争ひて、相互に是非辯難せしも。今日となりては、是非の沙汰はさし措き。只に勢力を争ふに忙はしく。遂に國家の得失成敗をも、省みるの餘地なきものゝ如し。されば今日は、是非を論ずるの時代は已に往きて、全く勢力を争ふの時代到來すと云て可なり。

例を漢土に取りて言へば、謫詐權變合縱連衡、恰も春秋の時代去りて、戰國の時代に推し移りしに似たり。是より以後は、功利を競ひ、術數を逞うするの弊害、必ず百出すべし。此時に際し、頭腦に忠義魂を具するものは、果して何れの地に立ちて、本分を盡さんとするか。此の一件は、今より工夫して、尤も用意すべきの大事とす。

一國の治亂は、天より降り來るにも非ず、地より湧き出づるにも非ず、全く一國の人心が亂るれば亂となり。一國の人心が治まれば治となる。其の人心治亂の機は、公心と私心との別れのみ。人々私心を主として働けば亂るゝなり。人々公心を主として行へば治まるなり。私心とは、身欲身勝手の心を言ふ。此身欲身勝手の心、即ち私心は、家に居ては必らず家を亂る。郷に居ては、必らず郷を亂る。國に居ては、必らず國を亂ること請合なり。公心とは、義を取るの心をいふ。此の義を取るの心、即ち公心は、家に居ては家を利し。郷に居ては郷を利し。國に居ては國を利す。夫れ人家をなす、其家を思ふの心あるは當然なり。夫れ人家をなす、其國を思ふの心あるは當然なり。乃ち其家を思ふの心を以て、家事に

従ひ、其國を思ふの心を以て、國事に従ふは、是れ公義なり。是故に家事を以て、家事とするは、公心なり。其國事を以て、家事とするに至ては、不義なり。私心なり。私心を以ての故に、國事を以て家を利せんとす。是れこれを義を棄つるといふ。況や一己自身の身欲身勝手の心を以て、國事を自在にせんと欲するものをや。當に知るべし、國に大亂の起る、悉く此の因縁に由來せざるは無きことを。

維新以來、いかなる間違にや、世間一般に、早晩となく公義心薄らぎて、私心次第に増長し。昔は天晴れ尊皇愛國を以て、身を起せし人も、漸く權を挾みて、我意を募り。能を恃みて、國事を自在にせんと欲するに至る。斯る折から西洋の臭味を引きて、先づ政治社會に吸入し來り。各々得手勝手の處を會得し。其朝にあるものは、西洋政治家の英風を學び。其野にあるものは、西洋民權家の豪氣を學び。道德を泥土に視て、壓倒を經術と爲し。猜疑妒嫉、隱然黨を結て相擠排し。遂に西洋流の政治小説めきたる活芝居を演出するに至れり。元來西洋の人種は、剛情にして、而かも私心の強き人種なり。故に古昔より、上下一般に、自分勝手の理

窟を主張し、相争ひて止まず。國王は、國王自己の威權を張りて、下民に對し。貴族は、貴族自己の威權を張りて、上下に對し。一步も相譲らざるのみか、動もすれば他を凌辱壓倒して顧みず。國民も亦不屈不撓にして、容易に反亂を企て。其の國王を逐ひ、其の國君を弑すること數限りなし。今一概に其の上下尊卑の分を言へば、私心我慢の強きもの程が、人の上となりて、其の下を抑壓す。且つ中古以來各國の王族貴族の大概は、親類縁者となるが故に。各國々別の上に、一大族を立て。彼れ此れ相救援し、各國は此の一大族の爲に、支配せられて。國民の精神を發揮すること能はず。其の屈辱を受ること久しく、憤懣の氣を積みて。遂に民權自由の説となり。數回の革命を経て、今日に至れり。故に西洋各國の歴史を緋けば、其の大概は、君主と人民との争闘にて織なせる一條の毛布の如し。いかに西洋物好きなればとて、縁も山りもなき我が皇國にて、晚播きに斯ることを學びて、我が皇國を攪亂するは、迷惑と云ふも餘りあり。憶ふに人々の私心が、之が媒となりて、知らず識らず、箇様なる境遇に踏み迷ひしものなるべし。看よ維新以來佛蘭西を學び、佛蘭西の帝政亡びて、英吉利を學び、獨逸を學ぶ。

一愛一憎各自の情を恣にし、獨逸の王家を以て、我が帝室に擬せんとするもの有り。又英吉利の貴族を以て、我が華族に擬せんとする者あり。以て立憲國の組織を爲さんと欲す。是れ現に或る一流一派の政事家の希望に非ずや。或る一流一派の政事家にして、斯る希望を有す。其の立つ所居る所の位置を異にせる或る一流一派の政事家も、亦他國の國振を以て希望とす。抑も私心を以て、天下の事を望む以上は、各々其の立場立場にて情を異にし、種々無量の所望ありて、相叶ざるは當然なり。然る所以のものは何ぞや、元來私心てふ眼中には、我が皇國の皇國たる物體は、已に無ければなり。獨逸の王家は、果して如何なる歴史を有して、今日に存在せるか。其の貴族及び臣民との關係感情は、いかなる有様にて保たれたるか。又英吉利の貴族は、如何なる歴史を有して、今日に存在せるか。其の王家及び人民との關係感情は、如何なる有様にて保たれたるか。是れ或る一流の政事家に對して、第一に問着すべき要件なり。次に獨逸王家の後來は、從前の歴史と、現在の貴族人民との關係感情を土臺として、一衰一盛、一敗一興、其の有様を變すべし。英吉利の貴族に於

けるも亦然り。されば我が帝室及び華族も、彼れの變遷する通りに、變遷せしむべきか。茲に至りては、或る一流の政事家も、辯解の道無かるべし。若し後來の變遷は、學ぶ所にあらずと云はゞ。今日の獨逸、今日の英吉利も、學びて取るべきに非ず。何となれば、皆是れ既往の歴史より變遷し來りし今日なればなり。譬へば江河の常に流れて止ざるが如し。彼の流れの中間を切り取りて、此の流れの中間に挿まんとするは、決して出來得べき事にあらず。されば堂々たる政事家者流にして、斯る淺ましき希望を生ずるは、理に於て解すべからず。畢竟私心私情にほだされて、昏迷惑亂せしものと云ふの外なし。譬へばさしかゝりし將棋を引き崩して、他局の駒立てになし、他人の説明通りに、上手をさゝんと希望するが如し。甚だ謂れ無き事なり。

上は天皇の稜威を恐れず、下は人民の困苦を察せず。徳義を棄て、廉耻を破り。漠然國の爲と稱して、百方私意私見を逞うす。乃ち今日の我國は、概して私心計りの世の中となれり。其の私心の強きもの程が、勢力を占むるの時なり。故に少々公心ある者も、道々は時勢につれ、損得を考へて。應分の私心を働くに至る

べし。亂の上に亂を加へて、其の底止する所を知らず。此時に臨みて、頭腦に一塊の忠義魂ある者は。云何に觀念して、云何に處せんとするか。其の平生の學ぶ所は、果して何事ぞ。古今内外の歴史を見て、見ぬ世の事すら悲むべきに。却て目前に此事あるを、不知顔に打過さんとするは、豈仁とや謂はん。義とや謂はん。願ふに祖宗三千年來の煦育を受け、海岳の大恩を負ひながら。其の萬分の一をも報いるの志なきか。抑も亦時節因縁の到來せざるが爲か。夫れ天のなす時は、天の時なり。人のなす時は、人の時なり。今や天の我國に禍するの時に非ずして、全く人の我國に禍するの時なり。看よ、今日の我國は、只に學問法律の西洋流になりしのみならず。總ての觀念も、盡く西洋流となり去れり。總ての觀念の、盡く西洋流となるのみならず。心底まで、盡く西洋流となり去れり。觀念の、盡く西洋流になりたる以上は。皇室に對しても、西洋人が其王家に對せる感情と同様なるべし。彼れ政事家の我國家を見る、我が人民を見る、我皇室を見る、盡く西洋流の觀念を以て、之を見る。されば義に省みる所無く、心に畏るゝ所なく。遠慮會釋もなく、才智を働らかして。所謂政治社會は、豪傑とか英雄とか

云ふ種類の競争場となり。一成一敗、自業自得。たとひ大功を立つる者あるも、忠にあらず。大名を立つる者あるも、義にあらず。國家混亂。目も鼻もなき次第となるべし。是れ果して天か人か。余は之を天に非ず人の禍なりと斷言すべし。人の禍は、人にして之を除くべし。豈時節因縁に一任し去るの時ならんや。

朝に立つの君子は、我が 天皇陛下を輔弼し奉りて、君徳を天下に及ぼし。野に在るの君子は、相戒めて、一意に我が 天皇陛下に奉事すれば。一國の太平となり、一國の文明となる。之に反して、朝に立つ者は、威權を挾みて、任意に下を野に在る者は、相師ゐて、不服不満を訴へ。相互に身欲身勝手の心を以て、人を誘ひ黨をなす。其禍たる、譬へば大病人に毒藥を服せしむるが如し。抑も身欲身勝手の手は、人々生れながらにして之あり。其欲を縦にし、情を恣にして、才智を用ふれば、是れ全く禽獸の勇なり。故に賢人世に出て、人の師表となり。義を立て、理を正して、其私心を制し、以て公心を起さしむ。今や人の上に立ち、之が師長たる者。禮を廢し、義を滅し。國事を玩弄して、各々其望を達せんと欲す。其

の下となりて、才智の以て私を遂ぐる能はざる者は、輕薄疎行、遂に亂を好むに至る。簡様なる事どもは、決して我國元來の風儀に非ず。悉く其の口實を西洋に假り、文明開化と稱して、不遠慮に取行ひ。漸く天下を風靡して、一人の其非を鳴らす者なきに至れり。君臣の義をもつて、國を經緯し。父子の親をもつて、家を經緯するは、我が皇國の皇國たるゆゑなり。しかるに西洋流を學びて、其の經を斷ち、其の緯を破り。私心を増長して、文明開化なりと云ふは、如何にも解し難き事なれど。實際西洋の文明開化と稱するは、此の有様にて。數百年來揉みに揉みて、今日は揉み締めて、抜き差しならぬ所に、聊か秩序を成したるものなり。而して其の秩序も、大義名分など云ふ制裁あるに非ざれば。猶此の流儀にて、何處までも、人欲の力任せに、變革することなれば。人欲強き者には、又面白き國振なり。故に彼を羨む人は、聞くも愉快に思ひ、一向學びたき心の起るも、無理ならぬ事と謂ふべし。其他、飲食衣服宮室等も、古來より上下共に欲を恣にせしことなれば。非常に華美を極め、驕奢風をなし、一見して垂涎すべし。されば西洋流は、理窟は兎も角も。人欲の私づくめに、手強く遣り遂ぐる決心に非ざれば、出

來がたし。無論争亂は顧る所にあらず。管に顧る所に非ざるのみならず、却て争亂は西洋の好歴史にして。今日の有様を作り出し、田地なれば。我が皇國も、是より更に斯る歴史を作りて、實地に西洋流の文明開化を學ぶの田地となさざるべからず。顧ふに西洋崇拜の人は、果してかゝる覺悟なりや。若し覺悟なくして、徒らに目前の欲に迷ひ、己れのみ此欲を恣にせんと欲するは、大なる見當違ひと謂ふべし。吁乎後世子孫の患を察せず、多數人民の難義を顧みず。斯る事を作して、斯る惡果を招くは、不仁と謂ふも餘りあり。

我が皇國の國體、君臣の大義名分は、姑く置きて論ぜざるも。簡様の歴史を作りなして、以て文明開化なりと云へば。世に文明開化なるものほど、此の人生に大害あるものは無かるべし。夫れ天の時の、人の欲に應じ。地の利の、人の欲に應じ。人の義の、人の欲に應ずる限りは。利用厚生之道なり。其節を越え、其義を案れば、相奪ふの道となる。故に人の上たる者にして、人欲増長すれば。人の下たる者に取りて、其欲を充さざるを得ず。才を働かし、智を巧み、以て愚者賤民に取りて、其情を伸ぶ。古人云へることあり、智慧出て、偽あり。才能は煩惱の増

長せるなりと。誠に西洋の文明開化は、欲心を原動力として、智愚強弱の優勝劣敗する一大修羅場に外ならず。苟も一國の政事に従事し、一國人民の幸福を保つての責任ある者にして。看すく、此の人生に大害ある事を學び、心を勞し、身を致して、之を爲すの理あらんや。抑も西洋の流義はいざ知らず、東洋古來よりの傳に於ては、政治てふものは、一視同仁、以て一國人民の幸福を目的として、行ふべきものなり。決してみづから強きもの智あるものとなりて。其弱きもの愚なる者を、凌ぐべきに非ず。然りと雖も、和漢古今、一治一亂、時には私心を働くもの有り。之を小人と名づく。彼れ小人をして、國事に托し、政權を弄し、以て害毒を天下に流さしめざるを、正理とす。

今日我國の有様にては、其人民の最大多數は、悉く力に食むものなり。而して其力の限りを盡して、生業に従事すれども。其の生産は、常に其の生活の必用にも充つるに足らず。一家力を合せ、星を戴て出で、星を戴て還り、風雨に身をさらし、寒暑に膚をさらして、艱苦と戰ひ、僅に以て父母妻子を養ふことを得。又其の資産の無きものは、雇賃に力役し、倔強の大男にして、都鄙を平均する時は、一日二十

錢の錢を得ること、願る難しとす。何の餘裕ありてか、衣服宮室の美、功名顯榮の地を求むることを得んや。願ふに是等は、何か罪科ありて、終に西洋流の文明開化の仲間に入るに能はざるか。常に仲間に入りて、快樂を求むると能はざるのみならず。動もすれば土人視せられ、化外の民を以て目せらる。或一類の者は、是れ全く人欲少なきが故なりと云へり。是れ決して然らず。人欲ありと雖も、天の時の應ずるに限り有り、地の利の應ずるに限りあり、人の義の應ずるに限りあり、又我が力の之に應ずるに限りあればなり。其限りあるの力を以て、營々汲々、以て生産に従事し。其の善美なるものは、之を富貴者の望に供し。其の醜惡なるものを以て、自活の計をなす。看よ、天地の間に、一物として、人の勞力を假らずして、人間に現存する物あるか。一人の大欲人の爲には、數千人の勞力を假らざれば、其の欲望に充つると能はず。人の勞力を假りて、文明開化の快樂を受けながら、反て其恩を忘れて、度外視するは、亦法外の沙汰と謂ふべし。是に由て之を言へば、西洋流の文明開化は、たゞ大欲人をして、恣に快樂を遂げしむるの法にして。一般の人生に益ある者に非ず。彼れ大欲人の相競ひて大欲を増長し、

其欲の滿ざる限りは。寧ろ世に生存するも無益なりと云ふ程の、大我慢を生ぜしむるの道なり。一國の大政を任する者の、決して學ぶべき事にあらず。近時の政治家者流は、我が 天皇陛下の、我が國家の元首たる大義を忘れ。我が 皇室を以て、西洋の王家に擬し。政府と皇室との間に分際を立て、以て政務の自在を得んと欲するもの、如し。其の言に曰く、斯の如くならざれば、政治上の紛議をして、皇室に及ぼすの患ありと。又宗教道德と、政治との間にも、一大墻壁を築き。曰く、政教分離は、西洋の公論なり。道德は、社會の風習なり。學者の一問題なりと。恰も我が 天皇の政府を以て、彼れ是れの關係を絶ち切り。獨り西洋政學者の説を、實行試験する所の如くに思念せり。一口に言は、政府と云ふ西洋流の大器械を据え付け。政事と云ふ西洋流の仕事をも爲さんと欲するもの、如し。夫れ政府は、天皇陛下の政府なり、即ち 天皇の朝廷なり。政治とは、萬機を知ろし召す事なり。即ち此國家人民を治め給ふの道なり。苟も一國臣民たるものにして、忠義心ある限りは。如何に政事上に紛議を生ずるも、決して其累を 皇室に及ぼすの謂れ無し。面折延争古來より之あり。未だ曾て

爲に 天皇の御威徳を汚せしを聞かず。但不忠の臣朝に満ち、天下に満つる時は言ふべからざるの大事なり。保元以來の歴史を讀みて知るべし。之を慮る事を知らずして、妄に説をなすは、其言ふ所は忠に似て、却て己が西洋流の思ひ付きを主張するものたるに過ぎず。其の宗教道徳に於けるも、亦然り。今日まで我が國家人民の大體は、神儒佛の教化を蒙りて、禮をなし、義を成し、俗を成し、風を成し、善惡邪正を辨し、以て一國人心の歸向となる。苟も政治は、此の國家人民を治むるものなりと云ふ定義の動かざる限りは、豈宗教道徳を顧みずして、法制を定め、民俗を移し、教令を立て、國人を教ふるの理あらんや。看よ、今日は國の宗廟社稷も、國を以て祭られず。殆ど血食を絶たんとするに至れり。斯る事に間違の起るべき所以は、萬々これ無き道理なれども。亦是れ西洋流に熱心の餘り、終に此極に至るなるべし。

西洋流の我が 皇國を混亂して、途方も無きは。目ある者は、現に之を見る。耳ある者は、已に之を聞く。猶將來を思ふに、實に恐ろしき限りなり。其の學問宗教、總て人欲に應ずるを以て、道理となすが故に、早く人の意に合し易く。就中

自由平等の説の如きは、倫理を滅し、禮義を破るに於て、其猛烈なること、恰も燎原の火の如し。而して其極まり、單純の自由、單純の平等を得ること能はず。遂に權利義務の制裁に歸し、人々相互に、權利を多く望み、義務を少なく負ふことを求め、爭論健訟して、止まざるに至るべし。元來此の自由平等の説は、以て國家の組織を變し、國法上に於て、尊卑の分を破し、一國人民の平等を得ることは、或は出來得べきも。其の財産を均一にして、貧富の平等を得ることは、決して能はざるなり。看よ、米利堅の如き、地球上に於て、最上の自由平等國とみづから誇稱するものも。嘗て貧富平等の法を立つると能はざるのみならず。却て貧富を以て、貴賤の分際を立て。黄金は權利なりと云ふ、一種下劣の制裁力を生ずるに至れり。然れば則ち、道徳品位を破滅し、獨り黄金資力の多少を以て、上下貴賤の分際を作し。以て權利上の争を起すときは、無論無資力なる人民の多數は、畢生權利を伸すこと能はざるのみならず。却て資力あるもの、己が自由を主張し。仁愛の情を棄て、權利を柄とし。義務を責めて、小弱を凌ぐは。當然の事なり。是故に自由平等説の結果は、藹然たる我が皇國の良風俗を破り。漸く人

情刻薄となり、其極は、却て多數貧民の災厄となる。是れ實に火を見るより明らかなる事なり。就ては示威も爲すべし、強迫もなすべし、一揆も起るべし、騷動も生ずべし。七顛八倒幾回争亂を起しても、つまる所は、自他相害して、ますます人情險惡となり。猜疑媚疾するまでにて。其の害毒の除かるべき期なし。故に西洋流は、乍ち聞けば、其情慾のある所に投じて、恰も道理なるが如き思ひを爲すも。元來人慾の私を以て、性法と誤り認め。以て種々の議論を、巧み出せしものなれば。其の結果は、必ず目的を外れ。自他を傷害するまでにて、一も最初の希望を達すること能はざるなり。我が皇國も、此の先き斯る事に迷ひて、推移する時は。實に災害の底止する所を知らず、悲むべし。

凡そ物は、因縁なくしては、一事一物も生起せざるものなり。今日西洋各國の有様も、種々の原因あり、由來ありて、止むを得ず、斯く成り行きしものにて。決して人作にも非ず、偶然にも非ず。譬ば勢力の物に加はりて、種々の關係を作し、變化極り無きが如し。故に道徳の力を以て制裁し、大變に至らざるを勉めざれば。天下を動亂して、止む時無し。抑も私心私欲を主人として、權利を争ふ時は。互

に強情を募り、容易に閉口せざるは、必然にして。遂に天下國家を顧みざるのみならず。身命をも顧みざるに至る。何となれば、權利は、利益なり。利益は、欲心を振り起す第一の原動力なればなり。彼れ西洋各國は、斯かる理勢に由り、押したり、突きたり。種々様々に、勢力の關係變化を経て、今日の有様となり。猶後來も、此の流義にて、推し往くべし。是故に西洋流を學べば、國の内外の別なく、勢力の争ひを目的とし。所謂名分も、大義も、道徳も、畢竟修飾虚名に用ふるまでにて、其の落著は、私心を遂ぐることに、觀念するの外なし。されば文明開化などは、私心を遂ぐるの口實のみ。彼れ西洋各國は、數千百年來、斯く變遷し來りて。今日は稍々勢力の平均を得て、聊か秩序立ちし所あり。猶此の先き、不均あれば、必ず平均を求めて、變化するなるべし。小不均あれば、小變化をなし。大不均あれば、大變化をなす。今日の無勢力者は、焉んぞ知らん、他日の大勢力者たることを。今日の大勢力者は、焉んぞ知らん、他日の無勢力者たることを。故に知る、此の勢力の不均は、常に平均せし所に隠伏して。一治一亂、決して平等の平和を得るの時節は、到來するの期あること無し。其平等の平和は、即ち西洋各國

悉く亡びて、人種の絶え果てたる時なるべし。
我が皇國內に於て、此れより更に、斯る歴史を作り出さんには。大義名分より、道德宗教までも、悉く取除き。私心を充分に増長して、争はざるべからず。何となれば、此の新趣向には、大義名分など云ふ究屈なるものは、尤も邪魔になるなり。其道德宗教も、從來我が國家の道德宗教は。大義名分を教へ、私心を去り、公義に従ひ。勢力争ひを止めて、仁愛誠敬を主とするが故に。西洋流の文明開化と、反對にして。彼の新趣向の妨害となる。故に政事上、國事上に、勢力ある輩は、今日既に舊日本の舊物として、度外に置き。踏み潰ぶして、新趣向の形勢を作る事のみ、汲々たり。顧ふに我國の將來は、其の勢力無きものは、尊きこと神佛の如きも、破壊せられ。其勢力有るものは、卑きこと盜跖の如きも、尊榮を占むるなるべし。斯る有様に立到りしも、決して一朝一夕の故にあらず。其の從來する所のもの漸矣。

時事談 一一

第二編

國勢因果論上

余明治八年の夏、一書を著はし、名づけて國勢因果論と云ふ。筆を幕府の失政に起し、爾來王政維新の八年間、みづから實踐目撃せし事情を、論述せしものなり。頃日稿を篋底に探り、開て之を閲するに、殆ど世を隔つるの思あり。反覆熟讀、仔細に點檢すれば、國家今日の形勢、其の從來する處のもの、大抵已に、十六年の前に、胚胎せり。乃ち其の文を載せて、以て時事談に收む。

論に云く、方今天下の形勢を察するに、人心漸く專制政治の下に服従するを欲せず。乃ち立憲政治の、國家生民に幸福あるを信じ、只管此の改革を實行せんことを希望するに至れり。蓋此の人心の變態は、彼の苛刻なる秦政の羈縻を脱し、言行自由の境界を求めんと欲する人情の、反動より生ぜしが如しと雖も。仔細に此の變態の原因を觀察する時は、亦未だ必ずしも此の一原因のみに由來するに非ず。概して之を言へば、人心漸く積習の久しきに倦みて、更に新奇の幸福を將

來に希望するの常情に出でしものと斷言して可ならん。舊套を脱して新奇の希望するは、人情發動の自然にして。國家の進歩、人文の開明も頼て以て生ずべしと雖も。其の新奇の幸福として、將來に希望する境遇を知らざる時は、譬ば旅行するもの、由て以て達すべき道無きが故に、岐路に彷徨し、深山に入り、大澤に陥り、畢生狂奔して、遂に大都に至ること能はざるが如し。されば之が爲め、其地形路程を熟知せし誘導者を要するのみならず。我が力の能く此の行程を經過し得べきや否やをも、顧みざるべからず。余は決して新奇幸福の地に、世人を誘導すべき智者にあらず。又決して天下の志に反して、我が一己の所見を主張し、世人が幸福の地と認めたる路上を遮り、之が罣碍をなす者にも非ず。但吾人人民が到る處の地位に従て、國家の地位も同く推移するが故に。若し誤て吾人人民の進歩をして、險惡危難の地を踏ましむる時は。是れ即ち國家の大事にして、所謂危急存亡の秋なるべし。故に豫め其の經過の難易を論じ、方向の得失を觀察するは、乃ち此の國土に生れ、此の國家に忠する所以の職分にして、共に禍福を同うするもの、至情のみ。

余は先づ國家既往の事歴を掲げ、以て現今人心の斯く變態せる原因を徴せんと欲す。古昔王政の世は遠し、武門專政より以來、其の事歴の史に徴して、見るべきもの無きに非ず。然れ共現今の人心に關係波及せしもの、絶て有ること無く。約して之を言はゞ、古代の人心は、其の性情淡然無爲なりしが。其後屢々爭亂に逢ひ、塗炭の苦を受け、僅に守護目代等の武族に依頼し、其の性命を全うせり。故に一樹の蔭、一河の流も、又以て幸福の地と認めたるもの、如し。是れ後世全國の民衆、共に武門の專制を甘受せし所以のみ。ゆゑに余今王政維新の前に行はれし、封建政治の有様を論述し、以て其の政治の要領、及び最後に、論黨の爲に瓦解せし由來を明すべし。是れ實に今より十年前に於て、一國の人民、顯然此の專制の中に生息せし者なればなり。夫れ事は來所を知り、去所を知るを要す。物は彼を知り、此を知るを要す。今や封建政治の事跡を記載するの前に於て、所謂專制政治の主旨と、其の專制を受くべき、人民の有様とを論明し、以て天下後世の鑑戒に供ふべし。生殺與奪の權、全く君主の任意にして、喜怒其の賞罰を異にし、愛憎其の尊卑を變

じ苛虐殘暴、妄に斯民を驅役するが如きは、則ち蠻夷の陋習にして、戎狄の爲すところ。以て國家と呼び政治と稱すべからず。されば余が茲に專制政治と指名するものは、一國人民の思想品行、共に下劣に流れ、みづから貧困卑陋の地に墮落することを知らず。萬一之を并制せざるときは、其の禍害底止する所なく。民心益々汚れ、奸惡を智とし、忠直を愚とし、終に倫理をも破滅するに至る。此時に當り、天命を受けて、之が君師となる者は、爲に制裁の道を立て。法度を設け、刑律を備へ。彼の人民を約して、甚しき奸惡卑陋に覆墜せしめざるを謂ふなり。專制政治の適當すべき時に當り。爲政者之を制裁すること能はず、其の人民の思想品行、共に放逸無頼に流れて。禮義廉耻の、何物たるを辨ぜざるに至らば。假令仲尼の徳孟軻の辯を以て。戸毎に忠恕の道を説くも、世人をして、徒らに驚愕退避せしむるに過ぎず。決して救世濟民の功を奏すること能はざるなり。而して其の國家は、日に澆季に赴き、其の極り亂と亡とに大局を結ふべし。余故に以爲く、時ありて專制政治なるものも、國家顛覆の難病を治すべき良藥にして、即ち天下蒼生の幸福を保つべき權法なりと。然りと雖も、爲政者己が威福を恣

にせんと欲し、其の抑制すべからざるの事を、強ひて抑制す、之を稱して暴政と云ふ。此の暴政の害は、おのづから革新の時ありて、之を脱することを得べし。若し夫れ專制政治の下に立つべき人民、即ち思想品行の放逸無頼なる者の如きは、假令股政を脱して、周室に歸するも。再び此の專制の範圍中に墮在し、跼天躄地、決して自主の安宅、自由の正路に立つこと能はざるべし。

此間に二三章あり、總て專制政治の目的、及び其の功力を論じ、其の結果に云く、余は爲政者の專制抑制を愛へず、只其の人民の專制抑制を受ざるを得ざるの分際に在るを悲むなりと。又曰く、方今我國人民の情態は、未だ專制の範圍を脱する能はざるのみならず。却てみづから抑制を速くの有様あることを恐るゝなりと。之を要するに、此の一段の議論は、治者被治者の關係を明かにし、以て上下徳を合して、文明に進めんとの意を、反覆せしものなり。

余今封建の世に行はれし專制政治の事實を記述するに臨み、筆を投して歎息すること良久矣。蓋余輩は、此弊政の下に立つこと半生ならず、幸に、天皇陛下の盛徳に頼り、迥然として羈縻を脱し。自主の民となりて、自由の生活を遂ぐるこ

とを得たり。然れども余輩の祖先歴世は、此の抑制の中に出生入死して、畢生自主の名自由の義をだに見ること能はず。實に當時の有様は、其君主は鬼神の測るべからざるが如く、其武族は夜叉の恐るべきが如く。而して其人民は、恰も牛馬の人に驅役せらるゝが如くなりき。

余は卑族に生れ、貧賤に長ず。故に少小時、已に此事に感じ、痛く卑賤の薄福を悲みし事あり。今にして之を思へば、恍として隔世の如し。其自主と云ふは、上 天皇陛下に對して、一匹の臣民となりしを云ひ。其自由と云ふは、王政に偏私なく、其法律制度も、悉く我が幸福の田地なるを云ふなり。此意は、封建專制の世に生息して、自ら痛痒を感じしものに非ざれば、知りがたし。

封建專制の世に行はれし、百般の状態を観察するには、必ず先づ當時武門の規模を知らざるべからず。何をか武門の規模と云ふ、曰く、各國の君主は、大小の政務を以て家事と爲し。人民を以て、自家の奴僕と爲せる是なり。而して滿天下の土地は、大抵武族の有にして。乃ち生殺與奪の權を持つる地主に異ならず。其人民、即ち農工商は、身家を其間に托し、上意を奉し、蔭庇を仰いて、生息するの外他

の術なし。故に明君家を承くる時は、其民を視ること、子の如く。暗君世を繼く時は、暴令虐使、百姓其の生を聊せず。此時に當て、天下は、武族の天下也。其武族を貴ぶは、論なきのみ。而して武族中、又門閥數級を分ちて。級の差等を以て、嚴に尊卑の分を立つ。其上級のものに對しては、屈從を以て禮となし。其下級のものに向ては、傲慢を道となす。其の甚しきは、我意に悖れば、手に搏撃殺傷するに至る。如此の世の中に在ては、最下級の人民たる者は、一日も首を昂げ、膝を伸べて、自主の天福を享受するの時あること無し。假令金錢あるも、衣食住居の自由を得ること能はず。才學あるも、世を救ひ俗を正すの道を講究すること能はず。今日より當時を追想するも、尙人をして恐怖の情を起さしむ。

封建專政の有様を、斯く一概に論列する時は、其の身其の世に生れ、親しく此痛苦を嘗めざる者は、或は余が言を怪み、以て一家の作言となすべし。故に今二の實例を掲げ、以て信を後世に證せんとす。

其一 人を罪するに刑法なし、只故例に照して之を處す。而して必ず例に據るを以て、常典と定むるに非ず。其の取捨寬嚴は、みづから執政者の意中に在

り。又時としては、審問裁判を経ずして、處罰すること有り。

其二 兩士爭論鬪闘し、共に罪あるも、一級の差を以て、其刑を異にし。其士族と平民との間は、是非を問はず、必ず下級の者を罰す。且士族にして、平民の禮を失するものを殺傷する時は、之を寛宥して、嚴罰を加へず。其の禮たる、勿論互禮に非ず。

其三 士族に非ざれば、姓氏を稱するを得ず。

其四 諸侯の封内に在りては、家屋衣服、及び凡百の諸品をも、階級に應じて之を制限せり。

其五 貧富をして、均一ならしめ。人民をして、平等の生活に在らしめんと欲す。屢此目的の政略を施行せり、故に時としては、徳政と名づけ。令を發して、既往の金錢貸借の出入を廢棄せり。

其六 言論著書、苟も君家の規模、及び威權に關するものは、一切之を嚴禁す。故に偶々忌疑に涉る者あれば、其の書を絶し、其の人を罰す。此の法度は尤も嚴なりき。

其七 諸侯の封内に在る人民は、免許なく、封境を越ゆることを得ず。故なく、免許を得ることを得ず。

上件は、封建專制の世に行はれし、政度の大綱にして、其小節目に至ては、苛細刻深枚擧に遑あること無し。吏治の弊害、士風の傲放、毒を天下に流して、生民に生氣無し。然りと雖も、此の武族が、封建專制の力に依て、殆と三百年の太平を致し、斯民を兵刃の間に救ひし功は、決して没すべからず。何となれば、此の武族を惡む者は、又必ず之に代りて、武族となるものなり。彼れ代り、此れ代り、一敗一興、天下國郡を以て、修羅の街と變ずるは、畢竟して、斯民を保するの道に非ざればなり。是に由て之を言へば、王政維新の盛徳大業に遇はざれば、天下の臣民、竟に蘇息するの期あらざりき。

此の封建の世に於ける、一般の民情を察するに、時に或は咨嗟の聲を發する者ありと雖も、其大概は、各々君主の徳澤に服し、其の分際に安んじ、其禮義を守りて、相侵さず。平常は、安然其の處を得るが如く、非常には、身命財産を抛ちて、其の難に赴き、決して政度の刻、吏士の害を以て、其君主を怨望するの意なかりき。是

れ即ち歲月を積み、人心を養成せしに由るべしと雖も。亦是れ吾國人の普通の特性にして、其の忠情の厚きを見るに足る。

封度の世は、諸侯各自に、其の政令を封内に布き。儼然として各々小獨立國の體をなせり。而して天下一統の政權を握り、大小強弱の平衡を持し、嘗て秦楚吳越の相爭害する無らしめし者は、則ち徳川幕府にして。其の實跡より言へば、全く當時霸王たり。故に封建制度の瓦解して、遂に廢絶に至りしは、彼の徳川幕府の失政に原因し。數年間の争亂を経て、王政維新となり。明治四年七月の詔勅を以て、廢藩置縣の舉ありしに終れり。遂に今幕府の世季に至り、天下の人心、其の政令に服せざるの情勢を審にし。以て今日人心の、斯く變態せし所以を明すべし。

徳川幕府の世季に方り、漸く其の政を失し、君主臣僕共に傲奢風を成し、外藩諸侯を輕侮し、徒に威力壓制の恃むべきを知て、日に人心の乖離するを知らず。故に其の太平修飾の政令は、歲月と共に、益々壓力を加へ。遂に天下の有志者をして、竊かに亂を思ふの心を生ぜしむ。此時に當り、幕府の執政は、猶舊株を守り、治術

を改めず、一層威を立て、亂萌を剪除せんと欲し、屢々苛刻なる處分を下せり。見るべし林子平以下、高野長英、渡邊登の如き、外國の事情を洞察して、國家將來の危急を憂ひ、誠心國の爲に盡力せし者は、悉く禁錮殺戮に處せしことを。古語に云へることあり、病深き者は、醫を懼ると、當時の天下は、滿分に禍機を含むが故に、挑發を恐れ、其の誘因を絶んと欲して、斯る苛虐を極めしものなり。

亞墨利加の使節、卒然浦賀に來たる爲に、上下太平の夢を攪破せられ、半睡半醒の間に、和議を結び、遂に五港を開ひて、交易を通ず。爾來幕府の政令、委靡して振はず。而して彼の天下の有志なるもの、此の機に投じて、稍頭角を顯はし。其の幕府の虚權を持し、徒に外貌を以て、天下を嚇するを知り。東西竊に相應し、隱然黨を結て、其の政令に抗す。家を棄て、國を脱し、争て險路を蹈む者、日一日より多く、天下の勢、恰も洪水の全堤を決して、横流するが如く、滔々として、又禦ぐべからず。此時に方て、幕府の刑に斃れ、諸侯の法に死するもの、其數を知らず。然れども、爲に一層の激動を加へ、遂に此の人心を、壓伏するに至らざりき。

當時天下の有志と稱するもの、大概は、其の初め、幕府を嫌惡せし私憤より起り、

攘夷の説に生長し、末終に勤王論に局を結びしものなり。今之を解釋すれば、赤心一片なる人物を除き、其の多數の有志と稱するものは、書生劍客豪傑無頼等、各自事情の異なる意思を投じて、悉く勤王攘夷の名の下に湊合せり。斯く言へば、忠君愛國の士を誣て、不當の論評を加ふるに似たりと雖も、其證は、幕府已に亡びて、王政維新の後には、各々己が身分を立つるに忙はしく、未だ曾て勤王とも攘夷とも言ふ者なく、而して當初勤王の旗を押立てし藩國も、今は却て王政に不満の色を顯はすに至れり。其間稍々攘夷家も出沒せしと雖も、全く前日黨與の脈絡は斷絶し、新に王政を快しとせざる不平黨の旗章と變じたる者のみ。草莽有志者の熱心は、一時烈火の如く、漸く各藩諸侯を煽動し、遂に其の君主をして、幕府に歸順せし心を變じ、塗殺の下に、奉承せざるを得ざるの流勢を養成し。其の極、天下二流の大論黨を生出せり。所謂二流とは、即ち勤王佐幕の二論黨是なり。此の二論黨は、實に氷炭相容れざる、秦楚の相仇にして、假令如何なる法術を施すも、争鬪を免かれて、天下に相對峙せんことは、決して望むべからず。佐幕論の一流は、争鬪の末遂に干戈の上に於て敗勢せしが故に、其後餘燼の撲

滅せるは、當然なり。獨り怪むべきは、彼の勤王論の一流は、此の戰勝に乗じ、以て其志を致すべき筈なるに、却て其の氣焰を收め、攘夷は勿論、勤王も忘れたるが如く、漸く王政に不満の意を含み、又再び亂を待つの下心あるものゝ如し。吁呼、人心の變動不測は、秋日の天の如し。蓋人情の自然として、其の私心中に動けば、公義心之に服従するが故に、其勢を得功を負て、天下に立つに方りては、所謂賢達の士と稱する者も、亦往々にして誠敬の心を失す。況や機智縱橫、其の始めより大義を省みるの心なきものをや。

上來幕末の一段落は、我國家建國以來の異例なり。何となれば、天下志士の力を以て、國事を顛覆し、斯る大變革を起せしは、古來の歴史上、決して比類あること無ければなり。されば此の一段落の歴史に着眼して、天下の人心を忖度し、國家に關せる精神の運動、及び其の情欲と、智識の定度を觀察し、以て將來の變態を卜知するの神算に備ふべし。

此間に七八章の議論あり。要を取て之を言へば、幕末の世季に於て、政府を視ること、蛇蝎の如く思ひなせし感情は、深く一般の人心に熏染して、抜くべか

らず。今郷黨に在て名望ある者も、一朝官路に臨み、其身を政府の關係中に置く時は、前日の聲譽忽ち去り。未だ一事を爲さざるに、誹毀の聲交々至る。是れ將來に於て、國家の進歩上に、大關係を生ずる問題にして、永く治者被治者を惱殺するの一原因たることを論ぜり。其中又言へること有り、曰く、政府を猜疑するの一念を、人心に含蓄せしは、將來の一大不幸と謂ふべし。人々事理の是非を、平心に解釋する事を爲さず。始めより政府の處置は、擧て人民の不幸を爲すものと豫定し。一令一法、一舉一動、悉く不滿を生ずるが故に。此の世間に、政府なるものゝ有らん限りは、不平鬱屈の氣を、晴すこと能はず。然れば則ち、殷政を脱し、周室に歸するも。遂に其思想の放逸、品行の無頼を托するに所なく、永劫抑制の範圍中に、出生入死して終らんのみ。然りと雖も、治者の徳行品操に頼り、自然に感化して、此の人心の惡覺を去り、俾々自適禮義爲俗と云ふが如き境遇に、進歩するやも、亦未だ知るべからず。只恐らくは、現時の方向にして、北方に向ふ者の、將來直に南方の福地に達するの理無きが如きことを。

戊辰の争亂は、其の義不義、忠不忠の沙汰は、且く之を措き。幕直に天下の形勢より、論評を下す時は。畢竟勤王佐幕、二黨の軋轢より生ぜし國亂にして。彼の封建專制の鬱屈不平の氣を込め、一場の砲烟彈雨の中に、發散せしものと言ふて可なり。

斯の如く、既往の葛藤凝結は、此の一場に發散消盡せしと雖も。更に又一種の新事情を生じ、爾來國家の爲に不幸なる形勢を、現出すべき原因を爲せり。今其の大要を言はゞ、此の争亂に、錦旗を奉じ、勇戰奮闘、以て大功を奏したる諸侯の臣屬及び有志と稱せし浪士の一輩は。其の武功を自負し、動もすれば天下に驕り、意氣揚々、轉た他人を輕侮するの有様あり。之に反し、彼れ敗北せし幕府の臣屬及び奥羽一帶の士民、之に荷擔せし浮浪の徒、甚だ無念の思を爲し。再び天下の變を望み、時機を以て、此の恨を報ぜん^と欲し、陰に有名の諸侯を煽動離間し、只管政府の障礙を生ぜんことを企てたり。又首鼠兩端を持し、時を見て勢に就き、功も無く罪も無き諸侯は。彼の有功諸侯の、武勇を誇耀して、天下に臨み。天下の人も、亦自ら畏敬する所あるを羨み。今一回争亂に及ばゞ、必ず強國の名を、天下に

取らんと希望し。頻に軍伍を精練し、兵額を増加し、竊に彼の強藩と氣息を通ずる情とはなれり。爾來八年の間は幸に 天皇陛下の盛徳に頼り、藩國を廢し、武權を收め、斯る事情を漏洩するの時機なかりしと雖も。所謂三つ兒の心は六十迄の理にて、此の鬱結の情は、後來に遺傳し、時と所に應じ、其の趣向を變じ、千變萬化種々に鋒鋷を露出すべき者なれば。眞誠愛國の士は、巨眼を開て、未來の歴史を觀察すべし。是れ或は國家不祥の一大原因となるものならん。

凡そ物、其の内部に鬱滯凝結して、正に發散すべきの道無く。其の力漸く高度に達するに及ては、如何なる堅固の物質を以て、之を密閉するも、必ず迸裂すべきの理なり。其の國事上に於ける、人心の活動も、全く此理に異ならず。乃ち抑壓すべからざる人心を、強て抑壓し。一も洩す所無からしむる時は、次第に鬱結を累ね。其極遂に國家の瓦解を生ずるに至る。今古今の歴史に就て、竊に斯る事情を觀察するに、其の當時の爲政者、其の當時の人心に凝結鬱滯して、惡感覺を生ずる原因を知らず。譬へば病を内部に受くる患者を療するに、醫師診斷を誤り、妄に痛處を截斷し、又は外部より劇藥を注射し、以て一時を保たんと欲するが爲に、

從て其の病症を變じ、遂に救ふべからざる危篤の症に、陥らしむるが如し。又其の人心の變態より言はゞ、最初何となく政府を快く感ぜざる一念より發起し、彼の堤水の漸く漲溢するが如く、或は間隙を求め、蟻穴に入り、單弱なる部分を破り、漸次之を推弘めて、其勢力を増加し、遂に百丈一決、速に其情を伸べんと欲す。是れ其の初めは、只に鬱結の一念なるも、漸く化して、憤發の精神となれるものなり。蓋し此の治者被治者、二つの者の情態は、近く封建の末期に鑑みるべく。又王政維新の後も、自然に斯る臭味を含蓄すること少なからず。故に此の一段の比喻を掲げて、自他の鑑戒に備ふるものなり。

余は王政維新以來、今日に及びし國家の實歴を、論述せんと欲し。之を吾が胸臆に探り、筆研に對ひ、轉た難澁を覺ゆることあり。其は此の八年間の時勢は、彼の舊套を脱して、所謂新奇幸福の地に進入するの勢力、尤も猛烈にして。恰も北狄の鐵騎を驅て、鹿を中原に逐ふか如く。又群龍の雲を起し、群虎の風を呼ぶに異ならず。紛々擾々、東湧西沒、殆ど口を開て、其有様を辯明する所以を知らず。加之此事たる、當代の事歴に關するか故に。自然に他の褒貶に涉り、人の憤恨を來

さんことを恐るればなり。然りと雖も、本論著述の主旨たる之を既往に、現在に證し、以て將來に告ぐる外、他事なきか故に。斷然意を決し、筆を縦ちて、此の八年間、事歴の大略を論述すべし。

王政維新の初め、我が 天皇陛下は、夙に人民の塗炭に苦むを憂念在せられ。爲に封建抑制の弊政を除き、其の屈快の氣を伸べ、漸次に陋習惡俗を去て、至文至明の聖域に進め給ふこと。之を政蹟に照して昭々たり。而して此の慈仁廣大の蔭庇を受けて、殆ど奴隸に等しき苦縛を脱せし、吾人人民は、此の八年間に於て、其の所爲の當に聖徳に戻るのみならず。動もすれば國家の安寧幸福の道に背き、以て聖世を汚濁せしこと、一にして足らず。乃ち論者其人の如きも、其中の一人にして、決して罪責を遁るゝこと能はず。故に今之を筆せんと欲して、慙愧の心悲憤の情交々一身に集り。亦書するに忍びざるもの有り。蓋し既往の追ふべからざるを悟り、將來の戒むべきを知りて。吾れ人、今日より、聖恩の萬一に報いるの道を得ば。只に前罪を償ふのみならず、實に是れ子孫萬世の福なり。

丁卯の歲冬十二月、徳川將軍京都に在り、其の時勢の止むべからざるを察し、遂に

政權を朝廷に奉還し。一旦其の臣屬諸侯を帥ゐて、大阪に退きしが。其の明年戊辰の正月、軍備を設け、再び上京し、將に請ふ所有らんとす。茲に始めて戰端を開きしより、漸く天下の大亂となり。北征東伐、全く二年有半を費し。明治二年、箱館の役を以て終局せり。蓋し朝廷政務の規模、未だ一定せざる勿卒の間、斯る大變に及びしことなれば、取敢へず四方に詔て、勤王の士を招集し。概ね參與の名を以て、參せしむ。而して此等の人物の大半は、幕府の世季に方り、勤王の名を以て顯れたる浪士にして。其他は勤王の各諸侯より出せし貢士なり。故に當時の朝廷を直言すれば、公家其政務の權を持し、而して彼の浪士貢士、之が輔弼を爲せしものなり。斯て争亂中は、大敵の目前に在るが爲に。聊か不満の意ある者も、相互に耐忍して、王事に鞠躬せしが。賊讎既に平定せし後は、各諸侯及び其の臣屬も、悉く其の封内に退き、漸く割據の勢を成し、朝政を疑惑するの狀を顯せり。今此の原因を觀察するに、其の由來頗る錯雜にして、之を論明すること、容易ならず。故に先づ朝政に參せし徴士の情態を序し、次に各諸侯臣屬の情態を述べ、以て當時の事情を明すべし。

戊辰の變動より天下の政權は全く朝廷に歸せしと雖も。彼の封建の狀勢は、依然として舊に依るが故に。當時の政略は、専ら各藩諸侯を制御統治するの事に非ざるは無し。然るに朝政に輔弼たる徵士の中に就て、貢士なる者は、一意に天下の爲に籌謀を盡し、忠實無二の志を致すこと能はざりき。其故如何にとなれば、一身恰も兩君に仕ふるものゝ如く、其身朝に立て、天下の政要を謀議する時は、即ち其の君主を議し、其の故國を謀るにあたるが故に。此に忠なれば、彼に不忠の名を蒙り。其の故舊同列の士より、誹謗を受け、罪惡を鳴らされ。甚しきは、目して國を賣るの奸と呼べるゝに至ればなり。故に節操志氣に乏しき多額の貢士は、媚を本藩に獻じ、朝政の機密、及び天下の藩情を密察し、之を本藩に通じ。其弊たる、全く其出身本藩の探偵者に異ならず。之に反し、彼れ浪士より擧げられたる徵士は、此の時を以て却て大事成就の秋となし。東奔西走、雄辯を揮つて、諸侯の不遜を説き。偏へに朝權を張り、彼の傲慢の氣を抑制せんと欲し。只管忠謀を盡せしと雖も。空論は實勢に勝たず、容易く意見の達すべき有様に非ざれば。遂に化して、一念不平の氣を帶ふるに至れり。

戊辰の爭亂に勤王の功を立てし諸侯の臣屬は、竊に彼れ浪士貢士等の、朝政を專にするを憤り、且甚だ其の無功無能を侮りて、以爲く、天下は再び此輩の紊亂する所とならんと。故に時機を待て、更に武勳を立て、天下の實權を左右せんことを期せり。此時に當て海内の形勢は、全く建武中興の有様に異ならず。若し維新の初めより、大義を守り、王室に忠勤を致して、其の志操を變ぜざる二三の名臣なかりせば。此の國家は、必ず再び戰塵の中に埋没して、永く修羅鬪諍の街と變ぜんのみ。其人の偉功、豈亦思はざるべけんや。

幕府の世季より、戊辰の爭亂平定に至る、其間に於て、尤も勤王の功績を顯はしたるは、薩長土の三藩にして。王政復古の大業も、全く其力に賴て成就すと云ふも、不當の判断に非ず。故に其重き、自然に彼れに在りて。朝廷殊更に威嚴を損して、禮遇し給ふが故に。廟堂上の勢力、漸く一變して、三藩鼎足の姿を顯し。此の權衡に依て、政府の實權を維持するに至る。今これを古昔源平二氏に比すれば、二氏は相峙して、皇室を護り。三藩は合力して、政府の實權を維持せり。然れども、元來出處を異にし、氣質風習を同らせざるが故に、恰も道路を行くものゝ、爪先

を争ひ、道幅を譲らざるが如く。動もすれば一藩の勢力、少しく増減上下する時は忽ち權衡を失し。爲に紛紜を來し、相互に猜忌するの情を生ぜり。時に朝廷の名臣、時々聖旨を奉し、事情を按察し、彼れ此れ其の平を保たしめんが爲に、周旋至らざる所無しと雖も。遂に其の一藩は、勢陪席の姿となりて、自然に鼎足の權衡を失せしものゝ如し。蓋し人心の感動は、神變不測なるものにして。此に之を失ふものは、必ず彼れに之を得んと欲するが故に。其の言行隨處に應化して、出沒窮り有ること無し。されば後來此の鼎足の關係より起因する國家の禍福は、之を隔世の評論に譲るべし。

此の鼎足の勢、其初めは、全く政府の外部に在り。然るに廢藩置縣以來、漸く進みて内部に入り。恰も此の鼎足の權衡を以て、政府を組織せるものゝ如し。故に當時の事情は、内外共に、艱難の極度に達し。假令如何なる有力の政治家と雖も、決して手を下すの術あることなし。其の外に在りては、彼の勤王浪士の餘派、幕府の舊臣、及び開化者流の類、相共に、只管三藩の勢力を惡み。此の國家に大害あるものと爲し、詭言を弄し、雄辯を揮ひ、直接に間接に、縦に横に、痛論排撃するも、

所謂馬耳東風、固より口舌を以て、恐嚇壓倒すべき者に非ざれば。乃ち化して、一類は憤恨を含みて、いよ／＼背き。一類は屈從して、共に俱に強たらんと欲するの情狀を顯すに至る。

前條に於て論述せし各諸侯の朝政を疑惑し。各自に兵力を増加し、隱然割據の形勢を示したるは。彼の廢藩置縣の年に於て、其極に達したる者なり。彼れ政府を見ること、一種の市場の如く。乃ち一規模を立て、天下を制裁することは、到底能はざるものと信認し。竊に以爲く、早晚必ず三藩鼎足の瓦解を來し、天下の大亂を生ずべしと。只其の時機の到來するを、今や／＼と待ちつゝ在りし情勢なりき。加之世間の浮浪輩、稍々都下に嘯集し、出沒反を謀り、其の形勢累卵の如く、天下一日の安を期すること能はず。此時に當りて、突然廢藩令の下るや、全く他の意表に出て、恰も陰雲濛々、將に雨ふらんとするの前、忽ち雷霆の下撃せしが如く、人々相顧みて、言句もなく。則ち顔を見合せて、相共に令に應ぜしものに似たり。

時事談 三

第三編

國勢因果論下

政府は、廢藩置縣の當日より、滿天下の紛雜を、一所に湊合して、頗る多端を極め、爲に各省に、各々一部の全權を與へ、處分を委任し、從來の藩務を、適宜に存廢せしむ。其の大藏省の如きは、遂に制令布告の權を、寮頭に委せらるゝに至る。蓋し政務の紛雜は、天下の紛雜なり、故に天下管に、其の繁令に堪へざるのみならず、往々事實に合せざる命令あるを以て、各地方官は、陽に遵奉せしと爲し、而して陰に緩急を計り、自ら取捨して、之を實地に施行せんと欲するに至る。且つ紛雜に紛れ、時に處分の異同も有るべく、下よりは從來の事情を訴へ、上よりは一定の條理を推し、兎にも角にも、一時抑壓して、此の錯雜を落着せしものゝ如し。爾來各省の權力甚だ盛大を極め、其の大事は、允裁制可を経て、之を施行し、其

の一部の事務は、存廢共に、其長官の隨意に決し、恰も權限無きものゝ如し。其甚しきは、平時欽命を奉し、事を省中に執るも、猶ほ後日の證として、委任狀を要め。若し中途にて、廟議の變するに遭は、之を以て延争の具と爲すに至る。又當時に於て、尤も驚くべきは、各省實費の精算を、大藏に出さず、只に帳簿表面の上に、會計規則を奉し、内實年々歳々蓄積金をなすの流弊あり。今日より、當時の有様を憶念するに、誠に不思議の至りにして、其身茲に生れ、親しく此事を見聞せざるものは、政治上に、斯る流弊の生ずべしとは、思はれ難からん。元來政府の流弊は、政府自ら之を救はざれば、決して他より矯正するの道無く、強て之を矯正せんと欲する時は、必ず反逆の道に出て、遂に天下の安寧を害するの外無かるべし。夫れ政治上の弊害は、天下人民の常に仰望するの地に現はれ、恰も日月の蝕の如く、其の光明の返照を受る地下一帯の者は、誰か之を快とせんや、而して看すく、匡救するの道無く、之を久うして、天下の人心、おのづから惡感覺を生ずるに至るなり。願ふに當時政府部内に在て、斯る流弊を救はんと欲するもの無きに非ず。然れども、各々みづから其の己を正さずして、只管

他を矯正せんと欲するが故に。相互に範圍を堅めて相譲らず。却て各省をして、一層封建的觀念を増長せしむるに至れり。譬へば會計の任に居るものは各省各自に定額を増加し、其の事業を盛大にし。以て功績を顯はさんと欲するの弊あるを察し。其額の適當不適當を問はず、歳入の豫算を推して、一概に減却せんことを欲せり。故に廟堂の上は、時に定額金の争場となり。當時の大臣をして、殆ど其の折合に困難せしむ。其の結局大藏太輔井上馨氏は、金銀出納豫算不足の議を、建白して退職せり。

天皇陛下は、信問を外國に通じ。且大臣をして、親しく外情を視察せしめんと欲し給ふにより。明治四年の冬、歐米諸國へ、大使を發せらる。越ゆる六年の秋、大使異狀なく、歸朝反命せしが。忽ち政府内に、大紛議を生じ。其の結局、參議數名相携へて退職せり。而して此退職の參議は、間もなく連署して、政務の過失を歴舉し。此の弊害を救正するには、民撰議院を開發するに若かざるの奏議を上れり。是れ則ち當今民撰議院論の祖にして、誠に其の開導者とも稱すべき者なり。當時參議諸氏の退職せし餘響は、忽ち延て四方に波及せり。其の尤も甚しきは

近衛隊士官下士官の大半、病を以て職を退きし是なり。今其退職せし者を見るに、其大概は、彼の三藩より徵集せられし黷跡の士にして。嘗て戊辰の役に從軍し、勤王の爲に、尤も戰功ありし者なり。されば天下の物情何となく安寧ならざるを以て。恐れ多くも天皇陛下、親しく近衛隊に上諭を下したまふこと、兩度に及びしかども。遂に其効なく、一軍擧て瓦解せし有様なり。幸に病を受けざる諸士官の忠勤に頼り、漸く驍面を全ふすることを得たり。

余此の一件に就き、熟々之を考ふるに。是れ乃ち國家進歩の一段落にして。彼の維新前後に養成せられし勤王功名心の、不意に勃發せしものと云ふべし。蓋し此の八年間の事歴を論述するに、其の大概は、安寧幸福の道に背き。上聖明位を正して、國家臣民の爲に、治圖を立て給ふ天意に、戻りしことのみなれば。時に筆を投じて、痛嘆悲泣に堪へざるものあり。然れども又顧みて、之が實情を察するときは。是皆決して争亂を希ひ、安寧を害するの意に出るに非ず。則ち忠君愛國の心ありて、至誠足らず、智慮密ならず。妄に自負自信して、意地を立つるの致す所なり。故に今より既往を省み、將來を戒むる時は。亦以て聖恩の萬一に

報告するに庶幾からんか。

肥前佐賀の舊藩士族は、政府の紛議より、其の禍延て陸軍部内にまで波及せしと聞き。之を好機とや思ひけん、則ち七年正月頃より、黨類を嘯集し。征韓論及び封建論等を主張し。其の二月中旬に至り、遂に兵端を開き、熊本鎮臺兵の不意を襲撃し。一時兇骸を西海に漲すの勢なりしが。其の下に至り、征討軍の力に因り、漸く鎮定せり。此の争亂は、僅々二句を出でずと雖も。其の官賊の死傷、數百名に下らず。嗚呼、共に是れ天皇陛下の臣民にてありながら。一朝の私憤のため、國家に背き。討ち討たるゝに至りしは、傷ましき限りなり。就中江藤新平氏の如きは、夙に聖明の知遇拔擢を蒙り。其身久しく顯職に在て、永く司法卿にも任ぜられし人なり。其の退職するや否や、忽ち政府の過失を駁し、民撰議院を主張し。又去て此の亂黨の魁首となる。余は嘗に此人の爲に憐むのみに非ず、實に是れ聖世の汚辱にして、而も國家の失體なり。雖然、其身政府に在りて、威權を弄し。一朝議の合せざるを以つて退職し。忽ち政府の敵手となりて、既往の過失を擧げ。悉く之を當局に責むるは、獨り江藤氏のみならず。即ち當時

朝臣たるもの、通情なり。

當時世局の情勢を觀察するに、嘗に佐賀の反黨のみならず。亦嘗に江藤氏一人のみならず。滔々たる天下の士民、悉く機會もあらば、己が志す所を爲さんと欲し。竊に相窺ふの情あり。只其の形蹟の反と亂とに顯はれざるこそ、誠に國家の幸福なれ。是れ蓋し天皇陛下の稜威と、海陸軍人の忠義心に頼り。此の亂萌を、未然に消滅し。自他冥々の中に、期せざるの幸福を得たるなるべし。熟々顧みれば、我が國家は、屢々溝水の上を經過せしものと謂ふべし。將來の福地は、果して何れの處にか。

我が政府は、佐賀反黨の平定せし後。直ちに積年葛藤せる臺灣の事件を落着せんと欲し、師を出して彼の生蕃を討せしむ。事延て清國との大關涉を生じ。殆ど兩國間に於て、開戦すべきの形勢なりしが。是れ亦天皇陛下の盛徳に頼り、異議なく平和の局を結ぶことを得たり。

今此の一件に就き、民間の有様を大畧記述すべし。當時の情勢は、甚だ紛紜を極め。人々各自に意見を異にして、天下に絶叫せり。然れども皆悉く、我が國家の

危急存亡の秋なりと思惟し。苟くも日本帝國あることを知る者は。みづから進みて、之を救済するの方略を講究し。曰く戦ふべし。曰く戦ふ可らず。曰く此大難を生ぜしは、則ち政府の罪なりと。紛々擾々其の混雜は、言語に絶え果たる有様なりき。斯く物議騷然として、端緒なきが如しと雖も。此の人心を巡察して、其の源流を分つ時は、畢竟二派に過ぎず。其の一派の觀念を言は、元來此の大難の端は、彼れ三藩の功名家、妄に武功を貪るの心より之れを企求し。廟堂上未だ謀議の熟せざるをも顧みず。輕々外征の師を出すに至れり。抑も舊參議諸氏は、嘗て征韓の議を建て、容れられず。而かも未だ半歳ならずして、師を海外に出す。若し臺灣討すべくんば、朝鮮の不禮も責むべきなり。實に我が政府は、翻覆常なく。屢々平地に風波を起すものなりと思惟せり。又其一派の觀念を言は、政府元來、妄に文明開化の修飾を事とし。動もすれば、歐學者流の舌頭に附着し。書生の空理空論、世に合せず、人に通せざるの奇說變策を、妙計とし。直に之を天下國家に施し、吾輩人民をして、恰も雲梯を度り、虚空を歩むの思をなさせしめ。今や人々方向を失ひ、其趣向する所を知らざるに至る。而して赤心國

に報んとする者を目して、一概に頑固となし、舊弊となし。之を退けて、以て皇國固有の正氣、即ち尙武の風を消滅し。祖宗建國の規模を破壊せり。嗚呼時なる哉。今の時に方り、吾輩自ら任して、功を矢石の間に顯はし、忠を盡し、義を盡し。以て天下柔弱の風を一變し、皇國本來の性質を恢復すべしと思念せり。顧ふに政府は、虚心平易、以て國家人民の幸福をのみ之れ圖れると雖も。猶ほ各箇人々の意想より、種々の見解を下し。此の不當の觀をなせり。譬へば人の臆臆中に在て、みづから怪を起す時は。枯木頑石も、妖魔と變ずるが如く。國歩をして臆臆たる境遇に進ましむる時は。其の人民の思想、全く惑亂分裂。遂に復た救ふべからざるに至る。

清國和議の報ありしより、民間の物議は、朝霧の霽るゝか如く。日輪東方に出て、夜鬼の消滅するが如く。早晚となく鎮靜して、又是非論難するもの無し。然るに嘗て一回烈しく政府の處置に、不滿の感動を生ぜしか故に。此先き猶都表もなき事の出て來て、再び國家の大害を醸さんことを恐れ。各自に思慮を勞し、爲政の得失を縦横論駁し、以爲く是れ以て天下卑屈の情を一洗し、自主自由を言

論に占有すべしと。漸く四方を勸誘して、滔々たる天下人民の口舌をして、盡く政治を非難するの門戸と爲さしめんと欲せり。是れ則ち彼の舊參議諸氏の建議に胚胎して、稍々生出せし政事家の一類なり。而して此の一類に同せざる者も、亦みづから民権の題目を揚げ、みづから擇みて、幸福安全の地を求め。直に之に進入せんと欲するもの、如し。然るに或る一派の如きは、寂として消息なし。意ふに此の一派の觀念には、必ず以爲く、今や海内稍々無事、天下太平の姿となりしに由り。彼れ理窟口舌を以て賢とし、能を競ひ、藝を高ぶる者、世上に臂を攘ふと雖も。一朝事變に際せば、吾輩の一臂を假らざるを得ず。願ふに政府は、少しく目下の危を免るゝときは、忽ち亂時の將來に在るを忘れ。文明開化の建立を事とし、其修飾に時日を曠うし。却て吾輩憂國の士を、忌疑貶斥するの處分多し。暫く世の變遷を待て、氣節を顯はすべしと、思惟するなるべし。余は此の二派の觀念を、觀察するに。未だ悉く事實を擧て、證明すべきもの無しと雖も。既往の歴史より、之を推究する時は。必然此の變態を、今日に含蓄すべき理なり。然りと雖も、維新已來八年間に於て、今日は最も無事の時運に當るが

故に。陛下の德澤、四方に流れ、政府の法令、漸く海内に信せられて。天下の人民各自疑惑の念を去り。忠實一片の心に歸し。只管資生産業に従事して、他念なきに至らんも、亦未だ知るべからず。之を要するに、既往の事實に顯れたる國家の不幸は。悉く皇國臣民の忠實心より發起し。其意決して國を害し、世を傷ひ、禍を後世子孫に貽さんとの事に非ず。然らば則ち、國家に忠實なりと思惟する事業も。至誠を盡し、智慮を盡して、其時と處とを省みざれば、却て國家の大害を招くの因縁たることを察すべし。以上八年間の歴史に就て、一言之を評論せば。或る一派の誠心を盡して、國家の幸福を經營する時は。則ち或る一派の不滿を生じ。彼此相妨碍して、遂に其の經營を廢するのみならず。却て國家の災害を招き。益々奮て之を行へば、國家の災害も亦益々加はり。遂に身死し功立たざるもの有るに至る。今其の志を推すに、皆是れ國家を救正するの意に出て、反て反對の結果を受け。後世の人をして、轉た其の恐を憐み、其の不幸を悲ましむ。

此間に一章あり、文格全く變して、前後に連絡せず。然れども其意甚た面白し。

記して以て當時事情の参照と爲す。曰く、
政府なるものは、富者に與せず、貧者に私せず、賢者に黨せず、愚者を侮らず。只天下の平を持し、安を保ち、國家を隆盛の域に進むることを目途とするが故に。決して吾人が情欲の奴隸に非ず。又吾人が所望の黨援にも非ず。然るに今僅々たる開化者流の類は、國歩と相去ると、已に望遠鏡の及ばざる所に輕進し。其神行に誇り、顧みて政府の逡巡を侮り。聊か囊中に貯へあるを自慢し。其の需求する所のもの、其意に満たざるが爲に、政府は此事を企つべし。彼を爲すべし。然らざれば吾輩の不自由なりと。嗚々不平を訴て止まず。意ふに政府なる者は彼等僅々たる開化者流の望に供せんが爲に、國家至重の税金を浪費するの理あるべからず。請ふ看よ、中下の民間に在ては、刑罰を質とし、金錢を借り、以て營業の資本と爲すものに非ずや。刑罰を質とするとは謀判等を知りて、金錢を貸與す。後に訴訟する時、刑罰附なれば、負債者の質一層重きを以て信用となすと云へり。されば斯る苦境に沈淪せる者を先づ救濟し。俱に共に幸福の地に進ましむるは、政府たるもの、勤めなり。
卑諺に云く、牛に引れて善光寺に詣ると。其の信者不信者を論せず、引つ引れ

つ將來幸福の地を指して、漸次に進入すべきは當然なりと雖も。世の誘導者先達とも稱すべき者の政府を云ふ、牛に引れ遂に虎に騎るに至らば。可弱き婦人小兒は、連れに離れ、路に迷ひ、途方に暮れて。自ら宿を求むることもならぬ仕合に立至るべし。また一方には自分の力量に隨分歩行し能ふものも、却て意地になり。馬や車と苦情を言ひ、果ては横道に入り、路艸を取る氣になるは、人情の常なり。然るに斯る者は都て我輩の同行にあらずと、貶斥するとも。乃ち國歩は、此等の者も、同行の中に算入し。時運は、此等の者をも、載乗して變遷するが故に。其の結局は、目的を外れ、思はぬ處に立ち到るべし。故に世の誘導者、即ち先達たる者は、殊更柔弱未練の者、地理不案内の者に、一層注意し、以て國歩の漸進を謀るべし。

夫れ一國の文明、政道の善美は、即ち一國君民の合躰の上に顯はるゝ文彩なり。故に其巧其拙は、治者の賢否に在りと雖も。其文理の云何は、全く其國家の性質、其人民の風俗習慣に由て發現し。萬國決して同一ならず。假令君主は堯舜の聖徳あるも、坦然無爲にして、今日澆季の人民を治むべからず。蓋し君徳は、其國

の性情、其時の形勢に應し。其人民の品位相當の法を制し、現在の有様に就て之を整へ。徐々に將來に向つて、幸福あるの地に誘導すべきものなり。之を水を治むるに譬ふ、其水勢に従ひ、奔湧激突、以て田園を暴流するの憂を制し。堤を築き、梁を作り、迂回曲折の處に應じて、以て術を施し。漸く之を大海に放流するが如し。然るに彼の性理を主として、政を論ずる者は、必ず謂はん。水性は只低きに就て走り、尤も河道の曲折を忌む、宜しく一直線の河道を開鑿し、以て之を誘導すべし。是れ水性に従て、水を治むるの術なりと。若果して此説に従ふ時は、百年水を治むるも、決して其功を收むること能はざるなり。何となれば、人間の思慮は、如何に神妙なりと雖も。現在せる河道の高低曲折の形勢を離れて、算測を立て、以て實地に之を施さんと欲する時は、必ず意外の大難に衝突し。前にも往くと能はず、後にも退くこと能はざる境遇に、墮在すべし。夫れ水性は低く、就くが故に、自ら河道を作す。其河道に従ひて之を治め。其奔湧激突の憂を制すれば足れり。豈迂回の曲折を嫌て、必ずしも直道を求むることを爲さんや。是故に國を治むる者、必しも性理家の理想を主とせず。現在人民の安寧を保ち、

國家の災害を除くことを得ば、亦以て足れりと謂ふべし。

此間二三章あり、其要を取て之を言へば。政府は維新以來、速に國家の進歩を促さんと欲し、百方其の方術を下すと雖も。其の爲す所、一も功を奏せず。却て人民の輕進を招き、從て資産を破り。流離顛沛せしもの少なからず。然るに彼の有司者、動もすれば嘆息して、罪を人民の未開に歸す。願ふに人民にして、十分の智識才能あれば。決して斯る政府の關涉を要せず。其の政府の關涉せし所以のものは、所謂人民の未開を開發せんとの意見に出でしならん。然れば則ち、此の無功の結果を以て、之を人民の未開に訴ふるの理萬々あるべからず。故に余は竊に疑ふ、或は有司者、己れが所好を以て、人民を勧誘し。却て人民を誤りしに非ざるかとの意なり。又其の末段に曰く、此の八年間の事實と、人心とは、朝暮に翻覆し。之が概略を論述するの余も、猶颶風中に在るの思ひありて、甚だ觀察を紊り。其の論緒の錯雜せるを、悟らざるなり。偏に筆研の南針に従ひ、此の波浪の荒涼たる世海の紀行を作り終り、回顧するに、彼の雲雨風濤は、一抹の墨痕と化し、遠く蠻野の國に流れ去れり。願くは今日海上